

東北学院大学  
経済学論集

---

[論 文]

2000年代の山形県における全通労働運動(4).....岩 本 由 輝(1)

昭和後期・平成期における税務会計の発達

—税務会計の展開とゆらぎ—.....高 橋 志 朗(23)

計算貨幣論におけるマルクスのステュアート評

—価値概念の観念性について—.....泉 正 樹(39)

欧州自動車メーカーのモジュール戦略の実態調査

—VW, Smart, PSA, Daimler, BMW, Audi—.....目 代 武 史(61)

---

2009年12月

(第172号)

東北学院大学学術研究会

東 北 学 院 大 学

經 济 学 論 集

第 172 号



# 2000年代の山形県における全通労働運動(4)

岩 本 由 輝

I. 全通労働組合同規約の全面改正と全通山形地区（以上、第169号）

II. 組織機構の改革と全通山形地区（以上第170号）

III. 郵政民営化の再燃と全通山形地区

1. 郵便事業の新生問題の提起
2. 全通の2001年度運動方針
3. 全通山形県連協第2回総会
4. 全通東北地本の2001年度活動方針
5. 参議院議員選挙の総括
6. 郵便事業の新生をめぐる臨時中央委員会（以上、第171号）
7. 全通東北による行革対応オルグの実施
8. 郵便事業財政問題と郵便事業新生
9. 2002全通春季生活闘争方針
10. 2002春季生活闘争方針の審議と決定
11. 2002年春季生活闘争の展開
12. 第3回地方委員会の開催（以上、本号）

III. 郵政民営化の再燃と全通山形地区

## 7. 全通東北による行革対応オルグの実施

2001年10月14、15日、岩手県岩手郡雫石町の南部富士見ハイツにおいて全通東北地本第4回執行委員会が開かれている。10月6日の全通第115回臨時中央委員会における決定への取り組みが議題の中心であった。7月29日に実施された第19回参院選において自公保3党で参議院の議席の過半数を占めたことから、小泉純一郎内閣のもとで郵政民営化の動きが再燃してきた。1998年制定の中央省庁等改革基本法において規程された2003年からの郵政公社への移行に向けて、「民営化等の見直しは行わない」ということを前提に制度設計を進めてきた全通にとって、「郵政事業の民営化」を持論とする小泉が、参院選の余勢をかって「聖域なき構造改革」と称して、公社化後の「郵政三事業の在り方を考える」という動きを強めてきたことはきわめて大きな問題であった。それへの対応は第115回臨時中央委員会の決定により示されるわけであるが、それをどのような形で実行するかは、公社化の制度設計との兼ね合いで難しい判断を必要とするものであった。

11月8日、山形市のパレスグランデールにおいて連合山形第14回定期大会が開かれているが、

全通山形県連協議長田村潤治が連合山形副会長に再任されている。

11月13日、仙台市の仙台国際ホテルにおいて全通東北地本第5回執行委員会が開かれている。

11月14日には山形市のパレスグランデールで民主党山形県連躍進の集いが開かれている。

11月15日から県内各支部ごとに全通東北による行革対応オルグが実施されているが、それを列挙すると、

11月15日と16日に山形貯金支部に対するオルグが山形市の山形貯金センター会議室にて。

11月20日に米沢地方支部に対するオルグが長井市の西置賜労働福祉会館にて。

11月21日に同じく米沢地方支部に対するオルグが南陽市のワトワセンター南陽にて。

11月21日にはまた酒田地方支部に対するオルグが酒田市の勤労者福祉センターにて。

11月21日にはさらに鶴岡地方支部に対するオルグが鶴岡市の勤労者会館にて。

11月22日には最上地方支部に対するオルグが新庄市の新庄市民プラザと尾花沢市の共同福祉施設にて。

11月26日には山形中央支部に対するオルグが山形市の山形中央局会議室と山形南局会議室にて。

11月27日にはまた山形中央支部に対するオルグが山形市の山形中央局会議室と山形南局会議室にて。

11月27日にはさらに米沢地方支部に対するオルグが米沢市の置賜総合文化センターにて。

11月28日には再び山形中央支部に対するオルグが寒河江市の労働会館にて。

12月4日には再び鶴岡地方支部に対するオルグが鶴岡市の勤労者会館にて。

12月5日には最上地方支部に対するオルグが新庄市の新庄市民プラザにて。

12月12日には再び山形貯金支部に対するオルグが山形市の山形貯金センターにて。

のとおりである。

この間、11月17日には東北地本第2回男女共同参画委員会が仙台市の東北郵政局で開かれている。

11月19日には山形県平和センター第12回総会が山形市の山形県勤労者福祉センターで開かれたが、全通山形県連協議長田村潤治が平和センター副議長に再任されている。

11月26日、全通山形県連協第2回幹事会が山形市の山形県勤労者福祉センターで開かれ、11月15日からすでに実施されている東北地本統一オルグをめぐる話し合いが行なわれている。

12月10、11日、全通東北地本第6回執行委員会が宮城県宮城郡松島町の大観荘で開催されている。

12月11日、連合山形女性委員会第1回役員会が山形市の山形県勤労者福祉センターにおいて開かれている。

12月26日には最上地方支部。27日には米沢地方支部簡保分会、28日には山形中央支部および山形貯金支部、31日には酒田地方支部および鶴岡地方支部において山形県連協議長田村潤治による年末激励オルグが実施されている。

2002年を迎えて1月3日、民主党代議士鹿野道彦の新春のつどいが開かれる。

1月9日には山形市の山形県勤労者福祉センターにおいて連合・平和センター・友愛会2002年新春旗開きが開催されている。

1月21日、22日には仙台市のTG会館において全通東北地本第2回青年委員会が開かれている。

1月22、23日には仙台市の秋保温泉岩松屋で全通東北地本第7回執行委員会が開かれている。

1月27日には山形市のパレスグランデールにおいて社会民主党躍進2002年新春県民の集いが開かれている。

2月7日には山形市のあこや会館において山形県連協第3回幹事会が開かれ、第116回中央委員会議題の審議などを行なっている。

2月9日には仙台市の東北地本書記局において全通東北第3回男女共同参画委員会が開かれている。

2月12日、仙台市の仙台国際ホテルにおいて全通東北地本第8回執行委員会が開かれている。

## 8. 郵便事業財政問題と郵便事業新生

2月16日、静岡県田方郡伊豆長岡町のホテル富士見ハイツにおいて全通第116回中央委員会が開催されている。

中央委員会の冒頭、中央執行委員長石川正幸が挨拶に立つが、その要旨は、

### 02春季生活闘争を巡る情勢と全通の闘争方針

国営企業部会6組合は苦渋の選択を行い、春季生活闘争史上最低額の500円を賃金引き上げ額とした。組合員の皆さんに不満があることは承知しつつも、私たちの賃上げは民賃動向に影響されることは避けられないことから、やむを得ない判断であることを是非とも理解いただきたい。

さて、私は5.6%、337万人に及ぶ完全失業は、社会問題であると指摘したい。社会問題であるが故に、政府・企業・労働者が、すなわち国民全体が、等しく問題解決に向けて心血を注ぐ必要があると考える。

まず、政府は、景気回復策としてGDPの60%を占める個人消費の拡大に繋がる政策を打ち出すべきであり、雇用を生み出し、医療・年金・介護などの社会保障制度の改革で、将来不安を払拭するなどの需要拡大策をとるべきである。しかし、政府は「医療費の3割負担」や「課税最低額の引き下げ」の検討を行っており、消費マインドに一層の冷水を浴びせる政策と言わざるを得ない。

連合は1千万反対署名行動を展開しており、全通としても大衆行動として積極的に取り組むこととする。消費の拡大から経済を回復させ、併せて、雇用の創出を図る中から、日本経済の自立的回復を目指すべきと重ねて訴えるところである。

日本経済は当分の間、ゼロ成長の軌跡を推移すると想定されるが、私たち自身も、右肩上がりの経済を背景とした生活や働き方を見直す時期に来たと判断する。余暇の活用をはじめとし

た「真に豊かな生活」をめざすことが重要であり、全通としても組合員の皆さんの「自己実現」に向けて、サポート役を果たしていくこととする。また本年4月からの高齢者再任用制度の導入にともなって、郵政職場の労働力構成が4構成の複合型労働力構成となることから、多様化する労働力構成に対応する職場と仕事のあり方等を検討する研修会を立ち上げるべく、本中央委員会以降準備に移り、次期全国大会を経て研究会で本格議論を開始し、企画管理局、郵政事業庁に政策提言を行うことを申し上げておく。

いずれにしても、低成長下での春季生活闘争においては、賃金引き上げの闘いのみでは私たちの生活を改善することはできず、雇用・社会保障・教育・税金・育児・介護・時短などの諸課題にとりくむ「総合的生活改善」、「総合的労働条件改善」の闘いへと発展させていく必要がある。

#### 行革対応と公社の制度設計

郵政公社設立に向けた関連方策は、現在、郵政公社統括官室を中心として策定作業の段階にある。第56回全国大会までの時間帯は、公社法の策定から、現在会期中である第154通常国会で審議・成立をめざすという極めて重要な時期に位置する。

関連する公社法案は、12月20日に示された大臣研の「中間報告」に沿って法律化されるものと思われるが、「中間報告」が第54回全国大会および第114回中央委員会決定に基づく「全通のめざす公社像」とほぼ一致しているとはいえ、出資、資金調達、納付金など、現段階では必ずしも盤石な公社体制が確立されてはおらず、今後も公社の自律的・弾力的経営の観点から注視していかなくてはならない。

同時に、最大の課題は郵便事業への「条件付全面参入問題」である。民間参入のあり方については、①郵便のユニバーサルサービスの確保、②クリームスキミングの排除、③通信の秘密等の利用者保護、④公社への経営自由度の付与、などの基本的主張は盛り込まれたものの、具体的条件の決定はこれからの作業であり、郵政事業財政に直結する課題でもあること、また、雇用問題にも影響を及ぼすことから、最大限の対策を講じる決意である。130年の永きに渡って構築してきた24,800のネットワークと、ユニバーサルサービスの提供が崩壊する参入条件は認める訳にはいかず、的確な対応を図ることとする。

併せて、小泉総理の主張する基本法第36条6項の「(純一郎) 民営化等の見直しは行わないものとする」とある条文の削除要求については、(中央省庁等改革基本法) 議会制民主主義の否定であると強く戒めるものである。小泉総理が行うべきことは、国を司る責任者として、法律に従って忠実に政治を執行することであり、「個利個略」の策動については、厳しく対決していくことを表明する。

#### 逓送部門・事業団部門

郵政部門と同じく予断を許さない状況にあるが、組合員と家族の生活を守るために、中央執行委員会一丸となった対応を引き続き行っていく。

全通としては、郵政公社が21世紀においても、国民や地域社会にとってなくてはならないライフラインとして事業展開ができる法律を作り上げるために、中央・地方一体の取り組みを更

に強化しつつ、公社法定までの第2ラウンド、成立までの第3ラウンドを組織の総力を結集して闘い抜くこととする。

#### 郵便事業の財政状況

第1四半期及び第2四半期における郵便業務収入状況は、概ね前年並みの収入額を確保してきたが、第3四半期は、対前年実績同期比マイナス204億円と急激な落ち込みとなった。その結果、第3四半期末累計では対前年実績同期比マイナス252億円という大変厳しい財政状況となっている。要因としては、取り扱い物数が対前年2.1%増でありながら、第1種から第2種及び切手貼布から料金別後納への移行と併せて、単価の高い特殊取り扱いの減が影響している。

また、これを予算上から見ると、<sup>(2001)</sup>13年度補正予算は246億円の赤字予算であり、現状の業務収入から推測すれば、<sup>(2001)</sup>13年度の実績見通しは200億円程度の赤字が見込まれるところである。問題は、<sup>(平成15)</sup>03年の公社スタートにあたってこの郵便事業財政が大きく影響を及ぼすことであり、<sup>(2002)</sup>14年度の決算をいかに収支均衡とするかが問われている。つまり、公社移行に向けて強固な事業基盤を増収対策と経費節減対策をセットで取り組む中で、黒字体質を作ることが求められている。

私たちは、その意味からしても、<sup>(2001)</sup>庁の示した<sup>(2005)</sup>13年度から17年度までの中期財政見通しに基づき、いわゆる「郵便事業の新生」に積極・能動的に対応をしてきているところであるが、改革元年ともいえる<sup>(2001)</sup>13年度決算に予測と大きく差異が生じることに憂慮するものである。残る期間、増収対策に労働組合として協力することは勿論であるが、経費節減に向けては経営者たる企業管理局、事業庁に明確なリーダーシップを強く求めるものである。すなわち、「郵便事業の新生」議論を通じて繰り返し主張してきたとおり、構造的赤字体質の抜本改革を、企業管理局、事業庁はまず自らの責任を明確にする中から実行すべきであると、改めて申し上げる次第である。

したがって、全通としては、公社関連法案の審議とも密接に関係するこの緊急的な郵便事業財政問題について、「郵便事業の新生」に向けた施策の実施を基本に、裏表一体の課題であるあらゆる分野での高コスト構造等の改革の進捗状況を見定め、具体的対応策について検討を行うこととする。

#### 組織現状

本中央委員会を契機に今一度、各機関の執行体制を組織拡大シフトに切り替えるよう要請する。

<sup>(平成10)</sup>98年度から、行革対応を組織の拡大に結びつける取り組みの強化を行ってきたところ、確実に未加入者は減少して、現在2万5千人となった。しかし、未だに2万5千人存在すると表現した方が良いかも知れない。全通が公社の制度設計に大きな役割を果たしていることは、衆目の一致するところである。また、「ZENTEILネッサンスⅡ」に紹介されたように、新しい労働運動の領域にも全通運動を理解いただく環境を、公社発足の前夜までに何としても創り上げなくてはならない。そのためには、各機関が改めて条件整備を行う必要があり、体質改善すべきことは主体的に行う中から、公社における郵政労働運動の創造を果たすべきことを訴える。

最後に、当分の間、地球規模で激変する政治・経済・社会の情勢下での企業活動と労働運動は不可避である。こうした時こそ、創造性ある思考としなやかに変化していける強固な「エンジン」を有する組織が生き残ると考える。「変化からの創造」は、新たなステージに向かう第一歩である。郵政関係者の「変化からの創造」が郵政公社の将来を左右することにもなる。私たち全通もこのことを肝に銘じ、自ら変化する中から21世紀における労働運動と郵政事業の創造に全力をあげることを表明し、中央執行委員会を代表しての挨拶とする。

というものであった。

## 9. 2002全通春季生活闘争方針の提案

ついで、「2002春季生活闘争をはじめとする当面のとりくみ」、すなわち全通2002春闘生活闘争方針の審議に入るが、その「提案にあたって」において、

2002春季生活闘争は、雇用をかけた闘いです。政府は雇用情勢の改善に向けた緊急的な雇用創出策を実行するとともに、景気回復策を講じるべきであり、全通は連合の仲間とともに積極的に「総合的労働条件改善闘争」と位置づけて闘います。

併せて、第56回全国大会までの間、中央・地方が一体となり、全通のめざす公社の実現に向けて公社法の成立に全力をあげることにします。

1. 2002春季生活闘争は、デフレ経済とマイナス成長という出口の見えない経済情勢の中での賃金引き上げ闘争となります。また、このような経済情勢を反映して完全失業率は5.5%（昨年11月時点）にのぼり、不良債権処理の動向如何ではさらに厳しい雇用情勢となることが予測されます。したがって、これまでの春季生活闘争とは異なり、賃金引き上げより雇用を優先した「雇用維持春闘」となります。

政府は、雇用情勢の悪化は問題視してはいるものの、対策は極めて不十分であり、雇用の拡大策や将来不安の解消に向けた医療、年金、介護、保育等の社会保障制度の改善を早急に行うよう求めるものです。

2. 連合は、厳しい経済と雇用情勢から、2002春季生活闘争を雇用と生活を守りぬく闘いと位置づけ、統一要求基準を「賃金カーブ維持分+ $\alpha$ 」と確認しました。併せて、産業・企業の経営環境の悪化と、かつてない先行き不安の中でのとりくみであり、すべての職場における雇用の維持・安定を求めるとともに、雇用の創出に全力をあげることにしています。

こうした中、国営企業部会は、「連合方針および民間単産の要求状況を見極め、具体的要求内容を決定する」としており、全通としても議論の推移を見守りつつ、国営企業部会と共同歩調をとることとします。

3. また、2002春季生活闘争では、新たなテーマとしてワークシェアリングの議論が本格化されようとしています。政労使協議によるワークシェアリング議論の開始についても方向づけされましたが、私たちの「働き方の文化」を見直すものであり、政労使協議および他産別の議論次第では、郵政関連職場における働き方等についても検討する時期が早晚訪れること

が予測されます。

以上のように春季生活闘争の闘い方やあり方は大きく変化しようとしていますが、連合の仲間とともに雇用創出策をはじめ、賃金・時短などを含めた政策要求の実現に向け、「総合的労働条件改善闘争」と位置づけて2002春季生活闘争を闘うこととします。

4. 全国大会以降、公社の制度設計に向けては、組織の全知全能をかけて「総合生活支援ネットワーク事業」に沿った公社の骨格づくりに全力をあげてきました。その結果、昨年12月20日、「郵政事業の公社化に関する研究会」は各方面からの意見をもとに「中間報告」をまとめました。

今後、私たちの雇用に直結する公社関連法案は立法化作業の上に、第154回通常国会で審議されることとなります。中央でのとりくみに連動して、地方でとりくむべき具体的行動に全組合員が参画する中、私たちのめざす公社をつくりあげることが重要です。

中央執行委員会は引き続き緊張感を持ち、郵政部門・通送部門・事業団部門の組合員の雇用と家族の生活を守るために、行革対応第4ステージの指導に万全を期します。

5. 私たちをとりまく情勢はこれからも変化に次ぐ変化で、様々な分野に变革を求め続けると考えられます。また、過去の常識も通用しない時代となっています。国も組織も個人もとりまく環境の変化に的確に対応を行いつつ、新たな指針を創造し、目標に向かって進んで行くことが重要です。

2002春季生活闘争をとりくむにあたって、「変化からの創造」を本中央委員会に持ち寄るよう、全職場での体制づくりと活発な討論を要請します。

といたうえて、「とりまく情勢と課題」を、

日本経済は、マイナス成長の軌跡を辿りながら低迷の度合いを深めようとしています。小泉内閣の進める構造改革は高い支持率を得てはいるものの、その実効性は極めて不透明であり、様々な分野における将来ビジョンを示し、必要な改革を進めるべきです。

郵政三事業も変化する環境に適応した事業戦略と経営方針の確立が求められており、公社発足に向けた強固な事業体づくりが重要です。

## 1. 社会経済情勢

- (1) 世界経済の同時的な減速の中にあって、日本経済もますますデフレスパイラルが深化しています。個人消費では、その動向を左右する家計収入において定期給与が前年を下回り、実質消費支出も減少しています。企業活動においても設備投資の動きは鈍く、鉱工業をはじめIT関連品目においても生産が大幅に減少し、在庫率は高い水準にあります。これらを背景に輸出・輸入ともに大幅に減少し、国際収支における貿易・サービス収支の黒字は横ばい状態となっています。

また、昨秋の米国における同時多発テロ事件、それに続くアフガニスタンの戦禍が世界経済に暗い影を投げかけており、景気の動向は予断を許さないものとなっています。

- (2) 雇用情勢は昨年11月に完全失業者数が350万人、完全失業率は5.5%にも達し、このうち

世帯主の完全失業率は3.8%と過去最悪を更新するなど、これまでになく厳しさを増しています。今後、金融業界などにおける不良債権処理等の動きがさらに進めば、融資先企業の経営破綻や人員整理など、雇用情勢がますます悪化することが懸念されます。今年1月に雇用対策臨時特例法が施行されましたが、その内容に一定の意義はあるものの、規模、要件ともに不十分なものであり、今後一層、強力な雇用創出、再就職促進、失業者支援などの対策が不可欠です。

- (3) 政府は、「今後の経済財政運営および経済社会の構造改革に関する基本方針」に基づき、構造改革の道筋を示す「改革工程表」をとりまとめるとともに、改革を強力かつ迅速に遂行するために決定・実施すべき施策を「改革先行プログラム」として決定し、早急な実施に努めるとしています。しかし、これらは市場万能主義を原点とした規制緩和などによる市場活用論に依拠し、国民のみに「痛み」を強いかねない、弱者切り捨ての危険性をはらんでいます。

## 2. 行政改革の動向

- (1) 「構造改革なくして景気回復なし」を標榜する小泉内閣は、昨年末に相次いで特殊法人整理合理化計画、医療制度改革、公務員制度改革大綱などを打ち出しました。しかし、いずれも明確な将来ビジョンなきまま「改革」の形だけを推し進め、その負担を一方的に勤労者・国民に強いるものになっています。

特殊法人改革では、公共サービスの役割などの基準を示さずに、「はじめに廃止・民営化ありき」として組織変更を優先させたものといえます。2002年医療制度改革は、抜本改革を先送りしたまま、患者・被保険者の負担増になる単なる財政対策にすぎません。また、公務員制度改革では、「労働基本権のあり方」の根本問題には一切触れず、内閣や各府省の人事管理権限だけを強めるものとなっています。このような小泉内閣の姿勢は、景気対策の不在とあいまってますます国民生活を不安に陥れ、かつ、雇用の縮小を招くものとなっています。

- (2) 2003年の郵政事業の公社化に向けた制度設計については、昨年12月20日に総務大臣の「郵政事業の公社化に関する研究会」（略称「大臣研」）が「中間報告」をとりまとめ、公社関連法案の基本的考え方を示しました。「中間報告」のうち、公社制度のあり方については、中央省庁等改革基本法（98年制定）第33条に、①三事業の一体承継、②独立採算制の下における自律的・弾力的経営、③企業会計原則による財務会計、④国家公務員身分を基本とした人事制度、⑤情報公開の徹底、などが盛り込まれました。

しかし、郵便事業への民間参入については、前述した小泉内閣の政治姿勢が最終場面で色濃く反映され、結果として「条件付き全面参入」の道筋が打ち出されました。具体的参入条件の設定は今後の作業に委ねられていますが、その内容如何によっては、郵便のユニバーサルサービスの提供や公社経営が大きく脅かされる可能性があります。引き続き緊張感を維持しながら、今後の立法化作業や国会審議で事業と雇用が守られるようとりくんで

いく必要があります。

また、小泉総理の「郵政三事業の在り方について考える懇談会」（略称「総理懇」）や、超党派国会議員でつくる「郵政民営化研究会」も、さらなる郵便の完全開放や郵政民営化を求めて活発な動きを見せてくるものと予測され、それらにも十分に注視していかなくてはなりません。

なお、簡易保険福祉事業団については、政府の「特殊法人等整理合理化計画」の一環としてそのあり方が検討され、事業団としては廃止、ただし、加入者福祉施設の設置・運営事業については、公社本体に移管されることが閣議決定されました

### 3. 郵政三事業の現状

- (1) 郵便事業の総引受物数は、10月末累計で対前年比2.8%増となっていますが、これは昨年3月に実施した料金減額制度等により、冊子小包で49.3%、小包累計で26.6%の伸び率が引受物数全体に大きく寄与していることが要因となっています。

しかし、一方で郵便営業収入は、同じく10月末累計で対前年比の0.2%減、約24億円の不足となっており、今年度の黒字決算を求められている郵便事業にとって大変厳しい流れにあります。

郵便事業を「単年度黒字基調」へ転換させるためには、事業収益の向上が絶対的条件であり、公社移行時の負担増も視野に入れ、収益に見合った高コスト構造の改革が強く求められています。

- (2) 郵便貯金の2000年度末の残高は249兆9,336億円、一般勘定では1兆3,231億円の赤字となっています。しかし、これは集中満期の影響によるもので、2001年度は4,633億円の黒字を見込んでおり、長期にわたる「V21」のとりくみも関係組合員の尽力で目標を確保できる見通しです。

しかし、とりまく環境は決して楽観視できるものではありません。民間金融機関の多くは、経営統合などによる経営基盤強化にとりくんでいます。また顧客の選別や囲い込み、インターネットバンキングや異業種との提携等によるアクセスポイントの多様化により、競争・競合が激化しています。国民生活に不可欠な、基礎的な金融サービスである貯金事業を維持・発展させるためには、健全経営の維持、サービス水準・利便性の向上とともに、複雑化する金融状況の中で多様化するお客様ニーズに対応するため、コンプライアンスの徹底ときめ細かなコンサルティングサービスの提供が求められています。

- (3) 簡易保険事業の2000年度の保有契約は、件数7,962万件、保険金額205兆7,624億円となり、前年度より件数で168万件、保険金額で2兆2,380億円の減少となり、99年度に引き続き前年度を下回る結果となりました。出口の見えない景気低迷や、長引く超低金利などで経営破綻が後を絶たないなど、生命保険業界全体が厳しい状況にあります。こうした中で健全な事業経営を維持していくためには、新契約の確保、失効・解約の防止が極めて重要です。特に2002年度から10年前の契約が集中的に満期を迎えることから、これら満期契約の保障

の継続が課題となってきます。

コンプライアンスが求められている今日の状況を踏まえ、その徹底をはかりつつ、お客さまのニーズにきめ細かく対応し得る効果的なコンサルティングセールスの推進が求められています。

という形でとらえ、「2002春季生活闘争の要求と主要なとりくみ」を、

2002春季生活闘争は、「組合員に対する行革総対話行動」、「未加入・新規採用に対する行革対話オルグ」、「一機関一企画の実践」を主要なとりくみとして全国展開します。

#### 1. 2002春季生活闘争の進め方

- (1) 日本経済は、IT不況によるアメリカ経済の減速を受け、マイナス成長へと急速に悪化していることに加え、同時多発テロと報復攻撃が世界経済全体に悪影響を及ぼす懸念が強まっています。また、小泉構造改革による倒産・失業の増加により、完全失業率（5.5%、11月）が過去最悪を更新し、民間企業の業績悪化を理由に企業リストラが加速するなど、雇用情勢はさらに悪化の一途を辿っています。

また、デフレ状況は依然として解消の兆しが見えず、労働者・勤労者の生活は家計収入、可処分所得、消費支出とも3年連続マイナスと危機的状況が進行し、労働者への一方的な痛みの押しつけが行われてきています。

- (2) 連合は第36回中央委員会で、2002春季生活闘争を「雇用と生活を守りぬく闘い」と位置づけ、雇用の維持・安定と賃金カーブの維持等の協約締結をベースに闘争を構築することを確認しました。このうち、賃金統一要求基準は「賃金カーブ維持分+ $a$ 」とし、ベア相当分である「+ $a$ 」部分については産業別部門連絡会で調整の上、各産別が産業動向・企業動向を踏まえて設定することとしています。

また、賃金の格差是正にとりくむ組合は、格差是正分の別立て要求に努めることとしています。

- (3) 労働時間に関するとりくみでは、年間総労働時間1800時間の達成、時間外労働の削減、上限規制の協定化、割増賃金率の改善をはかるようとりくむとしています。
- (4) 一方、郵政をはじめとする国営企業部会6組合（全通・全郵政・全林野・全印刷・日林労・全造幣）は、2002春季生活闘争をとりくむにあたり、国営企業労働者が行政改革をはじめとする厳しい環境にさらされていることを認識しつつ、新たな経営形態の確立に向けて対応していくとしています。また、組合員の可処分所得の減少により生活が厳しい事態に直面している実態を踏まえ、賃金、時短、制度政策を柱とする「総合的労働条件改善闘争」としてとりくみを進めていくとしています。

とりわけ、「+ $a$ 」部分について、国営企業部会は今後の民間単産の要求状況を見極めつつ、これまでの民賃および人事院勧告との格差問題を考慮し、「賃金格差是正要求」を行っていくとしています。

私たちは、こうした連合および国営企業部会の統一要求基準を重視し、郵政職員の生活

と雇用の安定の実現に向けたとりくみを進めていくこととします。

## 2. 具体的なとりくみ

### (1) 賃金要求について

連合が決定した「賃金カーブ維持分+ $a$ 」の統一要求のうち、「賃金カーブ維持分」は、賃金水準維持の定期昇給分と位置づけられます。この定期昇給は、すでに制度化・協約化されているものであり、私たちは、まず賃金カーブ分の維持が実施されるものとして確認していきます。

また、ベア相当分にあたる「+ $a$ 」部分について、連合はそれぞれの産別実態に基づいて産別ごとに設定する方針としていますが、民間の今春季生活闘争へのとりくみ方針の見極めが困難な状況下で、私たちは「+ $a$ 」部分をどう位置づけていくかについていまだ少し情勢を見定める必要があることから、今後、国営企業部会での慎重な論議を踏まえ、次のスタンスをもってあらためて示すこととします。

ア. 民間との賃金格差是正要求および人事院勧告との格差問題を考慮した賃金格差是正を要求していきます。

イ. 具体的な数値は、賃金実態調査の結果等を精査しつつ引き続き検討し、国営企業部会代表者会議で決定した内容をもって、第116回中央委員会に向け別途提案することとします。

### (2) 労働時間短縮等のとりくみ

連合は、年間総労働時間短縮に向けた3か年計画として、年間総労働時間2000時間台の組合は中間目標として1900時間台、1900時間台は1800時間台の実現に向けて要求設定しています。

したがって、郵政事業においても、郵便外務関係職員を中心とする時間外労働縮減等の実現に向け、下記のとおりとりくみます。

ア. 時間外労働の縮減にむけたとりくみ。

イ. 割増率時間外50%、休日労働100%、深夜労働50%のとりくみ。

ウ. 各種特別休暇の拡大と年次有給休暇の完全取得のとりくみ。

エ. 自己啓発・自己実現や社会貢献のための総合的な休業制度創設のとりくみ。

### (3) 育児休業・介護休暇の期間延長の協約化について

男女共同参画社会の実現に向け、仕事と家庭の両立支援策の充実は不可欠の課題です。育児休業・介護休暇の期間延長に関してはすでに要求書を提出済みですが、今後、具体的取り扱いをめぐり、今春季生活闘争の大きな柱としてとりくみを強化していきます。

### (4) 暮らしの安心・安定を確立する政策制度要求のとりくみ

連合が進める生活と雇用の安心、景気回復を求めた政策制度要求の重点課題の実現にむけ、とりくみを進めていきます。

### (5) 公務員制度改革について

現在、政府は、一般職（非現）国家公務員の人事・賃金制度改革を進めており、12月25日には各府省の人事管理権限の拡大と能力等級制度を基礎とした能力・実績主義に基づく新人事制度を導入するとして「公務員制度改革大綱」を閣議決定しました。国営企業にとって、これらの項目はすべて団体交渉事項であることは明確であり、今後さらに具体化がはかられる過程では、郵政事業にも大きく影響を与える可能性があることから、国営企業部会とも連携をはかり、対応を進めていきます。

### 3. 行革対応第4ステージのとりくみ

#### (1) 郵政公社の制度設計のとりくみ

〈「中間報告」に対する認識〉

ア. 昨年12月20日の「中間報告」に示された公社の制度設計の考え方は、ほぼ第54回大会および第114回中央委員会決定に基づく「全通のめざす公社像」に沿ったものであり、これまでの「省庁再編懇」などでの意見交換や、地方を含めたパブリックコメント等のとりくみが制度設計に一定程度反映されたものといえます。

その一方で、最終責任が国にあるという事業の性格から、国の関与が過度に残された面があることや、出資、納付金などに関する政府部内の調整が不透明であることなど、基本法に基づいた公社の自律的・弾力的経営の観点から幾つかの問題を残しています(付属資料参照一省略・岩本)。

イ. また、郵便事業への民間参入のあり方については、私たちの基本的主張である①郵便のユニバーサルサービスの確保、②クリームスキミングの排除、③通信の秘密等の利用者保護の観点に立った措置、④公社への経営自由度の付与、などは盛り込まれましたが、一定の条件つきとはいえ、制度として全面参入の形が導入されたことは、今後の郵便事業の経営にとって多くの懸念が残るものとなりました。しかし、最終的に小泉総理と片山総務大臣との間で「条件付全面参入」の政治決着がはかられたという事実は受けとめねばならず、今後のとりくみの中で、最大限その懸念を払拭していかなくてはなりません。

ウ. 「中間報告」は総務大臣の諮問機関としてのとりまとめ（第1ラウンド）であり、それが即、法律として確定したわけではありません。今後、「中間報告」の内容に基づいて総務省（郵政公社統括官室および郵政企画管理局）が関係省庁や内閣法制局等との所要の調整をはかりつつ、公社関連法案の作成作業を進めていく（第2ラウンド）こととなります。したがって、私たちは引き続き法案作成段階での各種とりくみを強化し、残されている課題の解決に万全の対策を講じていかなくてはなりません。その上で、次期通常国会での法案審議に臨む（第3ラウンド）こととなります。

#### (2) 今後のとりくみ

〈中央段階のとりくみ〉

ア. 公社関連法案の作成作業にあたっては、「中間報告」の内容を基本的に踏まえつつ、

公社の自律的・弾力的経営が最大限担保され得る法制度の整備を求めています。

イ. 信書便法（仮称：郵便への民間参入に関連する法）については、「条件付全面開放」を前提とした場合であっても、参入事業者に課す一定条件については厳格に設定し、郵便のユニバーサルサービスが確保され、かつ、利用者保護のための社会的規制が適切にはかれるよう求めています。

また、公社の料金設定、業務範囲、出資等の経営の自由度が付与されるよう求めています。

ウ. これら公社関連法案のでき上がり状況をみつつ、国会審議にあたっての対応を判断します。また、国会審議の重要な局面では国会傍聴行動等を取りくみます。

エ. 公社関連法案と直接的に関わらない公社の組織機構（中央管理機構含む）、人事制度、集团的労使関係および簡保事業団、遞送部門の諸課題については、引き続き労使間の協議を継続していきます。

オ. なお、公社時代におけるコミ・ルールなどの労使関係および処遇のあり方については、中央に地本書記長をメンバーとする検討委員会を設置し、組織的議論を深めつつ、経営側と対応していくこととします。

カ. 第116回中央委員会以降、最も効果的な時点で「全専従者会議」を開催し、当面する行革対応について全国的な意思統一をはかります。

〈地方段階のとりくみ〉

ア. 「行革総対話行動」として、地方本部は全支部オルグ等による組合員への周知徹底を継続してとりくみます。また、支部は「職場集会」や「学習会」などを随時開催し、公社移行に関わる諸課題の理解を深めます。

イ. 2月中旬から4月下旬頃にかけて地本または連協単位で、通常国会に提案される「公社関連法案」および「それに対する全通の考え方」に理解を求める地方セミナーを開催します。

ウ. 地方の「郵政事業を考える会」をはじめ、地域のオピニオンリーダーや友誼団体等に理解を求める行動を取りくみます。

エ. 地元選出の国会議員に対して、公社法審議に協力を求める要請行動を行います。

#### 4. 郵便事業新生のとりくみ

##### (1) 今日までのとりくみ

ア. 「郵便新生」への対応については、第115回臨時中央委員会において、「過去の機械導入等による効率化とは意味合いを異にし、公社設計も視野に郵便事業財政の健全化と雇用確保に向けるものである」との認識の統一をはかり、事業改革・柔軟な労働力構成・新たなシステムづくり・意識改革などの必要性を確認するとともに、個別施策の検討・精査を行いながらトータル減員数については受けて立つことを確認しました。

イ. 以降、本部は地本書記長会議で施策精査を行うとともに、精力的な交渉の上に11月末

提示を受け、具体的施策に対する大綱整理を行ってきました。

ウ、同時に、懸案になっている①新集配システムの試行、②プロフィットセンター構想、③商品・サービスの見直しについても、行革対応と不離一体のものとして新生懇等の場を活用しつつ議論の豊富化に努めてきたところです。

(2) 現状における進捗状況

ア、「新集配システムの試行」については、引受から配達までシステム全体の見直しの緒につくものであり、お客さまサービスに直結するとともに営業活動などに有効に働くことが必要と受けとめ、慎重な判断を求めるなど交渉を繰り返す中から実施時期や要員措置日を変更させるなど、ソフトランディングできる方策で整理をはかりました。

イ、「プロフィットセンター構想」については、2001年12月に計画大綱を事業庁から郵政局に示させるとともに、1月には関係郵政局を集めた打ち合わせ会を行い、4月以降に三郵政局管内程度で試行に入るというスケジュールで進められており、最終的な詰めを急いでいる状況にあります。

ウ、「商品・サービスの見直し」については、郵便民間参入問題等とも関連し、具体的論議が進まない状況にありますが、当面は類似商品・サービスの統合など、今後の事業財政や営業活動への影響を判断しつつ交渉を継続しているところです。

エ、その他、<sup>(2003)</sup>15年度以降に予定される施策についても事業庁との間で精査中です。

(3) 今後のとりくみ

ア、新生懇論議は、当面行革対応と重複するため、公社設計ワーキンググループ論議に活用しつつ、さらなる豊富化に努めます。

イ、15年以降の施策については、これまでの確認どおり、「雇用・業務運行・財政寄与」への影響と「国民ニーズ」との整合性を視点に交渉を強化します。

ウ、「新集配システムの試行」は郵便事業の将来を左右する施策でもあり、地方・支部の連携の上に準備を進め、実施一定期間経過後に本部としても実態精査に努力します。

エ、「プロフィットセンター構想」は、現場での収益状況が概略的に判断できるシステムをつくるための試行であり、具体化に向けてさら検討を深め、実現に向けて努力します。

オ、その他、非常勤職員等の処遇など郵便事業の抱える多くの問題について、公社設計論議を含め解決をめざします。

5. 組織拡大のとりくみ

(1) 公社法がいよいよ通常国会の場で審議されることとなりました。これまで、行革対応を組織拡大の“最大のチャンス”と位置づけてとりくんできましたが、公社の骨格づくりまでを「組織拡大第1ステップ」とすれば、公社法成立までを「組織拡大第2ステップ」、公社法成立から公社発足前夜までを「組織拡大第3ステップ」ということができます。

(2) したがって、第154回通常国会の会期末（6月）までの間は「組織拡大第2ステップ」と位置づけ、未加入者・新規採用者に対して「行革対話オルグ」を全国統一して展開する

こととします。

- (3) 4月1日からの高齢者再任用制度施行に伴い、組合員の構成は本務者、高齢者再任用職員、短時間職員、非常勤職員となります。各機関は、組織運営に配慮するとともに高齢者再任用職員の組織化を積極的にとりくむこととします。

## 6. 部門別とりくみ

### (1) 通送部門のとりくみ

ア. 郵便事業の構造的赤字体質からの脱却をめざす動きは、「郵便事業新生ビジョン(案)」を改革への足がかりとして、新集配システム等、具体的な課題が検討されています。これらは、郵便輸送を受け持つ通送部門にも大きく影響を及ぼすもので、将来展望を確立する上で避けて通れない重要なとりくみです。

イ. 一方、運輸業界の厳しい競合・競争状況は止まるところを知らず、現在のトラック事業者は約56,000社存在し、引き続き増加傾向にあります。この競争状態に拍車をかけることとなる「運賃の事後届出制」への変更に向けた動きは、第154回通常国会での審議に移されることが確実視されています。

交運労協は、競争激化の中、無秩序状態ともいえる運輸業界を変革させるために、国土交通省、厚生労働省、警察庁等に「事業者遵守事項」が守られているか厳しく求めています。省庁間の縦割り行政の壁にあってなかなか施策要求の実現にいたっていません。このことは私たちの展望を確立する上でも、これからの重要なとりくみといえます。

ウ. こうした状況の中、公社設立のための立法作業が進められていますが、郵便輸送をどのように位置づけるのか、私たちの将来に大きく影響を及ぼす問題であるだけに慎重に対応してきました。

引き続き、基本スタンスである「郵便の品質管理を守るためには『引受・輸送・配達』を一体のものとして捉えなければならない」ことを強く訴え、「職場と雇用・事業」を守るために万全な対応をはかることとします。

エ. 以上の情勢の中、とりくむべき課題および春季生活闘争に向けた具体的なとりくみについては、日通部門全国支部長会議に提起することとし、郵便輸送部門については地本代表者会議で議論の上、別途指導することとします。

### (2) 事業団部門のとりくみ

ア. 行政改革大綱に基づく「特殊法人整理合理化計画」は、簡易保険福祉事業団について、不採算施設の統廃合、運営費交付金の廃止等の事業見直しを行い、公社化に合わせて移管することが昨年12月に閣議決定されました。公社への移管に伴い、多くの課題が存在することから、今後も組織一体となって万全の対応をはかることとします。

イ. 公社統合後の加入者福祉事業のあり方、職員の身分・処遇、施設の統廃合等については、簡保事業団将来展望プロジェクトにおける検討結果に基づき、総務省、事業庁との間で議論を強化していくこととします。

ウ. 簡易保険事業の経営が非常に厳しい中、加入者福祉事業についても、より一層効率的な運営が求められることは必至の状況であり、簡保事業団が策定した「簡保保険福祉事業団経営改善緊急5か年計画」については、職場と雇用確保の視点に立って積極的に対応していくこととします。

エ. 簡保事業団の2002年度賃金要求等については、本中央委員会決定に基づき、<sup>(簡保)</sup>事業団部門全国支部長会議において、具体的とりくみを決定することとします。

オ. 公社統合へ向け、厳しい合理化、効率化が予想される中、組合員の雇用と労働条件を守り抜いていくためには、<sup>(簡保)</sup>事業団全職員の団結が必要不可欠であることから、「みんな仲間、一緒に公社へ行こう」を合い言葉に中央・地方が積極的な組織拡大行動を展開し、完全結集をめざします。

と提案する。

## 10. 2002春季生活闘争方針の審議と決定

このような春季生活闘争方針案に対する討議において、東北地本副委員長で、山形県連協議長の田村潤治は、東北地本を代表して、

中央委員会は全国大会での運動の折り返し地点だ。その意味で、この時期に全専従者会議を開催してきっちりと認識の統一を図り、その後、ブロック別支部長会議で丁寧な意思疎通を図り、大会までの道筋について徹底論議を図った方が、より組織の力になると思う。是非とも検討を。

大臣研の中間報告次降実施した東北としての統一オルグには、未加入者を含め、約5,000人が参加した。専従者、機関役員が組合員の目に見える行動展開と、組織が動いていることを見せることで組織拡大に弾みがつきつつある。因みに地本大会以降、本務者124人を拡大した。

この難局を乗り切るためには、部内の力を一つに固めることが、より重要だ。郵政公社立ち上げに向けてはまさに茨の道が続くと覚悟している。ハード面での制度設計と合わせ、管理者、そして私たちの意識改革というソフト面の充実が重要と判断する。しかし、管理手法を前面に出している管理者も散見され、郵便局経営の阻害要因となっている。このことが中央と現場組合員との乖離の原因となったり、組合側の意識改革の妨げとなっていることを危惧する。

状況を的確に捉え、機敏に対応できる組織をつくり上げることと、全ての活動を組織拡大に繋げ、組織力量をさらに高めることが、結果として雇用と労働条件を守り、組合員と家族の幸せを守ることになる。これが東北の組織戦略だ。70%組織を達成し、全国大会に臨む決意である。

新集配システムの施行後の見直しについては、出来る限り早めに行うよう強く要請したい。と発言している。

発言は田村を含む11人の代議員によってなされ、それに対する答弁ののち、2002春季生活闘争方針は承認されている。

また、追加議案として提案された「2002春季生活闘争の賃金要求を500円とする」についても、

全通は、2002春季生活闘争を展開していくにあたり、賃金要求のとりくみは、連合が決定した「賃金カーブ維持分+ $a$ 」のうち、ペア相当分にあたる「+ $a$ 」について、<sup>(連合)</sup>国営企業部会（全通・全郵政・全林野・全印刷・日林労・全造幣）での慎重な論議を踏まえ、別途提案する扱いとしてきました。

以降、民間組合の賃金要求等の情勢を注視しつつ、国営企業部会での論議を深化させて来た中で、最終的に2月4日に開催した国営企業部会代表者会議で連合の統一要求基準を踏まえるとともに、国営企業労働者の世間並み賃金水準到達のためのとりくみを展開することとし、「賃金格差是正分を含めた賃金水準改善要求」として、統一賃金要求基準を500円とすることを確認しました

したがって、全通もこの統一賃金要求基準の決定を踏まえ、具体的数値要求額を500円とし、郵政職員の世間並み賃金の水準到達をめざしてとりくみを展開していくこととします。

という提案理由を含めて承認されている。

なお、閉会にあったって、

#### 雇用の危機突破を求める決議

勤労国民は、長期にわたる経済停滞のなかで、4年連続の収入減、5%半ばの戦後最悪の失業率、相次ぐリストラ計画の発表など、深刻な雇用と暮らしの危機に陥っている。職場にも雇用不安が蔓延し、個別労使の努力だけでは、もう限界に達しているというのが、働く者の率直な実感である。

私たちは、政府の責任によって「財政再建最優先の政策」を「雇用と暮らし最優先の政策」に転換するとともに、この雇用と暮らしの危機的な事態を突破し、日本の経済社会を再生させるために、以下の施策を早急に実行するよう要請する。

#### 〔要請内容〕

1. 教育、医療、介護、環境など、社会インフラの拡充が急務な分野を中心に、120万人以上の雇用を創るとともに、能力開発・再就職支援策を強化し、失業を減らすこと。
2. 能力開発の支援を含め、2年間の失業給付を行うことで、厳しい状況におかれている失業者の再就職を支援するとともに、働いている者の雇用不安を解消させること。
3. ①合理的理由のない解雇を禁止し、整理解雇の4要件を確立させる法律、及び、②パート労働者等の不合理な労働条件等の差別を禁止し、雇用を安定させる法律を定めること。

以上、決議する

2002年2月15日

全通第116回中央委員会

という決議と

#### アピール

日本は長い冬の季節をさまよっている感がある。この冬の吹雪は変化に富み、過去の常識だけでは行き詰まる場面も多くなった。この閉塞感を打ち破る為には、「変化に対応できる柔軟

な運動の創造」と「基本に還った地道な運動の推進」が必要である。

行革対応第4ステージは、今その集大成を迎えようとしている。しかし、この局面に来ても情勢は非常に流動的で、急転する可能性を秘めている。私たちは現状把握につとめ、変化に対してはたおやかに、譲れないことに対しては凛とした態度で臨み、誤りのない対応を行う。

全通は、組合員の雇用と事業を守るために奮闘している。そして、全通を信頼し、支えているのは組合員である。この確固たる原則のもと、指導機関も、現場組合員も互いが意思疎通を重ね、共に考え、ともに行動する運動を展開する。もちろん、未加入者・新規採用者とも行革総対話オルグで生きたコミュニケーションを図り、「組織拡大第2ステップ」を成功させる。

極端な市場万能主義は失業者を増やし、国民生活を不安定にする。5.6%という戦後最悪の完全失業率は、労使間のみで解決を見ることが出来ない。私達は連合の仲間と連帯して、政府に対し早急な雇用改善対策を要求する。そして、この2002春季生活闘争を「総合的労働条件改善闘争」とし、労働組合の本質である「人としての尊厳を大事にした働き方」を追求する。

「冬来たりなば春遠からじ」。

私たちは明日に向かって歩み続ける。

2002年2月15日

全通信労働組合第116回中央委員会

というアピールを發している。

## 11. 2002春季生活闘争の展開

2月18、19日には仙台市の秋保温泉ホテル緑水亭において全通東北地本第2回支部長会議が開かれ、第116回中央委員会で決定された2002春季生活闘争方針にもとづく全通東北における春季生活闘争のあり方について審議する。

3月2、3日、天童市の天童ホテルにおいて全通山形県連協ヤングセミナーが開かれ、東北地本執行委員星野光一の講演「今後の青年部の明るい展望」のあと、組織拡大、とくに新規採用者組織拡大についての話し合いが行われている。

3月6、7日、仙台市の秋保温泉ホテル緑水亭において全通東北地本第2回東北支部書記長会議が開かれる。

3月9日、山形市の山形市民会館において山形県官公労協総決起集会と連合山形2002春季生活闘争勝利総決起集会が開かれている。なお、同日、これに先立ち、山形市の山形県勤労者福祉センターにおいて連合山形青年スプリングアクションと連合山形2002国際女性デーがもたれている。

3月9、10日、天童市の天童ホテルにおいて全通山形県連協全執行委員・全分会長・全青年委員セミナーが開かれ、民主党参議院議員伊藤基隆の政策秘書穴山洋の「郵政公社をめぐる国会の動き」と全通中央本部政治部長吉村徳雄の「郵政公社の制度設計と全通の対応」という2つの基調講演を受け、郵政公社をめぐる周辺情勢の分析を行なっている。

3月11, 12日, 仙台市の仙台国際ホテルにおいて全通東北地本第9回執行委員会が開かれている。

3月15, 16日, 福島市のホテル福島グリーンパレスにおいて全通東北地本ニューリーダーセミナーが開かれている。

4月5日, 山形市のあこや会館において全通山形県連協各支部支部長・書記長会議が開かれ, 中央本部オルグと行革対応を協議している。

4月13日, 新庄市の新庄市民プラザにおいて全通山形第3回各支部青年部長会議が開かれているが, 各支部青年部においてキャラバン行動や組織拡大を意識したレクリエーションの開催や新規採用者のアフターフォローの取り組みなど独自の活動が紹介されるとともに, 支部活動での温度差があることや支部青年部長だけが執行部の一員として活動していることが多く, 青年部活動をいかに青年部員に広げることができるかが課題であるとの反省がなされ, 「集まる場づくり」と「集い, 話し合う」ことを青年部運動の基本として今後も継続して行うことが確認されている。

4月14日に投票の行なわれた東置賜郡高島町長選挙で全通が推薦した渡部あきらが当選している。

4月16日, 仙台市のマークスGホテル仙台において全通東北地本第10回執行委員会が開かれている。

4月19日, 元山形県地区本部執行委員長吉宮俊治の葬儀が仙台市において行なわれている。

4月27日, 山形市霞城公園において山形県中央メーデーが開催されている。

5月17日, 18日, 仙台市の簡保ヘルスプラザ仙台において全通東北第4回男女共同参画委員会が開かれ, さらに5月18日, 19日に同会場において全通東北地本男女共同参画セミナーが開催されている。

5月19, 20日, 鶴岡市のホテル八乙女において全通山形県連協第4回幹事会が開かれ, 山形県連協第3回定期総会開催をめぐって討議が行なわれている。

5月24, 25日, 盛岡市の繋温泉愛真館において全通東北地本専従者会議が開かれている。

5月25日, 山形市のあこや会館において全通山形県連協女性セミナーが開かれ, 県連協事務局長安孫子昌幸の講演「私たちの職場はどう変化していくか」とともに, 環境問題を考えるために, 山形リサイクルボランティアセンター工房「地音」代表山崎多代理の講演を受け, それらをめぐって話し合いを行なっている。

5月27日, 仙台市の仙台国際ホテルにおいて全通東北地本第11回全体執行委員会が開かれている。

6月4日, 天童市の天童ホテルにおいて全通山形県連協第5回幹事会が開かれ, 山形県連協第3回定期総会議案の決定と第56回全国大会の議案審議を行なっている。

6月9, 10日, 寒河江市のホテルシンフォニーにおいて全通山形県連協第4回支部長・書記長会議が開かれ, 第56回全国大会の議案審議を行なっている。

6月11日, 仙台市の仙台国際ホテルにおいて全通東北地本第12回執行委員会が開かれている。

## 12. 第3回地方委員会の開催

6月11、12日、仙台市のメルパルク仙台において全通東北地本第3回地方委員会が開かれている。年次執行計画では第2回地方委員会となるはずであったが、2001年7月18日から20日にかけての全通地本第52回定期大会のあと、東北地本副執行委員長の1人である山本信悦の連合青森会長就任ということから人事さしかえの必要が生じたため、書面による臨時の第2回地方委員会もたれたので、定期の地方委員会が第3回となったものである。議題は第56回定期大会に参加するにあたって東北地本の態度を決定するためのものであったが、『全通とうほく』第21号所載の記録によれば、

冒頭、挨拶の中で野中執行委員長から、<sup>(略去)</sup>公社法・信書便法及び関連法案の内容を含め直近の情勢が報告された。また、この間の国会議員への要請行動及び市町村長への要請、各県連協単位のセミナーの開催等、全通の総合力を発揮した取り組みをはじめ、全通にしか出来ない政党を超えた様々な取り組みや運動に自信と確信を持ち、今後の運動展開に活かす努力が大切であることが提起された。今、全国大会は、正に正念場を迎えた国会情勢の中で内外から注目される大会となり、今後、お互いの機関がどのように闘い、運動を作り、創ってきたのが重要であると言える。全国大会へ向けた討論は、六県連協八名から発言があり、正念場を迎えた公社設立法の成立を全通一枚岩となって対応して行く本部方針を全体で確認した。また、新たな処遇の在り方（人事と処遇）、郵便新生課題、労使関係等、多くの意見が集約された。

としたうえで、東北地本書記長鈴木順一が、全国大会議案に対する東北地本見解として、

### 公社設立を契機に新たな運動軸

「日本郵政公社」の発足は、大きな転換期となる。郵政公社は、将来にわたって国民生活の基本インフラとして、お客さまニーズに的確に答えるサービスを提供し、ユニバーサルサービスを確立しつつ、民間との競争・競合の中で、自律的・弾力的経営により、発展を続けることが必要。このことが、国民全体の利益になると判断した中央省庁等改革基本法第33条の精神であり、併せて、公務員としての身分を特別に付与される、私たち「公社職員」の雇用を確保する道でもある。

そのためには、事業基盤の確立と改善・改革が求められ、新たな環境の中、「事業も組織も職員も」大きな変革が求められる。

私たち自身自らの意識改革を進め、新公社のスタートを「新たな気持ち」で迎えることが必要。

### 行革対応

行革対応第4ステージの取り組みは、いよいよ最終局面を迎え、国会では「日本郵政公社法案」・「信書便法案」、及びその二つに関連する各施行法案、いわゆる郵政関連4法案が審議されている。

これまで東北は、地本委員長と県連協議長による全国会議員事務所の訪問と要請行動を展開し、福島県連協を皮切りに、国会議員を講師に招いた労使セミナーを5県連協で開催した。

国会審議の状況は不透明だが、4法案を「政争の具」とさせないことと、全通方針を貫くこ

との2点を最大ポイントとして、取り組み強化が必要。

東北における郵便事業は、都市部・中央局クラスに郵便収入を依存している。その意味では、「信書便法案」の出来上がり具合によっては、ユニバーサルサービスの担保、事業環境、そして私たちの雇用に大きな影響を及ぼすことになる。信書便事業への全面参入・撤退を表明した「ヤマト運輸」の基本戦略は、資本投下が少なくすむメール便事業の拡大であり、信書の定義・利用者の秘密保持を中心に罰則規定も含めた厳格な基準が必要と判断する。

#### 郵便新生

東北のスタンスは第2回全東北支部長会議で確認したとおり、減員数のトータルは受けとめつつも、施策内容の精査・検討を行い、東北における郵便ネットワークの維持、東北における要員事情、業務運行の確保、労働負荷の是正、組合員感情、公平感等を総合的に判断し、「広く・浅く」の基本スタンスで対応を行っている。

基本はユニバーサルサービスの確保と公社以降も生々発展する郵便事業の確立におくこととする。従って、東北における業務基盤の確立、安定した品質の高いサービスの提供、業務収入確保の立場を明確にし、公社における中期経営計画との整合性も求めつつ、毎年度、労使双方で収支バランスを含めた丁寧な総括を行い、「数ありき、施策ありき」から脱却した慎重対応が必要と判断する。

#### 郵政公社における人事の在り方

この付属方針は第53回大会の「新たな処遇」に精査・検討を加え、「郵政公社における人事制度のあり方」として、「人事・処遇」両面にわたってトータルパッケージとして全通案を取りまとめたものであり、一方で経営側も一定の素案を持っている。従って、先ず今回の全国大会で、全通の基本スタンスを確認し、大会以降、交渉ごととする、との道筋になっている状況である。

人事諸制度で最も重要となる「評価基準」の公平性・公正性・透明性・納得性・客観性を確保し、評価結果の本人へのフィードバックの担保を求めており、高いハードルでの交渉ごとと想定されるが、節々での交渉経過の公表と職場の往復運動、討議時間の保証を求めることとする。

#### 新たな労使関係

これまで、内部改革で限界があった様々な課題が、企業会計制度の導入により必然的に改革を余儀なくされるケースが拡大する。なぜなら郵政公社の出資者は「国民」だからである。もう「タブー」という言葉は存在しない。経営側に対して、キッチリと経営側組織の改善・改革について求めることが必要である。

また、管理者の姿も改革が必要である。公社に相応しい「新たな労使関係」の確立が必要と判断する。その基本は、郵便局ネットワークをもって、三事業ユニバーサルサービスを提供し、国民生活の向上に寄与すること、益々厳しくなる市場競争に耐えられる事業運営を展開すること、におくこととする。従って、管理運営型から経営者への質的転換を本部と連携して強く求めて行くこととする。

貯金事務センター再編

組織率100%の支部が消え、郵便局支部等への配置換えとなる。地本も精一杯対応したい。郵便局へ配転となる組合員をあたたく迎え入れてほしい。という形で総括している。

# 昭和後期・平成期における税務会計の発達

## —税務会計の展開とゆらぎ—

高橋 志朗

### 目 次

- 1 はじめに
- 2 税務会計の展開期—昭和42年（1967年）～平成9年（1997年）—
- 3 税務会計の変革期—平成10年（1998年）～現在—
  - 3.1 「抜本的税制改正」と平成10年の法人税改正
  - 3.2 転換点としての「法人課税小委員会報告」
  - 3.3 「法人課税小委員会報告」の提言と近年の法人税改正
- 4 新たな税法批判の登場
- 5 おわりに—税務会計の針路のゆらぎ—

## 1 はじめに

周知のように、『シャープ勧告』にもとづく昭和25年の税制改正を端緒とするわが国税務会計の本格的な近代化の歩みは、いわゆる「公正会計処理基準」を定めた法人税法第22条第4項の規定の創設（昭和42年）によって、ひとつの頂点をむかえた<sup>1)</sup>。その後の税務会計の発展は、税法の断片的整備を意味する改正がつづいた時期をへて、平成10年(1998年)以降の変革期をむかえる。

本稿では、この期間を「税務会計の展開期」と「税務会計の変革期」とに、とりあえず区分したうえで、それぞれの期間に実施された法人税改正の動向を、課税所得計算の変遷を中心として整理し、かつ、論者の批判等を手がかりに、税務会計の針路のゆらぎを指摘する。

## 2 税務会計の展開期—昭和42年（1967年）～平成9年（1997年）—

「公正会計処理基準」の確立をみた昭和42年の税法改正以降、昭和後期、平成初期の期間をつうじて実施された法人所得計算規定等のおもな改正は、下記のとおりである。

・昭和42年（1967年）

（減価償却資産の償却方法の弾力化）

減価償却資産の償却方法について、法定償却方法以外の方法でも、国税局長の承認をうけて選択することができることとした。

- ・ 昭和43年（1968年）
  - （棚卸資産の評価方法の弾力化）

棚卸資産の評価について、法定されたもの以外の方法について、国税局長の承認をうけて選択することができることとした。
  - （引当金設定についての青色申告要件の廃止）

法人税法上認められている引当金の適用については、その事業年度につき提出している申告書が青色申告であることを要しないこととした。
  
- ・ 昭和44年（1969年）
  - （法人税基本通達の全面改正）

法人税基本通達の前文（「法人税基本通達の制定について」）において、「企業会計慣行の尊重」、「条理、社会通念の勘案」等の重要性が強調された<sup>2)</sup>。
  
- ・ 昭和45年（1970年）
  - （完成工事保証引当金制度の創設）

建設業を営む法人が損金経理により完成工事補償引当金勘定に繰り入れた金額の一定額を損金に算入することとした。
  
- ・ 昭和46年（1971年）
  - （完成工事保証引当金制度の製品保証等引当金制度への改組）

上記の完成工事保証引当金制度を製品保証等引当金制度へ改組した。
  
- ・ 昭和49年（1974年）
  - （交際費課税の改正）

基礎控除のひとつである資本金等（資本金と資本積立金の合計額）の金額の2.5%相当額を、その1%に引き下げた。
  
- ・ 昭和50年（1975年）
  - （中間配当の取り扱いの整備）

商法改正に伴って、中間配当も配当と同様に取り扱うこととした。
  
- ・ 昭和54年（1979年）
  - （交際費課税の強化）

損金算入限度額の計算の基礎となる定額控除額を、年400万円から年200万円に引き下げた（ただし、資本金1,000万円以下の法人については年400万円、資本金1,000万円超5,000

万円未満の法人については年300万円とした)。また、損金算入限度額の計算の基礎とされていた資本金基準額を廃止すると同時に、損金不算入割合を90%に引き上げた。

・昭和55年（1980年）

（退職給与引当金の改正）

退職給与引当金の累積限度額を、期末退職給与の要支給額の100分の50相当額から100分の40相当額へと引き下げた。

・昭和57年（1982年）

（交際費課税のいっそうの強化）

交際費等にかんする支出の全額を、原則として、損金不算入とした（ただし、資本金1,000万円以下の法人の定額控除400万円、資本金1,000万円超5,000万円以下の法人の定額控除300万円は存続した）。

・昭和61年（1986年）

（価格変動準備金の廃止）

価格変動準備金制度を全廃とした。

・平成6年（1994年）

（使途秘匿金課税の創設）

使途秘匿金の支出額の40%相当額の法人税を追加的に課税することとした。

これらの累次の改正によって、法人所得計算にかんする税法規定等の整備は進展した。もちろん、それらの改正のなかには、交際費課税の強化を意味する一連の改正や使途秘匿金課税の創設のように、問題をはらんだものも存在した<sup>3)</sup>。しかし、上記の改正の多くは、税法の断片的整備を意味するものであり、それらの改正をつうじて、税務会計の近代化は着実に進展した。その点で、この時期は、近代税務会計の展開期と呼んでよいだろう。ちなみに、この展開期は、平成10年の法人税法改正によって抜本改正が実施されるまでの間、30年余の長きにわたってつづいた。

### 3 税務会計の変革期—平成10年（1998年）～現在—

#### 3.1 「抜本的税制改正」と平成10年の法人税改正

ところで、平成10年の法人税改正は、昭和61年10月に税制調査会から発表された『税制の抜本的見直しについての答申』（税制調査会 [1986]）の基本とされた「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」との改革構想を継承する点で、「抜本的税制改革」の一環であり、その仕上げを意味する改革のひとつにほかならなかった。

実際、『税制の抜本の見直しについての答申』は、上記の構想に立脚して、法人税率の引き下げと同時に、貸倒引当金、退職給与引当金、賞与引当金等の大幅な見直しによる課税ベースの拡大を提言したが、そうした見直しにむけて、税制調査会が本格的な検討作業を開始したのは、平成7年（1995年）になってからのことだった。その間に発表された税制調査会の答申は、法人課税の改革について、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」との基本構想を確認するにとどまり、法人税の課税ベース見直しのための具体的検討を先送りした。

いずれにしても、税制調査会は、平成7年10月にいたり、「法人課税小委員会」を設置し、法人税の課税ベース拡大を目的とした、本格的な調査・研究活動を開始した。平成10年の法人税改正は、こうした経緯のもとに設置された「法人課税小委員会」の活動の成果を集約した「法人課税小委員会報告」をもとに立案され、実施されたものであった。

### 3.2 転換点としての「法人課税小委員会報告」

「法人課税小委員会報告」は、課税ベースの見直しの「視点」として、下記の7項目をあげている<sup>4)</sup>。

- (i) 費用又は収益の計上時期の適正化
- (ii) 保守的な会計処理の抑制
- (iii) 会計処理の選択制の抑制・統一化
- (iv) 債務確定主義の徹底
- (v) 経費概念の厳格化
- (vi) 租税特別措置等の一層の整理合理化等
- (vii) 国際課税の整備

上記のような「視点」にたった課税ベースの見直しは、法人税の抜本的な見直しを意味するだけに、「法人課税小委員会」の検討の範囲は、税法と企業会計との関係にも及んでいる。「法人課税小委員会」は、この点について、つぎのような注目すべき見解を表明している<sup>5)</sup>。

法人課税の課税ベースの見直しの検討に当たっては、税法と商法・企業会計原則との関係にも及ぶ必要がある。……

法人の課税所得計算においては、これまで、商法・企業会計原則との調和が図られてきた。これは、課税所得はその期に企業が稼得した利益の額を基礎とする基本的な考え方に加えて、企業の内部取引に経理基準を課すことによって恣意性を排除する考え方、さらには財務諸表を統一し、会計処理の煩雑さを解消するという考え方に立脚するものであった。こうした点は、基本的に評価されるべきものと考えられる。

しかし、税法、商法、企業会計原則は、それぞれ固有の目的と機能を持っている。すなわち、企業の

会計には、財産・持分をめぐる株主、債権者等の利害関係者間の「利害調整機能」と、関係者に企業の財政状態と経営成績を開示するための「情報提供機能」の二つの機能がある。商法会計は、株主及び会社債権者と利益の保護を目的として利害調整と情報提供の二つの機能を有しており、証券取引法会計は、投資者の保護のための情報提供機能を有している。

一方、税法は、税負担の公平、税制の経済に対する中立性の確保等をその立法の基本的な考え方とし、適正な課税の実現のため、国と納税者の関係を律している。したがって、税法において、適正な課税の実現という税法固有の考え方から、商法・企業会計原則と異なった取扱いを行う場合があることは当然である。……

近年、国民の税に対する関心の高まりの中で、税の公正・中立や透明性の視点を踏まえ、実態に即して適時適切に課税を行う必要性が以前にも増して重要となっている。

しかしながら、現行法人税法が商法・企業会計原則における会計処理の保守主義や選択制を容認している結果、企業間の税負担の格差や課税所得計算の歪みもたらされている面があることも否定できない。

法人税の課税所得は、今後とも、商法・企業会計原則に則った会計処理に基づいて算定されることを基本としつつも、適正な課税を行う観点から、必要に応じ、商法・企業会計原則における会計処理と異なった取扱いとすることが適切と考える。

なお、この点に関して、商法・企業会計原則における保守主義や費用収益対応の考え方は、税法においても最大限尊重されるべきであり、今後とも、商法・企業会計原則と税法との調和を維持していくべきであるとの意見があった。

一方、法人税法で求めている所定の経理要件によって企業の会計が歪められている面があるので、企業の健全性、国際性を阻害しないためにも、中長期的には、経理要件を緩和し、申告調整の範囲を拡大する方向で検討すべきであるとの意見があった。

「法人課税小委員会」は、ここで、税法の方向転換を表明している。すなわち、「法人課税小委員会」によれば、税法、商法、企業会計原則は、それぞれ固有の目的と機能を有している以上、税法において、適正な課税の実現という税法固有の見地から、商法・企業会計原則と異なった取扱いを行う場合があるのは当然のことである。しかも、現行税法が商法・企業会計原則における会計処理の保守主義や選択制を容認している結果として、企業間の税負担の格差や課税所得計算の歪みもたらされていることは、「法人課税小委員会」にとって、看過しがたい事実なのである<sup>6)</sup>。かくして、「法人課税小委員会」は、税法と企業会計との調整を重視する伝統的見解を踏襲せず、それを、参考意見のひとつとして掲載するにとどめている。

### 3.3 「法人課税小委員会報告」の提言と近年の法人税改正

税法のこうした方向転換は、「法人課税小委員会報告」のつぎの提言のなかに、具体的に反映されている<sup>7)</sup>。

・収益の計上基準

(工事収益)

長期工事については、工事進行基準を原則的な収益の計上基準とする方向で検討することが適当。

(割賦販売基準に係る収益)

割賦や延払いによる商品の販売等については、金利相当部分を除き、その引き渡し時に収益の計上を行うこととすることが適当。

・費用の計上基準

(短期の前払費用)

少額なものやごく短期の費用の前払いを除き、現行の取り扱いについては、何らかの制限が必要。

・資産の評価

(有価証券の評価)

上場有価証券については、低価法を廃止することが適当。

・減価償却

(償却方法)

建物については、定額法に限ることが適当。

・引当金

(貸倒引当金)

法定率制度を廃止し、実績率のみを用いることとする方向で検討することが適当。

(賞与引当金)

賞与は、たとえ賃金の後払い的な性格を有するとしても、課税の公平性、明確性を期する観点から、引当金による繰り入れによるのではなく、実際に支払った日の属する事業年度の損金の額とする取り扱いに改めることを検討。

(退職給与引当金)

現行の退職給与引当金を、退職が間近に迫っている年齢層の従業員に対する退職金に焦点を当てたものに改めることが考えられる。この考え方を引当金の累積限度額に反映させ、現行の水準を引き下げることとするのが適当。

(製品保証等引当金)

公平性、重要性等の点で問題があるので、廃止する方向で検討。

(返品調整引当金)

適用事業の実態等をふまえ、重要性等の観点から見直しをおこなうことが適当。

(特別修繕引当金)

特別修繕に要する費用が適用企業の期間損益に与える影響の程度や他の事業との比較においてこれを特別に取り扱うことの妥当性といった諸点について、更に検討を加え、

見直しを行うことが適当。

・法人の経費

(交際費)

現行制度は基本的に維持することが適当。ただし、中小企業の定額控除額内の支出交際費の損金不算入割合をさらに引き下げることが必要。

しかも、これらの提言は、『平成10年度の税制改正に関する答申』（税制調査会 [1997]）のなかに盛り込まれ、その後、法制化された。その結果、平成10年の法人税改正は、つぎのように抜本的なものとなった<sup>8)</sup>。

- ・貸倒引当金制度の法定繰入率の原則的廃止
- ・賞与引当金の廃止
- ・退職給与引当金の縮小（累積限度額を期末要支給額の100分の40から100分の20へ引き下げた<sup>9)</sup>）
- ・製品保証等引当金の廃止
- ・特別修繕引当金の廃止
- ・建物の減価償却方法の定額法への一本化
- ・有価証券の評価における切放し低価法の廃止
- ・工事完成基準の廃止
- ・割賦基準の廃止
- ・中小企業の交際費の損金不算入割合の引き上げ

これらの改正は、いずれも、税法の方向転換を具現しているという意味において、特筆にあたいしよう。

その後の期間においては、上記の平成10年改正に匹敵するような抜本改正はみあたらないが、新たな制度の創設や既存の制度の大幅な修正を意味する改正が相次いで実施された。ちなみに、近年における主要な法人税改正を改正年次順にあげると、つぎのようになる。

・平成11年（1999年）

株式交換・株式移転に係る課税の特例の創設

・平成12年（2000年）

有価証券の譲渡損益の計算と計上時期の変更

時価法の導入による有価証券の評価方法の変更

デリバティブ・ヘッジ取引にかんする規定の創設

外貨建取引等の換算にかんする規定の創設

- ・平成13年（2001年）
  - 組織再編成税制の創設
- ・平成14年（2002年）
  - 連結納税制度の創設
  - 退職給与引当金制度の廃止
- ・平成18年（2006年）
  - 会社法制定に伴う整備
  - 組織再編成税制の見直し
  - 役員給与の見直し
  - 新株予約権（ストック・オプション）を対価とする費用の帰属事業年度の特例の創設
  - 同族会社の留保金課税制度の見直し
- ・平成19年（2007年）
  - 減価償却制度の見直し

平成11年改正によって設けられた株式交換・株式移転に係る課税の特例（旧租税特別措置法第67条の9、同法第67条の10）は、従来の商法の一部改正に伴って創設された株式交換・株式移転制度への対応を目的としていた。具体的には、平成11年の商法改正によって導入された株式交換・株式移転について、移転する株式の譲渡損益の計上を、一定の条件のもとに繰り延べるという法人税法独自の措置が規定された<sup>10)</sup>。

平成12年の一連の改正は、金融商品会計基準等の設定に伴って実施されたものであった<sup>11)</sup>。まず、有価証券の譲渡損益の計算と計上時期の変更ならびに時価法の導入による有価証券の評価方法の変更については、有価証券の譲渡損益の計算規定と期末の評価規定を別途規定（法人税法第61条の3）し、譲渡損益については約定日基準とする一方で、期末評価の方法として売買目的有価証券に時価法を採用した<sup>12)</sup>。つぎに、デリバティブ・ヘッジ取引については、規定（法人税法第61条の5、同法第61条の6、同法61条の7）を新たに設け、法人が期末に有する未決済のデリバティブ取引について、期末に決済をしたものとみなして計算した利益または損失を、益金または損金に算入すること、また、資産・負債の価額変動等による損失を減少させるために行ったデリバティブ取引等のうち、一定の要件を満たすものについては<sup>13)</sup>、みなし決済による利益または損失の計上を繰り延べる等の、いわゆるヘッジ処理をおこなうこととした。さらに、外貨建取引等の換算についても、規定（法人税法第61条の8、同法第61条の9、同法第61条の10）を新たに設け、長期外貨建債権債務については、取得時の為替相場にくわえ、期末の為替相場による換算を認めることとした。これらの一連の改正の内容は、金融商品会計基準等の取り扱いとほぼ共通している<sup>14)</sup>。この点で、これらの一連の改正では、税法と企業会計との調整が重視されているものとみられよう。

平成13年に創設された組織再編成税制は、従来の商法による会社分割法制の創設に伴って実施

されたものであるが、その特色は、組織再編成を、税法上の要件にしたがって、いわゆる「適格組織再編成」とそれ以外の組織再編成（いわゆる「非適格組織再編成」）とに区分し、「適格組織再編成」に該当する場合に限って、資産等の移転に係る譲渡損益の繰り延べを認める点にある。こうした取り扱い、税法上の基準を税法が独自に定めているという意味において、注目されよう<sup>15)</sup>。

平成14年に創設された連結納税制度は、わが国の経済社会の構造変化への対応を目的としたものであり、この制度の実施によって、わが国法人税の体系は大きく変更されることになった。なお、同年における退職給与引当金制度の廃止が、税法と企業会計との乖離の拡大を意味するものであることは、言うまでもないであろう。

平成18年の改正は多岐にわたっている。まず、会社法の制定（平成18年5月施行）に伴う整備では、資本金等の額等にかんする規定をはじめとする各種規定の整備がはかられた。組織再編成税制の見直しでは、株式交換・株式移転について、組織再編成税制の枠組みのなかに位置づけるとともに、他の組織再編成と整合的な取り扱いとなるように、所定の整備がはかられた。具体的には、平成11年改正によって特例（旧租税特別措置法第67条の9、同法第67条の10）として設けられた株式交換・株式移転に係る税制が本則化されるとともに、株式交換等に係る完全子法人の株主については、その完全親法人の株式以外の資産が交付されなかった場合には、当該完全子法人の株式の譲渡損益を繰り延べる一方で、株式交換等に係る完全子法人については、企業グループ内での株式交換や株式移転および共同事業をおこなうための株式交換や株式移転のどちらにも該当しない株式交換や株式移転がおこなわれた場合には、その有する資産について、時価評価による評価損益を計上することとされた<sup>16)</sup>。また、役員給与の見直しでは、法人がその役員に対して支給する給与について、定期同額給与、事前確定届出給与および利益変動給与につき損金の額に算入することなど、損金の額に算入されるものの範囲の見直しがおこなわれた。この改正は、役員に対する報酬ならびに賞与を一律に費用とみる企業会計との乖離の拡大を意味する点で注目されよう。新株予約権（ストック・オプション）を対価とする費用の帰属事業年度の特例（法人税法第54条）では、法人が個人からうける役務提供の対価として新株予約権を発行した場合には、その個人において給与等課税事由が生じた日に、その役務提供をうけたものとするものとされた。さらに、同族会社の留保金課税制度の見直しでは、留保金課税の対象となる同族会社について、3株主グループから1株主グループによる判定へと緩和するほか、留保控除額を引き上げるなどの抜本的な見直しがおこなわれた<sup>17)</sup>。

平成19年における減価償却制度の見直しの基本目的は、設備投資の促進および生産手段の新陳代謝を加速させることに置かれた。具体的には、平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産については、償却可能限度額および残存価格を廃止し、耐用年数経過時点に1円（備忘価額）まで償却可能とすると同時に、新規取得資産について定率法を採用する場合、償却率を定額法の償却率の2.5倍とし、特定事業年度以降は残存年数による均等償却に切り替えて<sup>18)</sup>、1円まで償却することとした。この結果、税法上の償却限度額計算は、費用の適正な期間配分をおこなうとい

う企業会計の考え方とは異なる性格を帯びることとなった。

このように、平成11年以降の法人税改正の動向をみると、企業会計との調整を意味する税制改正が実施される一方で、企業会計とは異なる税法独自の制度が導入されるなど、その方向性は一定してはいない<sup>19)</sup>。結局のところ、平成10年の法人税改正でもたらされた企業会計と税法の乖離は、その後も修正されることなく、こんにちの税制に引き継がれている。

#### 4 新たな税法批判の登場

ところで、転換点としての「法人課税小委員会報告」ならびに平成10年の法人税改正に対する論者の評価は、けっして一様ではない。たとえば、「法人課税小委員会」の専門委員のひとりでもあった平川氏は、その意義を、つぎのように指摘する<sup>20)</sup>。

商法会計が目指しているディスクロージャーという領域と、課税所得概念を確立する税法というのは、調和を図ることは大変必要なことであるけれども、同時に目的性が大きく違っておりますので、そこに今回、多少思い切った距離を置いたということに大きな意味合いがあるのではないかと思います。その意味においては、税法が初めてひとり歩きをこれからするという思想の転換があると思います。今までは商法会計によりかかっていたのが、ひとり歩きをする時代を迎えたことに意義を見出していただければ大変幸いに思います。

平川氏は、ここで、現行税法の確定決算主義の放棄を支持する立場にたって、近年における税法の方向転換の意義を指摘している。同氏の見解によれば、そうした税法の方向転換は、税法の「思想の転換」にほかならず、「法人課税小委員会報告」は、税法の「思想の転換点」に位置していることになる。

これに対して、居林教授は、つぎのように述べて、平成10年の法人税改正のあり方を批判する<sup>21)</sup>。

……既に企業会計上で確立している公正な会計慣行に反するような形で、税制改正が行われて、税法自身が定めている公正妥当な会計処理の基準を自ら踏みにじる結果になることに、大きな疑問と驚きの念を禁じ得ない……

また、武田昌輔教授は、「税法が基本的な課税所得算定の基本として、公正処理基準に従って計算するということが明らかにされていることの根拠は、資本を侵蝕しないという基本原則を述べたものとして重視されるべきである。」<sup>22)</sup> との見解をもとに、つぎのような「法人課税小委員会報告」批判を展開する<sup>23)</sup>。

最近においては、課税所得算定の独自性の主張がなされている。主として、法人課税小委員会報告に

現れている主張である。この報告自体が、法人税率を引き下げを前提として、課税ベースの拡大を図るという動機そのものが不純なものであり、もともとが、このようなバイアスの下での主張であるから、一つの課税技術論としての価値は有しているものの、本来の純粋な課税所得論の立場からは、取るに足らない内容のものであるといえる。

居林教授の批判は、税法と企業会計との重大な乖離をもたらした平成10年の法人税改正のあり方にむけられたものであるのに対して、武田昌輔教授の批判は、「課税ベースを拡大しつつ税率を下げる」との「法人課税小委員会報告」の改革構想の問題点を指摘したものとなっている。

一方、品川教授は、「法人課税小委員会」の審議手法に注目し、その問題点をつぎのように指摘している<sup>24)</sup>。

……この審議会[「法人課税小委員会」のこと：高橋注]については2つの問題点があったのではないかと思います。

最初の問題点は、審議に「税収の中立」という綱を被せたことです。もう1つは、企業会計との関係です。従来、法人税の課税所得の問題等については、昭和30年代から40年代にかけて検討がなされてきましたが、主として企業会計との調整論議が非常に熱心に議論されて税制改革が多くなされてきたわけです。しかし、今回は、企業会計の関係者が小委員会にほとんど見当たりません。いわば最初から企業会計との調整を無視して新たな課税所得、いわゆる課税ベースの拡大を意図したものと見受けられます。

最初の問題点の税収の中立性の問題も、国際情勢の中で税率を引下げざるをえないことは、だれもが命題として理解しているわけで、結局税率の引下げを担保するために課税ベースを拡大したいという意図が、「税収の中立」という枠をはめたものと推測できるわけです。いずれにしても、こういう枠のはめかた事態は、そもそも法人税の税率であるとか、課税所得がどうあるべきかということについて、根本的な検討にいわば最初から水を差したといえます。

品川教授の見解によれば、「法人課税小委員会」の審議は、「税収の中立」と「企業会計との調整の無視」というふたつの前提を置いた結果として、不成功に終わっている。ちなみに、「法人課税小委員会報告」は、つぎのような見解を示して、「税収中立」を課税ベース見直しの前提とすることを明示している<sup>25)</sup>。

現在の厳しい財政状況の下で、税収中立を前提として、課税ベースを点検した結果、その拡大の余地があるならば、法人税の基本税率を引き下げ、他の主要先進諸国並みに近付けることが望ましい。

ここで、課税ベース見直しの目的は、法人税率の引き下げを実質的に担保することであり、課税所得概念の見直しにはない。

また、税法と企業会計との関係について、「法人課税小委員会報告」は、本章（第3節第2項）

ですすでに指摘したように、税法の方向転換を表明している。しかしながら、現行法人税において採用されている確定決算主義見直しの視点は、「法人課税小委員会報告」をつうじて、まったくあきらかにされていない。

いずれにしても、「法人課税小委員会報告」は、課税所得概念の見直しや確定決算基準の見直しといった基本的事項についての本格的な検討を棚上げにして、課税ベース拡大のための検討を先行させている。「法人課税小委員会報告」のこうした方法論上の問題について、品川教授はつぎのように述べている<sup>26)</sup>。

現行の確定決算基準を全うしようというのであれば、企業利益との調整もそれなりに必要になってくるわけですし、アメリカのように、企業利益と課税所得とは別な計算をするというのであれば、潔く確定決算基準を放棄すればよいだけの話です。その辺の哲学というか、どちらを優先させざるべきかについて、今回の税制改革の論議の中では必ずしも明らかではなかったのではなからうかと思えます。

品川教授は、ここで、近年における税法の方向転換の根拠を問題としている。同教授によれば、近年における税法の方向転換は、現行法人税法の確定決算主義の見直しを伴っていないという意味において、「思想なき転換」<sup>27)</sup>にほかならない。

こうした品川教授の指摘は、近年の法人税改革のひとつの限界を明示する点において、きわめて意義ぶかい。

## 5 おわりに—税務会計の針路のゆらぎ—

以上の検討では、いわゆる「公正会計処理基準」の誕生をみた昭和42年以降の法人税改正の動向を、筆者なりの時代区分にもとづいて整理し、つづいて、近年の法人税改正によせられている批判等を紹介した。

筆者の見解によれば、昭和42年以降の税務会計の発展は、30年以上の長きにわたる「展開期」をへて、平成10年以降の「変革期」をむかえ、こんにちにいたる。ここで、「展開期」とは、税法の断片的整備を意味する改正がつづいた時期をさしているのに対して、「変革期」とは、税法の方向転換を意味する平成10年の法人税改正以降の時期をさしている。

もっとも、税務会計のこうした発展に対する論者の評価は一様ではない。とりわけ、「変革期」にあたる近年の法人税改正に対する論者の評価は、税法の方向転換の意義の解釈をめぐる、対立している。たとえば、平川氏は、確定決算主義の放棄を支持する観点にたつて、近年の法人税改正にみられる方向転換を「思想の転換」と評するのに対して、品川教授は、この方向変換の根拠を疑問視する観点から、それを「思想なき転換」とみる。前者は現行税法の立場を代弁しているのに対して、後者は、現行税法の立場の再検討を迫っている。この点で、両者の見解の相違は決定的である。

しかも、居林教授による批判や武田昌輔教授による批判にみられるように、近年の法人税改正に対する批判は多様である。ちなみに、居林教授は、税法と企業会計との重大な乖離をもたらした平成10年の法人税改正のあり方を問題とし、それを、「公正会計処理基準」からの逸脱とみなすのに対して、武田教授は、「課税ベースを拡大しつつ税率を下げる」との「法人課税小委員会報告」の改革構想を、独自の立場から批判している。いずれにしても、こうした批判は、枚挙にいとまがない<sup>28)</sup>。

すでに前章において指摘したように、わが国税務会計は、『シャープ勧告』にもとづく昭和25年の税法改正を端緒として、近代化の道をこれまで歩んできた。しかし、いま、その税務会計の針路は大きくゆらいでいる。

【注】

- 1) この点については、高橋 [1998] を参照されたい。
- 2) 通達 [1969].
- 3) 使途秘匿金課税は、「使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例」(租税特別措置法第62条)によって創設されたものであり、法人の使途秘匿金の支出に対して、通常の法人税にくわえ、40%の法人税を課税するという内容のものである。この制度の問題点について、大江 [1994] p. 25は、「……罰則的な課税であり、税法に倫理的な要素を持ち込むことには税の理論を逸脱するものであり、これは司法の世界で解決すべきものではないかと思われる。」と述べている。また、武田(昌) [2000] p. 241は、「これ〔使途秘匿金課税のこと：高橋注〕は、課税所得の算定の問題ではなく、支出税というべきものです。これが妥当な制度かどうかについては、私は疑問を持っています。」と述べている。
- 4) 税制調査会 [1996] pp. 22-23. なお、「法人課税小委員会報告」において個別的検討の対象とされた事項は、つぎの17項目に及んでいる。1 収益の計上基準、2 費用の計上基準、3 資産の評価、4 減価償却、5 繰延資産、6 引当金等、7 法人の経費、8 租税特別措置等、9 金融派生商品、10 欠損金の繰越し・繰戻し、11 法人間配当、12 企業分割・合併等、13 同族会社に対する留保金課税、14 公益法人等の課税対象所得の範囲、15 保険・共済事業の課税所得計算、16 国際課税、17 事業税の外形標準課税
- 5) 税制調査会 [1996] pp. 23-25.
- 6) たとえば、「法人課税小委員会」の委員のひとりでもあった宮島教授(宮島 [1994] pp. 96-97)は、つぎのように述べて、企業会計原則上の保守主義を強く批判している。  
「保守主義というのは二重の意味で非対称的だと言っております。その1つは、原則として費用は発生主義、収益は実現主義という大きな非対称性があります。それからもう1つは、資産評価損についてだけはある条件を認めて低価主義を認めている。ところが、評価益については取得原価主義をとるということで、これもやはり非対称的な扱いになっている。  
こういう非対称的な企業会計のあり方が先ほど申しましたように期間損益の操作を可能にしている。あるいは、企業の財務状態の公開についてもそれを極めて不透明にしている理由であろうと私は考えております。」
- 7) 税制調査会 [1996] 「『法人課税小委員会報告』要旨」より作成。
- 8) 戦後の企業会計と税法との関係について、品川 [2001] p. 69は、「……バブル崩壊を境に、いわば蜜月から離婚状態に移りつつあると言えます。それぞれの会計基準も、課税所得計算も、調整よりむしろ独自の道を歩みかけているというのが、実態であろうかと思えます。」と述べている。
- 9) 退職給与引当金は、平成14年(2002年)の改正で廃止されるにいたっている。
- 10) ここで「一定の条件」とは、金銭等交付の額が、交付をうける株式等すべての資産の総額の5%未満で、かつ、完全親法人における完全子法人株式の受入価額が、旧株主の簿価(株主50人以上であれば、子会社の純資産の帳簿価額)以下であることである。
- 11) ここで「金融商品会計基準等」とは、下記の基準をさしている。  
「企業会計基準第10号 金融商品に関する会計基準」(企業会計審議会, 平成11年1月22日)  
「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会, 平成11年10月22日)

- 12) これに伴って、上場有価証券の評価に、従来、選択適用されていた低価法は、廃止された。
- 13) ここで「一定の条件」とは、事業年度終了の時までの間において、ヘッジ対象資産等につき譲渡等がなく、かつ、そのデリバティブ取引等が、ヘッジとして有効であると認められることである。
- 14) 金融商品にかんする税法と企業会計の取り扱いの主な相違点としては、償却原価法の適用対象の相違と、「その他の有価証券」の評価方法の相違があげられる。まず、償却原価法の適用対象について、金融商品会計基準は、それを、満期保有目的の有価証券に限定しているのに対して、法人税法は、それを、売買目的外有価証券（転換社債を除く）のすべて（償却期限および償却金額の定めのあるもの）としている。一方、「その他の有価証券」の評価について、金融商品会計基準は時価評価を指示しているのに対して、法人税法は原価評価を指示している。
- 15) 渡辺 [2004] p. 71は、「法人税の課税所得計算が、商法および企業会計に基づいて行われることを、広く確定決算主義と呼ぶならば、組織再編成の分野では、事実上、この広義の確定決算主義が廃止されたといっても過言ではないでしょう。なぜなら、仮に商法が時価を資産の取得価額としても、税法は、適格組織再編成である限り、簿価を取得価額とするからです。反対に、商法が簿価を資産の取得価額としても、それが非適格組織再編成であれば、税法上は、時価による取引となります。」と述べている。
- 16) ただし、含み損益が資本等の金額の2分1または1,000万円のいずれか少ない金額に満たない資産については、評価損益の計上対象から除外される。
- 17) なお、平成19年改正によって、資本金等の額が1億円以下の会社は、留保金課税の対象から除外されることとなった。
- 18) ここで「特定事業年度」とは、償却中のある事業年度における残存簿価について、耐用年数経過時点に1円まで均等償却した場合の減価償却費が、定率法によって計算した減価償却費を上回ることとなった場合のその事業年度をさす。
- 19) ちなみに、日本税理士連合会 [2008] p. 11は、近年の法人税改正の動向について、「……法人税制をみると、企業会計に平仄を合わせる税制改正が行われる一方で、企業会計とは異なる税法独自の制度が導入されるなど、その方向性は必ずしも定かではない。」と述べている。
- 20) 「緊急座談会 課税ベースの拡大～大蔵省法人税改革見直し案を検証」『税理』Vol. 41, No. 1, January 1998, p. 87.
- 21) 居林 [1998] p. 18.
- 22) 武田(昌) [1999] pp. 2-3.
- 23) 武田(昌) [1999] p. 3.
- 24) 品川 [1998] p. 6.
- 25) 税制調査会 [1996] 「『法人課税小委員会報告』要旨」.
- 26) 品川 [1998] p. 9-10. なお、品川 [1998] p. 9は、課税所得と企業利益との関係について、つぎのように述べている。  
「課税所得と企業利益との関係を根本的にどう考えるべきかということでは、従来は課税所得というのは企業利益を前提に成り立っているものであるから、企業利益に歩み寄った調整が必然的な課題であると考えられていたわけです。しかし、私は、前述の著書『『課税所得と企業利益』(税務研究会出版局、1982年)のこゝ：高橋注』の中で、法人税には、独自に課税所得はどうあるべきかを議論したうえで、企業利益との調整をどう考えるべきかについて考えないとおかしいのではないかということでもまとめたことがあります。」  
税法と企業会計との関係を考えるうえでも、きわめて有益な示唆を含む発言であろう。
- 27) 同様の批判は、富岡教授からもよせられている。同教授の批判については、「シンポジウム 課税所得の基本概念の探求」、税務研究学会編『税務会計研究』No. 8, September 1997, p. 139を参照。
- 28) 近年の法人税改正に対する有力な批判としては、本章ですでにとりあげた論者による批判以外に、神野 [1997]；武田(隆) [1997]；山本 [1997] などがある。

【参考文献】

〈著書・論文〉

- 居林 [1998]；居林次雄「法人課税ベース拡大の問題点—税法の『企業会計原則』への優位性からの検討—」『税経通信』 Vol. 53, No. 4, April 1998, pp. 17-25.
- 大江 [1994]；大江普也「使途秘匿金をめぐる問題」『税研』 No. 55, May 1994, pp. 18-25.
- 品川 [1982]；品川芳宣『課税所得と企業利益』税務研究会出版局, 1982年。
- 品川 [1998]；品川芳宣「平成10年度税制改正の問題点と今後の課題—企業課税を中心として—」『租税研究』 No. 583, May 1998, pp. 6-17.
- 品川 [2001]；品川芳宣「企業会計の変貌と税制」『租税研究』 No. 615, January 2001, pp. 69-83.
- 神野 [1997]；神野直彦「課税ベースの適正化と税率構造」『税経通信』 Vol. 52, No. 15, November 1997, pp. 87-91.
- 高橋 [1998]；高橋志朗「わが国税務会計発達史の研究（下）—近代税務会計の誕生と確立—」, 東北学院大学学術研究会『東北学院大学論集 経済学』 No. 137, March 1998, pp. 31-69.
- 武田(昌) [1999]；武田昌輔「課税所得は公正な会計基準から離脱すべきでない」『産業経理』 Vol. 58, No. 4, October 1999, pp. 2-3.
- 武田(昌) [2000]；武田昌輔「法人課税の回顧と展望」, 税務研究学会『税務会計研究』 第一法規出版, No. 11, September 2000, pp. 231-246.
- 武田(隆) [1997]；武田隆二「法人課税の在り方」『税経通信』 Vol. 52, No. 2, February 1997, pp.17-24.
- 日本税理士連合会 [2008]；日本税理士連合会税制審議会『企業会計と法人税制のあり方について—平成19年度諮問に対する答申—』 2008年3月17日。
- 宮島 [1994]；宮島 洋「税務論から見た確定決算主義と申告調整主義」, (社)日本租税研究協会確定決算主義研究会『確定決算主義についての報告』(社)日本租税研究協会, 1994, pp. 89-98.
- 山本 [1997]；山本守之『検証 法人税改革』税務経理協会, 1997年。
- 渡辺 [2004]；渡辺徹也「税法と商法の乖離—資本の部の取扱いを中心に—」『租税研究』 No. 656, June 2004, pp. 67-80.

〈学会討論会・座談会記録〉

- 「シンポジウム 課税所得の基本概念的探求」, 税務研究学会編『税務会計研究』 No. 8, September 1997, pp. 117-208.
- 「緊急座談会 課税ベースの拡大～大蔵省法人税改革見直し案を検証」『税理』 Vol. 41, No. 1, January 1998, pp. 56-87.

〈政府税制調査会報告書〉

- 税制調査会 [1996]；税制調査会『法人課税小委員会報告』 1966年11月。

〈通達〉

通達 [1969] ; 「法人税基本通達の制定について」(昭和44年5月1日, 直審(法)25例規).

# 計算貨幣論におけるマルクスのステュアート評 —価値概念の観念性について—

泉 正 樹

はじめに

- 1 マルクスの商品論について
  - 1.1 「何事も初めが困難」
  - 1.2 冒頭商品論とマルクスの剰余価値
  - 1.3 他学説批判の起点としての冒頭商品論
- 2 ジェームズ・ステュアートの計算貨幣論
  - 2.1 貨幣の観念的度量単位説
  - 2.2 ジェームズ・ステュアートの計算貨幣論について
    - 2.2.1 測定するとはどういうことか？
    - 2.2.2 「標準的な大きさ」
    - 2.2.3 「標準的な大きさ」の恣意性と不変性
  - 2.3 「観念的なモノサシ」
- 3 計算貨幣論におけるマルクスのステュアート評
  - 3.1 「観念的な価値諸原子」
  - 3.2 計算貨幣論におけるマルクスのステュアート評
  - 3.3 価値概念の観念性について

結びにかえて

参考文献

## はじめに

資本主義経済の意味が改めて問い直される時代状況を背景として、マルクス（Karl Marx）への関心が高まっているようである。19世紀イギリス資本主義の実情を踏まえ、先行学説の検討を通じ、資本主義なるものの運動法則を解明せんとしたマルクスの問題意識が、今日、参照基準として改めて再評価されている<sup>1)</sup>。その意味において、古典が有する底力には感服するよりほかはない。とはいえ、個別の論点に分け入ってみると、マルクスの議論と現代との間には、直ちには埋め難い空白が見出される部分があることもまた確かである。とりわけ、貨幣・金融の領域では新たな手法が開発され、そのことが現代資本主義の宿命として懸念されるだけではなく、そこからの脱却が展望される状況となっている<sup>2)</sup>。

本稿は、現代の解説を問題関心として持ちつつ、マルクス価値論を再検討する準備作業を行なう。商品に内在する価値を基礎に置いて、独創的な市場理解がマルクスによって示されたことはよく知られるところである。しかし、その独創を支えたのは、深い洞察に裏付けられた先行学説の批判的摂取にあった。今日、マルクスの先行学説批判を改めて読み直してみても、依然として首肯せざるをえない部分はもちろんある。その一方で、商品価値の内在性という問題を考える際に、マルクスとは別様の展開をなしうる可能性を封じてしまった側面もあるように思われる。こうした観点から本稿が検討を試みるのは、ジェームズ・ステュアートの計算貨幣論であり、それに対してマルクスが行なった論評の当否である。

当該論点は、『経済学批判』の中で提示されているが、従来、これそのものが検討される機会はありませんでしたように思われる。そこでは、ステュアートの計算貨幣論が的確に把握されるものの、論評のある部分に若干の疑問の余地を残すものとなっている。この点を可能な限り明確に切り出すことに努めて、マルクス価値論を再検討する足場を組むことが本稿の課題である。このため本稿は、準備作業としての性格を有し、その意味で迂遠ではあるが、まずは搦手から論ずることとする。

## 1 マルクスの商品論について

### 1.1 「何事も初めが困難」

『資本論』初版の序文においてマルクスは、冒頭商品論に関して次のように述べている。

なにごとにも初めが困難だということは、どの科学の場合にも言えることである。それゆえ、第一章、ことに商品の分析を含む節の理解は、最大の困難となるであろう。(Marx [1867] S. 11, 訳21頁)

- 
- 1) 基礎経済科学研究所編 [2008]などを参照。また、松尾 [2009]では、現代の経済学が置かれた状況が、「壮大な総合の時代」(305頁)と捉えられ、その中にマルクスの学説を組み入れる試みがなされており興味深い。
- 2) この点、伊藤 [2009]が詳しい。

『資本論』を遡ること8年、1859年に『経済学批判』は刊行されている。マルクスによれば『資本論』は、『経済学批判』の続きをなしているのだという。ただし、その〈続き〉とは、『経済学批判』での内容を受けて、書名に採用されている資本の考察から始まるという意味で〈続き〉をなしているわけではない。『資本論』の冒頭部分に、『経済学批判』の内容が要約してあるとはいわれるものの、それは単なる要約でもなかった。すなわち、『経済学批判』と『資本論』との「関連をつけ完全にするためだけ」の要約なのではなく、前著において圧縮すべき箇所を圧縮するとともに、論じ足らなかった点については、「事情の許すかぎり、さらに進んで展開」することによって「叙述が改善されている」のだという<sup>3)</sup>。

『資本論』第一巻は、版を重ねるごとにマルクス自身によって、そして後にはマルクスの覚書を手がかりとしたエンゲルスによって改訂が行なわれたことはよく知られている。なかでも商品論、とりわけ価値形態論の改訂はよく知られた箇所であろう。マルクスによれば、その改訂は友人（クーゲルマン）の薦めが発端だったのだという（Marx [1867] S. 18, 訳28頁）。すなわち『資本論』初版には、「価値形態」と題された付録が収められているが、第二版以降には、初版本文とは異なった帰結が導かれる付録の論理が採用されたのであった<sup>4)</sup>。初版本文と初版付録との叙述形式を見比べてみると、後者には明示的な細分化と階層化が施されており、マルクスがいうように、「教師的な説明」（Marx [1867] S. 18, 訳28頁）への指向が感じられる。その改訂内容の当否如何はひとまず措くとすれば、それは、「なにか新しいことを学ぼうとし、したがってまた自分自身で考えようとする人々」（Marx [1867] S. 12, 訳22頁）に対して向けられた改訂であったといってよいように思われる。自著の導入部分に対するマルクスのこだわりは、第二版後記の以下の文言にも見出せる。

第一章第一節では、それぞれの交換価値が表現される諸等式の分析による価値の導出が、科学的にいっそう厳密になされている。また、第一版ではただ暗示されているだけの、価値実体と社会的必要労働時間による価値量の規定との関連も、明確に述べてある。（Marx [1867] S. 18, 訳28頁）

『経済学批判』の総括を含む『資本論』初版の更なる改訂によって、議論により一層の厳密さと明確化がもたらされたというわけである。読者にとっては難解であろう冒頭商品論を、できるだけ分かりやすく、しかし厳密かつ明確に展開しておこうと心を砕くマルクスが見出せよう。それは、「資本・土地所有・賃労働、国家・外国貿易・世界市場という順序で考察する」（Marx [1859] S. 7, 訳13頁）という当時の研究計画のもと、「第一部 資本について」・「第一編 資本一般」という表題が掲げられつつも、商品と貨幣との分析をもって世に問うた、『経済学批判』

3) Marx [1867] S. 11, 訳21頁を参照。

4) 初版本文の価値形態論では貨幣形態が導かれることはなかったが、初版付録「価値形態」では貨幣形態が導かれている。この点の異同については、奥山 [1990] が詳しい。

に対するマルクスの思い入れの強さの現われといえるのかもしれない。いずれにしても、冒頭商品論に対する少なくとも三度の改訂（『経済学批判』→初版『資本論』→初版『資本論』付録→第二版『資本論』）は、まさに「初めが困難」であるということ、他ならぬマルクス自身が身を以て示したかたちになっているといえるだろう。

## 1.2 冒頭商品論とマルクスの剰余価値

とはいえマルクスは、「初めが困難」であり、かつ「最大の困難」を伴うであろうと予想はしたものの、その他の部分については、「本書を難解だといって非難することはできないであろう」（Marx [1867] S. 12, 訳23頁）とも考える。つまり、「およそ私についてこようとする読者は」（Marx [1859] S. 7, 訳14頁）、冒頭部分で「最大の困難」に遭遇するかもしれない、しかしそれを乗り越える者にとっては、自分の理論を理解することにそれほどの困難は見当たらないはずだという。

確かに、『経済学批判』を経て『資本論』において詳細に提示された剰余価値論を支えているのは、マルクスが意を致して改訂を重ねた商品論・貨幣論にあるといってよい。わけても冒頭商品論において、使用価値の捨象を起点として抽出される、諸商品に備わる「共通な社会的実体の結晶」（Marx [1867] S. 52, 訳77頁）として「抽象的人間労働」が提示されておくことは、マルクスの剰余価値論にとって必要な手続きであった。

すなわち、諸商品は互いに異なった使用価値を有しており、そこには何らの共通性も見出せないように思える。しかし、商品の交換価値は、たとえば〈5 kgの小麦 = x kgの鉄〉といったかたちで表わすことができる。ただこの関係は、一見すると奇妙でもあろう。なぜならば、「感覚的に違った諸物は、……本質の同等性なしには、通約可能な量として互いに関係することはできない」（Marx [1867] S. 73, 訳113頁）からである。このため、〈5 kgの小麦 = x kgの鉄〉という等式は、「同じ大きさの一つの共通物が、二つの違った物のうちに、……存在するということ」（Marx [1867] S. 51, 訳75頁）でなければならない。では、その「一つの共通物」とは何か。マルクスによれば、それこそが「抽象的人間労働」であり、それが商品に備わる「価値」として捉えられたのであった。

では、商品形態を取る事物には「本質の同等性」が備わっていると考えざるをえず、それが「抽象的人間労働」に還元されるとするならば、諸商品の価値量は何によって規定されるものなのか。この点についてもマルクスは明解な回答を示している。すなわち、商品の価値量は、「現存の社会的に正常な生産条件と、労働の熟練および強度の社会的平均度とをもって、なんらかの使用価値を生産するために必要な労働時間」（Marx [1867] S. 53, 訳78-9頁）によって規定される。つまり、〈5 kgの小麦 = x kgの鉄〉という関係がなぜ成立するのかといえば、それは、双方に「共通な社会的実体の結晶」としての「抽象的人間労働」が対象化されているからであり、その量を規定する、双方の生産に費やされる「社会的に必要な労働時間」（Marx [1867] S. 53, 訳78頁）が等しいからにほかならない。

このように商品価値と抽象的人間労働とが連結されておこなうならば、大枠としてのマルクスの剰余価値論には、あともう一步で到達できる。そして最後の一步は、特殊な商品としての労働力が担う。すなわち、冒頭商品論において主たる分析対象とされたのは、労働生産物商品であったのだから、それは売り出される前に、自身のうちに人間労働を堆積させざるをえない。資本は生産諸要素を商品として買ってきて、それらを使用して当該商品を産出する。そして生産要素のうち生産手段部分には、これも労働生産物として、一定量の抽象的人間労働が対象化されている。商品生産においてこの部分は、もう一方の生産要素である労働力によって、その価値を新生産物に移転される。

この限りでは、新生産物の価値量が、投入時の価値量を上回ることはない。投入時の生産手段の価値は、新生産物に移転されるだけだからである。そこでマルクスは、もう一方の生産要素として買ってこられる、労働力の特殊な性格に注目する。すなわち、資本主義的な市場から労働力が商品として買ってこられる以上、「他のすべての商品と同じに、この商品もある価値をもっている」(Marx [1867] S. 184, 訳299頁) はずである。そしてそれが他商品と同様に、「再生産に必要な労働時間によって規定されている」(Marx [1867] S. 184, 訳299頁) のだとすれば、「労働力の価値は、労働力の所持者の維持のために必要な生活手段の価値」(Marx [1867] S. 185, 訳300頁) とみなせることになる。つまり、資本は労働力の売り手に対して、労働力を再形成するに足るだけの対価を支払えばよい。それは、当該商品の価値量に見合う貨幣との交換がなされるという意味で、正当な商品取引でもある。

こうして資本が買った労働力は、生産過程で使用されて商品生産を遂行する。ただし、「労働力の毎日の維持費と労働力の毎日の支出とは、二つのまったく違う量である」(Marx [1867] S. 207-8, 訳338頁) 点には注意が払われねばならない。すなわち、たとえば一日あたり5時間分の抽象的人間労働が対象化された生活物資を使用することによって、たとえば一日あたり10時間の労働が行なわれうるということであり、このとき両者の間に生じる差(この場合は $10 - 5 = 5$ 時間)を、資本は剰余価値として取得する。こうしてマルクスの資本は、生産の領域で生じる不払労働を根拠として、自商品を価値どおりに販売したとしても価値増殖を行えることになる。

### 1.3 他学説批判の起点としての冒頭商品論

このようにマルクスの剰余価値論の大枠は、冒頭商品論で与えられる価値規定を土台とし、労働力商品の特殊な性格を柱として組み立てられていると捉えることができる。もちろん、前項でのまとめ方をもって、十全なるマルクス剰余価値論の把握がなせたというつもりはない。特に「抽象的人間労働」の理解の仕方に関しては、別途、慎重な検討を要するものと思われる<sup>5)</sup>。しかし、このように捉えることによって、他学説に批判的に対峙したマルクス、という構図を浮き彫りに

5) マルクスが提示する「抽象的人間労働」の把握は、大きく二つの観点から行なわれている。この点は、有江大介によって次のようにまとめられている。

「論争点は、「価値実体」としての「抽象的人間的労働」の抽象性を、かの“生理学的規定”と

できることも確かである。

たとえば、『資本論』第一巻第二編第四章「貨幣の資本への転化」では、等労働量交換を想定すると、 $G-W-G'$  ( $G+\Delta G$ ) を実現できないという点が強調され、「その純粋な姿では、商品交換は等価物どうしの交換であり、したがって、価値をふやす手段ではない」(Marx [1867] S. 173, 訳278頁) ことが指摘される。それは、価値増殖の領域を、流通ではなく生産に求める自説へと導く一行程であったとひとまずは捉えられる。しかしそこには同時に、「商品流通を剰余価値の源泉として説明しようとする試み」(Marx [1867] S. 173, 訳278頁) に対しての批判も含意されている<sup>6)</sup>。

また、「貨幣の謎」(Marx [1867] S. 62, 訳94頁) を解き明かすものとして位置付けられた価値形態論では、商品生産社会は必然的・内生的に価格形態を成立せしめ、商品世界は、一方の極の一般商品と、他方の極の貨幣商品とへ分極化されずにはおかないことが論じられる。そこでも、マルクス独自の観点が提示されると同時に、「すべての商品に同時に直接的交換可能性の極印を押すことができるかのように妄想すること」(Marx [1867] S.82, 訳129頁) への批判が意図されているとあってよい<sup>7)</sup>。

## 2 ジェームズ・ステュアートの計算貨幣論

### 2.1 貨幣の観念的度量単位説

他学説への批判的対峙という観点から冒頭商品論を捉えてみると、そこには、上に挙げたものだけには留まらない論点が提示されていることに気づく。『資本論』第一編第三章「貨幣または商品流通」は、貨幣の価値尺度に関する考察から始まるが、そこでは次のように論じられているからである。

「いう人間労働の無差別なエネルギー支出に見るのか、「社会的実体」としての規定における「価値」の社会的関係規定性に見るのか、という論点に帰着させることができる。」(有江 [1980] 35頁)

また向井公敏は、マルクスに見出されるこのような二つの「抽象的人間労働」の規定が、マルクス価値論に並存する二つの「パラダイム」に根ざすものとされ、次のように論じられる。

「これまでの見解を大別すれば、一方で抽象的人間労働は商品交換に先行する直接的生産過程での人間労働力の生理学的支出(いわゆる体化労働)にほかならず、まさにそれゆえにあらゆる社会に共通する歴史貫通的カテゴリーであると主張する超歴史説もしくは体化労働説と、他方これを商品交換においてはじめて成立する概念(関係概念)として捉え返し、その意味で商品生産に固有の歴史のカテゴリーとする歴史説もしくは社会関係説とに分かれるといえるが、この問題をめぐる最近の内外の論争整理のなかでもあきらかにされているように、今日では、このような抽象的人間労働の解釈上の相違の背後には、いかなれば価値概念の実体主義的把握と関係主義的把握との対立が、さらにいえばマルクス価値論に固有の問題をめぐる体化労働パラダイムと社会関係パラダイムとの対立が存在しているといつてよい」(向井 [1990] 50-1頁)。

このように問題が捉えられることによって、マルクス価値論の精髓は、「リカード価値論の問題構制を単に継承しているにすぎない」(向井 [1992] 95頁) とされる「体化労働パラダイム」ではなく、「社会関係パラダイム」にこそ見出されるとされている。

6) 『資本論』の当該部分に限って言えば、コンディヤック (Étienne-Bonnot de Condillac)、ニューマン (Samuel Philips Newman) といった論者が批判の対象として取り上げられている。

7) 『資本論』ではブルードン (Pierre-Joseph Proudhon) の名前が挙げられ、『経済学批判』ではグレー (John Gray) の議論が取り上げられている (Marx [1859] S. 66-9, 訳104-9頁)。

商品の価格または貨幣形態は、商品の価値形態一般と同様に、商品の、手につかめる実在的な物体形態からは区別された、したがって単に観念的な、または想像された形態である。鉄やリンネルや小麦などの価値は、目に見えないとはいえ、これらの物そのもののうちに存在する。この価値は、これらの物の金との同等性によって、いわばこれらの物の頭のなかにあるだけの金との関係によって、想像される。……商品価値の金による表現は観念的なものだから、この機能のためにも、ただ想像されただけの、すなわち観念的な、金を用いることができる。(Marx [1867] S. 110-1, 訳173頁)

ここで論じられていることは大きくいえば二つあると見てよいだろう。すなわち一つは、価格形態の観念性という論点であり、もう一つは、商品価値の内在性という論点である。

まず価格形態の観念性という論点についてマルクスは、諸商品の「実在的な物的形態」と対比して、価格形態は「単に観念的な、または想像された形態である」と論じている。それはまた、「商品価値の金による表現は観念的なもの」であるとも論じられている。つまり、商品に価格を付ける際には、「現実の金は一片も必要としない」(Marx [1867] S. 111, 訳173頁)という意味において、価格形態は観念的とされるわけである。確かに、〈10kgの米は1gの金に値する〉という価格付けは、頭の中で済ますことができる。

ただし、価格形態は観念的だとしても、商品価値は「目に見えないとはいえ、これらの物そのもののうちに存在する」のだともいう。マルクスにとっての商品価値とは、抽象的人間労働がその実体をなすものとされていた。そしてそれは、「ある与えられた社会のそれぞれの平均的個人がなす平均労働、人間の筋肉、神経、脳等々のある一定の生産的支出のうちに実在している」(Marx [1859] S.18訳29頁。文中の傍点強調は原文による)と論じられる一面がある。このため、たとえ「ある一つの商品をどんなにいじりまわしてみても、価値物としては相変わらずつかまえない」(Marx [1867] S. 62, 訳93頁)としても、商品形態を取る事物には、抽象的人間労働が対象化された「価値」が内在する組み立てになる。マルクスにとって商品の価値形態とは、不可視な商品価値の内在性を可視化する機制であったことが想起されよう。上記引用文の後にマルクスは次のように述べる。

それゆえ、その価値尺度機能においては、貨幣は、ただ想像されただけの、すなわち観念的な、貨幣として役だつのである。この事情は、まったくばかげた理論が現われるきっかけになった。価値尺度機能のためには、ただ想像されただけの貨幣が役だつとはいえ、価格はまったく実在の貨幣材料によって定まるのである。(Marx [1867] S. 111, 訳173-4頁)

ここではまず、価格付けを行なう際に、「ただ想像されただけの貨幣」でことが足りるという点、つまり価格形態の観念性が再確認されている。ただそのことが、「まったくばかげた理論が現われるきっかけになった」とされ、「価格はまったく実在の貨幣材料によって定まるのである」と

いう自説が対置されている。以後検討してみたい問題は、ここで「ばかげた理論」といわれる議論が、どのような意味で「ばかげた」ものだったのかということである。マルクスはこの部分に註を付けて、『経済学批判』第二章「B 貨幣の度量単位にかんする諸理論」の参照を促しているが、そこでは以下のように論じられている。

諸商品は価格としてはただ観念的に金に、したがって金はただ観念的に貨幣に転化されるという事情は、貨幣の観念的度量単位説 *Lehre von der idealen Maßeinheit des Geldes* を生む動機となった。価格規定にあつては、ただ表象された金か銀かが機能するだけであり、金と銀はただ計算貨幣として機能するだけだから、ポンド、シリング、ペンス、ターレ、フラン等々の名称は、金または銀の重量部分、または何らかのしかたで対象化された労働を表現するものではなく、むしろ観念的な価値諸原子 *ideale Wertatome* を表現するものである、と主張された。(Marx [1859] S. 59-60, 訳93-4頁。文中の傍点強調は原文による)

ここから見るに、マルクスから「ばかげた理論」と位置付けられているのは、「貨幣の観念的度量単位説」である。この学説をマルクスは、「ポンド、……、フラン」といった価格単位を、金属重量でも労働でもなく、「観念的な価値諸原子を表現するものである」とまとめている。すなわち、商品の価格付けはそれに見合う貨幣量を想像するだけでよい。このことが、「観念的な価値諸原子を表現する」という「ばかげた」考え方を生じさせるきっかけになってしまった、とマルクスはいうのである。

マルクスによれば、「貨幣の観念的度量単位説」は、ステュアート (James Steuart) の議論の中で「完全に展開されている」(Marx [1859] S. 62, 訳98頁) のだという。このため、少なくとも『経済学批判』に抄録された、『経済の原理』の当該部分 (つまり第3編第1部第1章「計算貨幣について」) において、どのような問題が考察されているかという点をまず見ておかねばならない。

## 2.2 ジェームズ・ステュアートの計算貨幣論について

### 2.2.1 測定するとはどういうことか？

ステュアートによれば、貨幣 (money) と铸貨 (coin) とは異なる概念であつて、これら二つは区別されなければならない。つまり、「铸貨としての貨幣 money-coin」(Steuart [1767] p. 214, 訳5頁) とは区別されるもう一つの貨幣概念があるのであつて、それをステュアートは「計算貨幣 money of account」ないし「観念的貨幣 ideal money」(Steuart [1767] p. 217, 訳8頁) と呼び、以下のように説明する。

私が計算のための貨幣と呼ぶものは、販売品のそれぞれの価値を測定するために発明された、同等の部分からなる任意のモノサシにほかならない。それゆえ計算貨幣は、铸貨として

の貨幣とは全く別のものであり、すべての商品にたいして適切で比例的な等価物となりうる、何らかの実体というべきものがこの世になかったとしても存在しうる。(Steuart [1767] p. 214, 訳5頁。文中の傍点強調は原文による)

ここで論じられていることの大枠は、「計算貨幣」とは「同等の部分からなる任意のモノサシ arbitrary scale にほかならない」ということにひとまずなるだろう。それは、諸商品の「それぞれの価値を測定するために発明された」とも論じられており、諸物の〈長さ〉がたとえば巻尺で測定されるように、諸商品の価値は、「計算貨幣」によって測定されるというわけである。そして後半部分では、「それゆえ」と接続されて、「計算貨幣」と「鑄貨としての貨幣」とは別物であるとされる。「計算貨幣」は、物品としての実在性から切り離されても存在しうる概念だといっているのである。

この部分でステュアートは、自らの「計算貨幣」概念をともかく定義付けたかたちになっている。しかし、そのいわんとすることを掴み取るのはかなり難しい。というのも、ステュアート自身が指摘するように<sup>8)</sup>、たとえば〈長さ〉を測定する場合、測定するたび毎に目盛が変動してしまう「モノサシ」を用いるとしたら、その測定はほとんど意味をなさない<sup>9)</sup>。意味ある測定をしようとするならば、まずは測定の基準となる長さを定める必要がある。事物の長さは、この基準に基づいて測定される時に意味をもつ。たとえば、〈n期における乙のつま先から踵までの長さ〉を基準にして、諸物の長さを測るということである。

ただ、こうした意味での測定を行なう場合、「モノサシ」が、「何らかの実体というべきものがこの世になかったとしても存在しうる」とするわけにはいかなないようにも思われる。なぜなら、〈n期における乙のつま先から踵〉という「実体 substance」がそもそもなければ、〈長さ〉の基準は設定できないだろうからである。

こうした疑問は提示しうるものの、ひとまず上の引用文でいわれていることをまとめるとすれば、次のようになると思われる。すなわち、諸商品の価値を測定する際に基準となる、ある一定の〈価値〉のことを、ステュアートは「計算貨幣」と呼んだのだ、と。

## 2.2.2 「標準的な大きさ」

検討されるべきは、このような「モノサシ」としての「計算貨幣」が、「何らかの実体というべきものがこの世になかったとしても存在しうる」という点にある。引き続き、〈角度〉や〈長さ〉の測定と類比しながら説明される、ステュアートが考える〈価値〉の測定を見ていくことと

8) Steuart [1767] pp. 223-4, 訳13-4頁を参照。

9) 「私は長さのわからない棒とか紐とかによって、諸物の長さの割合を図ることはできるけれども、誰もこれを測定とは呼ばない。なぜなら、フィートやヤードやトワズで測っていたなら容易に比較できたかもしれないが、測られた諸物を、同じ棒や紐で測定しなかった他の諸物と比較することはできないからである。その結果、こうした場合における測定の意味は、ほぼ完全に失われてしまうのである」(Steuart [1767] p. 225, 訳16頁)。

する。

……計算貨幣は——ここではそれを貨幣と呼ぼう——度、分、秒などが角度に対して、また縮尺が地図あるいは各種の図面に対してはたすのと同じ役割を、諸物の価値に対してはたす。

およそそのような考案物にあっては、単位として常にある名称が採用される。

角度では、それは度であり、地理上の距離ではマイルやリーグ、図面ではフィート、ヤードあるいはトワズ、貨幣ではポンド、リーヴル、グルデンなどである。(Steuart [1767] p. 214, 訳5頁)

〈価値〉を測定する「計算貨幣」は、〈角度〉や〈長さ〉を測定する「考案物」と同じ役割を果たすのだという。そうした「考案物」には、「単位として常にある名称が採用される」のだともいわれる。引用の後半部分では、それらの具体的な単位名が挙げられて、次のように続けられる。

度は特定の長さをもたないが、同様に図面の単位を示す縮尺という要素も特定の長さをもたない。上述のすべての考案物の有用性は、ただ比率を示すことに限られているからである。

これとちょうど同じように、貨幣単位は、価値のどのような部分とも不変で一定の比率をもちえない。すなわち、それは金、銀あるいは他のいかなる商品の特定の量にも永続的に固定させることができない。(Steuart [1767] p. 214, 訳5頁)

ここでは、「度 the degree」や「図面の単位を示す縮尺 the scale upon plans which marks the unit」には「特定の長さ」はなく、「ただ比率を示すこと」がその「有用性 usefulness」なのだとされている。つまり、〈1度 a degree〉や〈2度 two degrees〉ではなく、「度なるもの the degree」という単位に特定の大きさはないとされ、後半部分では、「これとちょうど同じように」というかたちで、「貨幣単位 the unit in money」への言及に繋がられている。すなわち、「価値のどのような部分とも不変で一定の比率をもちえない」と論じられることによって、「貨幣単位」そのものは、ただ諸商品の〈価値〉の比率を示すことがその「有用性」であること、たとえば「ポンドなるもの the pound」という単位を用いて諸商品の〈価値〉の比率が示される旨が論じられていると考えられる。

その後、「すなわち」と言葉が続けられ、「それは金、銀あるいは他のいかなる商品の特定の量にも永続的に固定させることができない」といわれるのだが、この部分はどのように考えればよいだろうか。確かに、事物の諸属性は、それらを測定する「単位」を用いて示されることで、〈角度〉がいくらなのか、〈長さ〉がどれだけなのかといったことが明らかになるものと思われる。しかしその際、「単位」に対して一定の基準が設けられていなければ、「比率を示す」という測定の規律は遵守されえないであろう。ステュアートにおける「モノサシ」の意義も、ここに見出されていたように思われる。この点について、ステュアートは以下のように論じている。

貨幣というものは、厳密かつ哲学的にいえば、すでに述べたように、同等の部分からなる観念的なモノサシ ideal scale である。もし、その1つの部分の標準価値とは何であるべきかと問われるとすれば、私は、1度、1分、1秒、の標準的な大きさとは何であるのか、という別の質問を投げかけることで解答とする。(Steuart [1767] p. 217, 訳8頁)

ここでは、単なる「モノサシ scale」ではなく、「観念的なモノサシ ideal scale」というかたちで、「計算貨幣」が「厳密かつ哲学的に」規定されている。その含意については、後に改めて考察してみる必要がある。ここではまず、「モノサシ」というものが、ステュアートにおいてどのように捉えられているのかという点を見ておきたい。

そうするとこの引用からは、「モノサシ」には「標準的な大きさ」があるという通念に対しての、ステュアートの懐疑が引き出せるように思える。「モノサシ」である「計算貨幣」の「標準的な大きさ」とは何なのかと問うてくる者に対して、ステュアートは「別の質問」として、当の質問者に「1度、1分、1秒、の標準的な大きさ the standard length of a degree, a minute, a second とは何であるのか」を問い返したいのだという。

もちろん、ステュアートからこの問い返しを受けたとしたら、おそらくは〈円周の1/360が1度〉、〈1度の1/60が1分〉、〈1度の1/3600が1秒〉と回答することになるだろう。つまり、「1度」や「1分」や「1秒」の「標準的な大きさ」を示すことはできるはずである。

### 2.2.3 「標準的な大きさ」の恣意性と不変性

ステュアートにおいても、この回答そのものを誤りとするとは思われない。しかし、ひとまず相手からこの回答を引き出した上で、その「標準的な大きさ」なるものの恣意性を指摘すること。これが、上記引用文で述べられている問い返しの真意であると思われる。ステュアートは続けて次のように論じるからである。

それらには標準的な大きさというものがなかったのであって、しかも人間がしきたりによってそれに与えるのが適当と考えるもの以外には、何も必要がないのである。しかし、1つの部分が決定されるや、モノサシの性質によって、残るすべての部分は比例関係に従わざるをえない。(Steuart [1767] p. 217, 訳8頁)

つまり、「モノサシ」に「標準的な大きさ」がないということの意味は、たとえば「1度」が超越的に円周の1/360であるというわけではないということ。それは、「人間がしきたりによって」そのように決めたものであることが、ここでは論じられている。先の例に引き付けて考えてみれば、〈n期における乙のつま先から踵〉が、超越的に〈長さ〉の「標準的な大きさ」になるというわけではなく、たとえば〈n+1期の甲の身長〉を、〈長さ〉の「標準的な大きさ」にすることもできるはずであるということが、ここでは論じられているといえるだろう。

とはいえ「しかし」、ひとたび円周の1/360を〔1度〕とし、〈n期における乙のつま先から踵までの長さ〉をたとえば〔1フィート〕とした場合には、「モノサシの性質によって」、その後はこの「標準的な大きさ」に基づいて分割なり合成なりが行なわれざるをえないことも指摘されている。こうした見解が「計算貨幣」にも適用されて、ステュアートは次のように論じる。

第1歩は全く恣意的であり、人々は、その1つないしそれ以上の部分を、貴金属の正確な量に合わせることで足るであろう。そうして、これがおこなわれ、その貨幣が、金および銀にいわば実現されるや否や、貨幣は新しい定義を獲得する。すなわち、そのとき貨幣は価値尺度とともに代金となるのである。

なんびとも容易に了解するに違いないが、両金属をこのように価値のモノサシに適合させるからといって、両金属それ自体が、それゆえモノサシとなるべきだということにはならない。(Steuart [1767] p. 217, 訳8頁)

ここでは、「計算貨幣」が「貴金属の正確な量に合わせ」られる、つまり、たとえば〈1gの金の〈価値〉 = 1ポンド〉という「標準的な大きさ」として規定されると、「貨幣」は「価値尺度 the measure of value とともに代金 the price」という「新しい定義を獲得する」のだという。ここまで見てきたところに鑑みて、「計算貨幣」は諸商品の価値を測定する「モノサシ」として論じられてきたのだから、ここでいわれている「新しい定義」というのは、「価値尺度」のことではなく「代金」を指す。ただし、ステュアートにおいて「代金」は「複雑な概念」(Steuart [1767] p. 65 (vol. 3), 訳164頁)とされ、様々な規定が与えられている<sup>10)</sup>。このため、それがどのような意味で用いられているのかを確定することは難しい。しかしこの部分では、「譲渡可能なあらゆるものの一般的かつ普遍的な等価物」(Steuart [1767] p. 65 (vol. 3), 訳165頁)というほどの意味として解することはできよう。つまり、〈1gの金の〈価値〉 = 1ポンド〉という規定が与えられると、金が「貨幣」として、「価値尺度」であるとともに「一般的かつ普遍的な等価物」になるという文意として解釈できることになる。

とはいえ、引用の後半部分では、こうした理解に対して若干の注意が促されてもいる。すなわち、金の価値なり銀の価値なりを「計算貨幣」である〔ポンド〕と結び付けるからといって、そのことから金なり銀なりが、それ自体で「モノサシとなるべきだということにはならない」のだと。言い換えれば、金なり銀なりは、諸商品の〈価値〉を測定する「モノサシ」としての適性を欠くということが、ここでは含意されたかたちになっているのである。

### 2.3 「観念的なモノサシ」

一体なぜ、ステュアートは金なり銀なりが諸商品の〈価値〉を測定する「モノサシ」として適当ではないと考えたのだろうか。この問題に対するステュアートの見解を知ることができれば、

10) Steuart [1767] p. 65 (vol. 3), 訳164-5頁を参照。

鑄貨と、それとは区別される「計算貨幣」なる概念がなぜ提示されたのかという問題も自ずと解けるはずである。

金銀複本位制の時代に生きたステュアートにおいてこの問題は、単本位への抽象がなされた上で考察されているのではなく、現実に存在する複本位制が念頭に置かれて、いわば実直に分析されている。また、鑄貨の摩滅といった問題にも目配せがなされているため、なぜ金なり銀なりが、諸商品の〈価値〉を測定する「モノサシ」としての適性を欠くのかという問題に対する回答は、少なからず複雑化された感を否めない<sup>11)</sup>。しかし以下のステュアートの言説には、この問題への核心を衝く回答が示されているものと思われる。

それ(金なり銀なりが〈価値〉を測定する「モノサシ」としての適性を欠く理由——引用者)は、鑄貨の造られている物体が商品であり、人間の欲求、競争、および気まぐれによって、その商品の価値が他の諸商品に対して騰落する、ということである。(Steuart [1767] p. 226, 訳17頁)

鑄貨に加工される金なり銀なりは商品であり、その「価値が他の諸商品に対して騰落する」がゆえに、〈価値〉を測定する「モノサシ」としては不資格だというのである。たとえば長さを測定する場合、巻尺も〈長さ〉を有しており、基準となる長さでもって事物の長さは測定される。しかし、その基準の〈長さ〉が固定されていなければ、測定としては意味をなさなかった。すなわち、基準となる〈長さ〉は超越的に「標準的な大きさ」を有するのではなく、人間の恣意的な取り決めによって設定されるものだとしても、そうした決定を行なうことによって、人は安心して〈長さ〉を測定できることとなり、そこに「モノサシ」の意義が存するのであった。

これと同じように、諸商品の価値を測定する場合にも、基準となる価値が用いられるのだとすれば、その基準は、いったん取り決められた後には大きさを維持する必要がある。しかし、たとえば1 gの金の価値を基準の〈価値〉に取り決めたとしても、当の金価値が変動してしまうとしたら、諸商品の価値を測定する際の基準の〈価値〉が変動してしまうことになってしまう。したがって金は、諸商品の価値を測定する「モノサシ」としては不資格と考えられることになる。つまり「計算貨幣」は、「金、銀あるいは他のいかなる商品の特定の量にも永続的に固定させることができない」ということになるわけである。

このことは、「計算貨幣」が単なる「モノサシ scale」ではなく、「観念的なモノサシ ideal scale」として規定されていることに関係してくる。たとえば角度を測定する場合、基準となる〈角度〉が、超越的に円周の1/360の〈角度〉を有するかどうかという点については疑問を挟む余地があるとしても、そうした「しきたり」の中に身を置く人間からしてみれば、〔1度〕がどれほどの大きさなのかは提示できるだろう。また、〈n期における乙のつま先から踵までの長さ〉を

11) Steuart [1767] pp. 222-8, 訳13-8頁を参照。

〔1フィート〕とする「しきたり」の中に身を置く人間も、長さを測定する基準を提示することはできるだろう。つまりこれらの「モノサシ」は、いわば〈実在的なモノサシ real scale〉と考えられるのである。

一方、諸商品の価値を測定する基準の〈価値〉、たとえば〔1ポンド〕を提示しようとする場合にはどうか。これまで見てきたところからすれば、たとえ1gの金の価値を基準の〈価値〉にするという「しきたり」を設けるとしても、「モノサシ」の一目盛分に相当する1gの金の価値は変動しうるのであった。このため、それを基準にして諸商品の価値を測定しようとするれば、刻まれた目盛が測定のために伸縮してしまう「モノサシ」を用いた長さの測定と変わらないことになってしまう。このように捉えられるため、「計算貨幣」は「いかなる物体にも固着させることができない」(Steuart [1767] p. 219, 訳10頁)、つまり〈実在するモノサシ〉としては提示できないことになる。

しかしながら、現実には諸商品の価値は、〔ポンド〕を用いて測定されてもいる。とすれば、測定の特性に鑑みて、たとえ〈実在するモノサシ〉としては基準となる〔1ポンド〕を提示できないとしても、「標準的な大きさ」はあるはずだという推論にそれほど無理があるとは思われない。そしてそうであるならば、「計算貨幣」とは諸商品の〈価値〉を測定する「モノサシ」ではあるが、単なる「モノサシ」ではなくて、「観念的なモノサシ」として提示されることになってこよう。ステュアートの「計算貨幣」は、事物の属性を測定するとはどういうことかという問題を、ある意味において厳格に突き詰めることを通して導き出された概念であったと思われるのである。

### 3 計算貨幣論におけるマルクスのステュアート評

#### 3.1 「観念的な価値諸原子」

マルクスによって「貨幣の観念的度量単位説」の完全なる展開として位置付けられたステュアートの計算貨幣論を、本稿では以上のように捉えるが、まとめてみれば次のようになる。

すなわち、たとえば長さが基準の長さに基づいて測定されるように、価値も、基準の価値に基づいて測定される。しかしその基準となる価値を、商品に固定することはできない。なぜならば、商品の価値は変動してしまうから。このため、価値を測定する際に基準となる価値を、〈実在するモノサシ〉として提示することはできない。ただし、価値を基準に基づく測定という観点で突き詰めてみると、基準の価値は「観念的なモノサシ」として捉えざるをえないことになる。これをステュアートは「計算貨幣」と呼んだのだ、と。

マルクスが、「貨幣の観念的度量単位説」を「ばかげた理論」と捉えていたことは先に見た。しかし、商品価値を測定する基準の価値は実在的には提示できないが、しかし存在するはずだという推論は筆者には成立しうるように思われる。一体マルクスにとって、ステュアートの議論のどの部分が納得できないものだったのだろうか。そこで繰り返しになるがもう一度、「貨幣の観念的度量単位説」としてマルクスがまとめた部分を抜き出しておきたい。そこでは次のように述

べられていた。

……、ポンド、シリング、ペンス、ターレル、フラン等々の名称は、金または銀の重量部分、または何らかのしかたで対象化された労働を表現するものではなく、むしろ観念的な価値諸原子を表現するものである、と主張された。(Marx [1859] S. 60, 訳93-4頁)

ここでは「貨幣の観念的度量単位説」が、貨幣単位をして「観念的な価値諸原子を表現するものである」と捉える学説と押さえられている。確かに、ステュアートにおいて貨幣単位は、「金または銀の重量部分」を「表現する」ものとしては捉えられていないようであった。むしろ貨幣単位は、金銀の価値が変動してしまうから「金または銀の重量部分」に固定しようとしても固定できないのであった。また、ステュアートにおいては、たとえば「諸物の価値は、多くの事情に依存する」(Steuart [1767] p.215., 訳6頁)と捉えられており、貨幣単位が「何らかのしかたで対象化された労働を表現するもの」に還元されていたわけでもない<sup>12)</sup>。このため、マルクスによってまとめられた「貨幣の観念的度量単位説」とステュアートの計算貨幣論は、この限りでは符合する。残される問題は、ステュアートにおいて、貨幣単位が果たして「観念的な価値諸原子を表現する bezeichnen もの」として捉えられているかどうかになる。

そこで改めて考えてみると、「観念的貨幣 ideal money」とも称される「計算貨幣」とは、要するに〈観念的価値 ideal value〉そのものを意味する概念に他ならないことに気づく。なぜならば、諸商品の価値を測定する基準の価値が、「観念的なモノサシ」つまり「計算貨幣」としてしか想定しえないという議論は詰まるところ、「計算貨幣」とは〈観念的価値〉そのものに他ならないということが含意されるだろうからである。そしてそうであるならば、〈観念的価値〉で測定される諸商品の〈価値〉もまた、〈観念的価値〉ということになりそうである。このように考えてみると、ステュアートの貨幣単位は、「観念的な価値諸原子を表現するもの」として捉えられていたといえる。マルクスにおいて、ステュアートの議論は的確に把握されているわけである。

しかしながらマルクスの主眼は、「貨幣の観念的度量単位説」をただ的確に把握することにあつたわけではない。まずは的確に把握した上で、それを「ばかげた理論」として位置付けること。これが、ステュアートの計算貨幣論に対するマルクスの間合いであったことが想起されねばならない。

12) 計算貨幣論が論じられる箇所、ステュアートは、その主な「事情」を4つにまとめている。

「第1に、価値を計るべき諸物の豊富さ。／第2に、諸物にたいして人間がもつ需要。／第3に、需要者間の競争、そして／第4に、需要者の能力の程度。」(Steuart [1767] p. 215, 訳6頁。文中の「／」は改行を意味する)

### 3.2 計算貨幣論におけるマルクスのステュアート評

『経済学批判』第二章「B 貨幣の度量単位にかんする諸理論」では、ステュアートの計算貨幣論が抄録されたあとに、まず以下の論評が行なわれている。

ステュアートは、流通で価格の度量標準としてまた計算貨幣として現われる貨幣の現象だけにかかずらっている。もし種々の商品がそれぞれ一五シリング、二〇シリング、三六シリングというように価格表に記入されているならば、それらの価値の大きさの比較のためには、銀の実質もシリングという名称も、實際上私にはどうでもよいのである。一五、二〇、三六という数的比率がいまやすべてを語っており、一という数字が唯一の度量単位となっている。比率の純粹に抽象的な表現は、一般にただ抽象的な数的比率そのものであるにすぎない。だから首尾一貫するためには、ステュアートは、たんに金銀だけでなく、それらの法律上の洗札名をも放棄すべきであった。(Marx [1859] S. 63, 訳100頁。文中の傍点強調は原文による)

第一文は、ステュアートの計算貨幣論の総括に相当するものと思われるが、ここではまず、第二文以降の実際の論評を見ていくことから始めたい。

諸商品の価格が、「一五シリング、二〇シリング、三六シリング」というかたちで所与のものであれば、15:20:36という「抽象的な数的比率」がすでに判明しているのだから、この場合には「銀の実質もシリングという名称も」「どうでもよい」のだとされている。そしてこのときの「度量単位」として「一という数字」が挙げられ、ステュアートへの論評が行なわれている。すなわち、ステュアートが「首尾一貫するためには」、自らの「計算貨幣」概念から金銀だけではなく、「貨幣単位」をも放逐すべきだったのだと。

確かに、先に見たところによれば、ステュアートにおいても事物の〈測定〉は、突き詰めれば、「抽象的な数的比率そのもの」で示すことができるだろうと考えられる。ただし、その際に大切なことは、それぞれの属性を測定する基準の「一という数字」が、それぞれどれだけの大きさを有するのかという点にあった。ステュアートにおいてそれは、「しきたり」によって定められるということが論じられてもいた。

たとえば角度を測定する場合に肝心なことは、「しきたり」によって円周の1/360を「一という数字」に対応させることなのであって、それを「1度」と呼ぶか、それとも「1グラム」と呼ぶかは「どうでもよい」といえなくもないのである。さらに推し進めて、「度」なり「グラム」といった単位を仮に用いないとしても、「一という数字」に「標準的な大きさ」が対応していればことが足りるのだから、実践上の便益という問題は残るだろうが、「単位」を放逐して「数的比率」のみで測定を行なうことはできるだろうとも考えられる。またステュアートにおいては、一般的な〈測定〉という観点から「計算貨幣」が考察されていたことに鑑みて、「首尾一貫するため」なのかどうかは別にして、「法律上の洗札名をも放棄すべきであった」といえないこともない。このため、この部分のマルクスの論評には、一定の妥当性が認められてよい。マルクスの論評は次のように続く。

彼は、価値の尺度の価格の度量標準への転化を理解していないので、当然に、度量単位として役だつ一定量の金は、尺度として他の金量に関係しているのではなく、価値そのものに関係していると信じる。(Marx [1859] S. 63, 訳100頁)

ステュアートにおいては、金の価値が変動してしまうということから、1 gの金の価値=1ポンドといった規定は設定しえず、「観念的なモノサシ」としての〔1ポンド〕が提示されるに至ったと考えられた。しかしここでは、1 gの金の名称=1ポンドという考え方が対置されている。そしてこの見解に到達するためには、「価値の尺度の価格の度量標準への転化」が理解されなければならないのだという。

ここでいわれる「価値の尺度」というのは、根源的には、商品の価値が他商品の使用価値によって表現されることとして押さえることができるだろう。そしてたとえば、金が一般的等価物になる、つまり貨幣という形態規定を受け取ることによって金は、「種々雑多な商品の価値を価格に、すなわち想像された金量に転化させる」(Marx [1867] S. 113, 訳177頁) 素材として役立つ。ここでいわれる「価値の尺度」という意味は、このように解せる。

そこでさらに検討されるべきは、そうした「価値の尺度」が、「価格の度量標準」に転化するという意味になる。この問題は、「いろいろな金量として、諸商品の価値は互いに比較され、計られるのであって、技術上、それらの度量単位としてのある固定された金量に関係させる必要が大きくなってくる」(Marx [1867] S. 112, 訳176-7頁) という、実践上の便益の問題として捉えられよう。たとえば、一般的等価物としての形態規定を受け取っている金の1 gを〔1ポンド〕と呼び、それが「さらにいくつもの可除部分に分割されることによって、度量標準に発展する」(Marx [1867] S. 112, 訳177頁)。つまり、〔1ポンド〕の分割部分にそれぞれの名称を充てておくことが便益上必要になってくるということであり、「価値の尺度の価格の度量標準への転化」という意味は、このように解することができる。言い換えれば、マルクスにとって「価格の度量標準」とは、一般的等価物の基準単位名から生ずる派生問題に過ぎないのである。その意味からすれば「価格の度量標準」は、理論的には説く必要がないものとして捉えられていると見ることもできる。つまりマルクスは、ステュアートに対して、「貨幣単位」とは何かという問題、諸商品の価格がなぜ「それぞれ一五シリング、二〇シリング、三六シリングというように」示されるのかを考える必要があるのではないかと問うているわけである。そしてここまでの限りであれば、ステュアートの計算貨幣論に対するマルクスの論評は、一つのありうる問題提起であろうと思われる。

### 3.3 価値概念の観念性について

上記引用文の後には、以下に見る言説が続けられるが、そこでのステュアート評には微妙な点が残される。しかしそのことがあって、マルクスの考え方とステュアートの考え方との差異を浮き彫りにしているとも考えられる。

諸商品はそれらの交換価値の価格への転化によって、同名の大きさとして現われることから、彼は、それらの商品を同名のものにする尺度の質を否定する。(Marx [1859] S. 63, 訳100頁)

マルクスにおいては、諸商品の「交換価値の価格への転化」、つまり〈20エレのリンネル＝1ポンド（＝たとえば1gの金）〉という価格形態の根底に、たとえば〈20エレのリンネル＝1着の上着〉という交換価値（価値形態）が想定される。しかしステュアートにおいては、諸商品が「同名」の「ポンド」を用いて比較されるのはなぜなのか、という考察が抜け落ちていとみなされたことから、「彼は、……尺度の質を否定する」と論評されているのではないかと推察される。つまりここでは要するに、「いろいろなものの大きさはそれらが同じ単位に還元されてからはじめて量的に比較されうようになるという」(Marx [1867] S. 64, 訳96頁) ことを、ステュアートは見落としているのではないか、という論点が念頭に置かれているものと思われる<sup>13)</sup>。

すなわち、「ステュアートは、流通で価格の度量標準としてまた計算貨幣として現われる貨幣の現象だけにかかずらっている」ことによって、「あたかも貨幣が諸商品を通約可能なものとする」(Marx [1859] S. 52, 訳81頁) と考えてしまったのではないかという問題である。確かに、諸商品の価格形態は、〈20エレのリンネル＝1ポンド（＝たとえば1gの金）〉というかたちで示され、「諸商品は、貨幣によって通約可能になる」(Marx [1867] S. 109, 訳171頁) ように見えるかもしれない。しかしマルクスにとっては、実はそうではない。冒頭商品論の一つの課題は、この点を解明することにあつた。

すべての商品が価値としては対象化された人間労働であり、したがって、それら自体として通約可能だからこそ、すべての商品は、自分たちの価値を同じ独自の商品で共同に計ることができるのであり、また、そうすることによって、この独自の商品自分たちの共通な価値尺度すなわち貨幣に転化させることができるのである。(Marx [1867] S. 109, 訳171頁)

つまり、諸商品には「対象化された人間労働」というかたちで「価値」が内在しているのであり、そうであるがゆえに、諸商品は「自分自身の完成した価値姿態」(Marx [1867] S. 107, 訳169頁)、つまり価格形態をもたざるをえない。「彼は……尺度の質を否定する」というマルクスのステュアート評は、自らの価値論に立脚することで行なえたといえよう。また、マルクスの価値概念に

13) その意味からいえば、計算貨幣論におけるマルクスのステュアート評は、アリストテレスに対する「価値概念がなかった」(Marx [1867] S. 74, 訳114頁) という評価と同様の観点から行なわれたものであったと見ることができる。マルクスによれば、アリストテレスは「5台の寝台＝1軒の家」と「5台の寝台＝これこれの額の貨幣」というのは同じことであると見抜いている。「ところが、ここでにわかに彼は立ちどまって、価値形態のそれ以上の分析をやめてしまう。「しかしこのように種類の違う諸物が通約可能だということ」すなわち、質的に等しいということは、「ほんとうは不可能なのだ」と」(Marx [1867] S. 74, 訳113頁)。その原因は、アリストテレスが生きた奴隷労働に基礎を置くギリシア社会の特殊歴史性に求められている。マルクスのアリストテレス評にも興味深い論点が提示されており、別途検討を要する。ただ本文でも考察することになるが、ステュアートの計算貨幣論は、「尺度の質を否定する」という帰結には必ずしも繋がらないだろうと考えられる。

基づくならば、諸商品の〈価値〉が変動してしまうがゆえに「計算貨幣」は「いかなる物体にも固着させることができない」としたステュアートの計算貨幣論は、承知しがたいものに映ずるはずである。

もちろん、商品に内在する価値量が不変であるとマルクスも考えていたわけではない。たとえば、当該商品の生産方法に変化が生ずることによって、その商品の価値量は変化しうる。しかしマルクスにとって、そのこと自体は問題にならない。なぜならば、「価値としては、すべての商品は、ただ、一定の大きさの凝固した労働時間でしかない」(Marx [1867] S. 54, 訳79頁)と捉えられることによって、諸商品の価値量は、時間を「モノサシ」にして測定されるであろうからである。このため、たとえば金の「価値」が変動するということは、基準となる時間そのものの伸縮としてではなく、一分、二分、あるいは一時間、二時間といった、積算量の変化として捉えられることになる。長さの測定と類比してみるならば、金の価値の変動とは、基準となる長さ、つまり巻尺に刻まれた一目盛分の長さが増減することなのではない。そうではなくて、これまで2メートルの巻尺を用いて測定されていた諸物の長さが、1.5メートルの巻尺で測定されるようになる事態に似ているのである。このためマルクスにとっては、たとえ商品価値の変動という論点が突き付けられたとしても、そのことは、ステュアートの計算貨幣論に与する理由にはならないのである。

こうした考え方に基づくならば、ステュアートの計算貨幣論は「ばかげた理論」に見えてくるのかもしれない。しかし、果たしてステュアートの計算貨幣論は、マルクスがいうように「尺度の質を否定する」ものなのだろうか。ステュアートの議論においても、そもそも諸商品の側に測定される〈価値〉が存在しなければ、つまり測定される「質」が存在しなければ、「計算貨幣」を用いてその量を測定することはできまい。このため、ステュアートが「尺度の質を否定」していたとは必ずしもいえないのである。もちろん、だからステュアートの計算貨幣論の方が正しいということにも直ちにはならない。ここまでの検討を通していえることは、計算貨幣論におけるマルクスのステュアート評には首肯し難い部分が残される、ということまでである。しかしそうであるとすれば、「尺度の質」の規定を、本稿に見たマルクスとは異なった観点から行ないうるか否かという問題は、検討に値するものとなってこよう。

マルクスは、「貨幣の現象だけ」に囚われてしまうならば、「尺度の質を否定する」ことに繋がってしまうだろうと考えた。しかし、ステュアートの計算貨幣論は、以下の観点を突き詰めることを通して到達された概念と見ることもできるのである。そしてそれは、「尺度の質の否定」には必ずしも繋がらないものと思われる。

「諸商品は、それらの使用価値の雑多な現物形態とは著しい対照をなしている一つの共通な価値形態——貨幣形態をもっているということだけは、だれでも、ほかのことはなにも知っていないなくても、よく知っていることである。」(Marx [1867] S.62, 訳93頁)

商品には、米10kg=1500円、上着1着=3000円といった価格が付されていることは、「だれでも、ほかのことは何も知っていなくても、よく知っている」。商品は価格形態をもつことによって、互いに異なった使用価値を有する諸商品との量的比較が可能になる。それは一見すると、貨幣が諸商品を通約可能にしているようにも思える。しかし考えてみると、商品の価格形態とは、諸商品に備わる〈何か〉が貨幣でもって測られていると見ることもできよう。つまり、「貨幣の現象だけにかかずらっている」かに見える領域からでも、諸商品には、貨幣によって測られる共通の「尺度の質」が備わっているという問題には接近しうらうと考えられるのである<sup>14)</sup>。

仮に、その何かのことを〈価値〉と呼んでみることにすれば、貨幣とは、商品に備わる〈価値〉を測る「モノサシ」として捉えられることになるはずである。ステュアート、そしてマルクスには、貨幣単位が一定量の商品と関連付けられている現象が観察された。この現象に対してステュアートは、事物の属性を測定する「モノサシ」がどのようなものでなければならないかという観点から接近して、「モノサシ」の不変性に到達したのである。しかるに商品の価値は変動してしまふ。とすれば、その不変性が要請される「モノサシ」として、商品は不適格ということにならざるをえまい。つまり、商品価値を測定する際に基準となる〈価値〉は、実在的には提示できない。しかし、測定という観点からすれば、基準の価値は観念的には存在せざるをえないはずでもある。ステュアートにおいては、この基準の価値が「計算貨幣」と呼ばれたのである。

## 結びにかえて

このように解釈してくると、諸商品に備わる「尺度の質」を捕捉しつつ、それを測定する「モノサシ」として、ステュアートの「計算貨幣」は理解できることになる。それは、マルクスが考えた「尺度の質」とはズレを生じさせることになるかもしれないが、「尺度の質」へと接近しうらうもう一つのあり方ではないかと考えられる。価値から「貨幣の現象」へと接近していったマルクスとは逆に、「貨幣の現象」から出発する方法によっても、「尺度の質」という問題には到達しうらうであろうという見方になる。このことは単に、マルクスが取り組んだ問題を逆方向からでも読み解きうらうというだけには留まらず、さらなる展開へと繋がる可能性を伏在させているものと考えられる。

すなわち、不換銀行券に象徴される現代の貨幣現象から振り返ってみると、マルクスの貨幣観には一定の偏りがあることを認めざるをえない。それは、基底に据えられた価値概念からの影響を強く受けたものになっていると思われる。マルクス価値論の一面として認められる、いわゆる投下労働価値説に基づいて商品の価値規定が行なわれたことは、そのあとに続く価値形態論の対象を、労働生産物商品に強く絞込む効果をもたらしたと考えられるのである。このことは、労

14) この点について、宇野弘藏は次のような興味深い観点を提示している。

「商品は、種々異なったものとして、それぞれ特定の使用目的に役立つ使用価値としてありながら、すべて一様に金何円という価格を有していることから明らかなように、その物的性質と関係なく、質的に一様で単に量的に異なるにすぎないという一面を有している。商品の価値とは、使用価値の異質性に対して、かかる同質性をいうのである。」(宇野 [1964] 21頁)

働生産物商品の中で最も適格な物的属性を備える貴金属が、貨幣の地位に就くという貨幣観を生じさせる契機をなしたと思われる。もちろん、マルクスによって観察された「貨幣の現象」からすれば、そこには一定の妥当性があったとってよいのだろう。金こそが本位貨幣として、幣制の根底に位置していたであろうからである。

ただ、ひとたび視野を現代の貨幣現象にまで広げてみると、なるほど、マルクスの時代でも現代でも、商品に価格が付されているという点については何ら変わるところはない。にもかかわらず、現代の貨幣現象をマルクスの金貨幣論で読み解こうとすれば、貨幣とは何なのか、「貨幣の謎」を解明する価値形態論で論じられていたことの意味は何であったのかという点が、改めて問われざるをえないこともまた事実である。もちろん、本来の貨幣を金貨幣と押さえて、本来的貨幣からの偏差として現代の貨幣現象を捉える行き方はいくらでもありえよう。また、観察される現象がどうであれ、その背後には金貨幣が透けて見えるという議論を組み立てることはできるのかもしれない。

しかし、もう一つのありうる展開と思われるのは、ステュアートの「計算貨幣」にある意味で近い現代の貨幣現象を受けて、マルクスの金貨幣論を改めて捉え返すことである。もし、商品価値が、〈観念的価値〉として「尺度の質」を有するものであるならば、検討されるべきは、商品価値の質をなすものとして提示された抽象的人間労働の意味であり、価値量を規定するものとして提示された、当該商品を生産するのに「社会的に必要な労働時間」の意味ということになってくるはずである。そしてさらには、そうした商品に内在する価値の表現様式、「価値は、ただ相対的にしか、すなわち別の商品でしか表現されえないのである」(Marx [1867] S. 63, 訳95頁)という考え方の、「でしか」の当否の検討に及ぶものと考えられるのである。

これら諸点を引き続きの研究課題として掲げて、本稿のひとまずの締め括りとする。

#### 【参考文献】

- 有江大介 [1980] 「マルクスにおける「抽象的人間労働」の概念」『経済学研究』第23号、東京大学経済学研究会
- 伊藤誠 [2009] 『サブプライムから世界恐慌へ』青土社
- 宇野弘蔵 [1964] 『経済原論』岩波全書
- 奥山忠信 [1990] 『貨幣理論の形成と展開』社会評論社
- 基礎経済科学研究所編 [2008] 『時代はまるで資本論』昭和堂
- 松尾匡 [2009] 『対話でわかる 痛快明解 経済学史』日経BP社
- 向井公敏 [1992] 「ルービン以後のマルクス—マルクス価値論のプロブレマティーク(2)—」『同志社商学』第44巻第3号、同志社大学商学会
- 向井公敏 [1990] 「抽象的人間労働の存在論—マルクス価値論のプロブレマティーク(1)—」『同志社商学』第42巻第2号、同志社大学商学会
- Marx, Karl [1867] *Das Kapital. Band I*, in *Marx-Engels Werke*, Band 23, Dietz Verlag, 1962 (岡崎次郎訳)

『資本論』国民文庫 第一分冊, 1972年)

Marx, Karl [1859] *Zur Kritik der Politischen Ökonomie*. in *Marx-Engels Werke*, Band 13, Dietz Verlag, 1961 (杉本俊朗 訳『経済学批判』国民文庫, 1966年)

Steuart, James [1767] *An Inquiry into the Principles of Political Oeconomy*. Edited by Andrew S. Skinner, with Noboru Kobayashi and Hiroshi Mizuta. *Sir James Steuart's Principles of Political Economy*. Vol. 2-3, Pickering & Chatto Ltd, 1998 (小林昇 監訳／竹本洋 他訳『経済の原理—第3・第4・第5編—』名古屋大学出版会, 1993年)

# 欧州自動車メーカーのモジュール戦略の実態調査

—VW, Smart, PSA, Daimler, BMW, Audi—

目 代 武 史

## 1. はじめに

本稿は、2009年9月に実施した欧州自動車メーカーの実態調査の結果を取りまとめたものである。

自動車産業におけるモジュールとは、大まかにいえば、レイアウト上近くにある複数の部品群によって構成される部品ユニットを意味する。代表的なモジュールには、フロントエンドモジュール (FEM)、コックピットモジュール (CPM)、ドアモジュール (DM)、ルーフモジュールなどがある。

ただし、より詳細に見ていけば、モジュールの捉え方や構成部品、生産方法は、各自動車メーカーの考え方を反映して、それぞれ異なった内容を持っている。欧州メーカーと日本メーカーとの間の相違ばかりでなく、欧州メーカー間でも違いがみられる。また、モジュールの生産方法や供給方法に至っては、同じメーカー内にあっても工場 (の立地条件等) によって異なるケースもある。

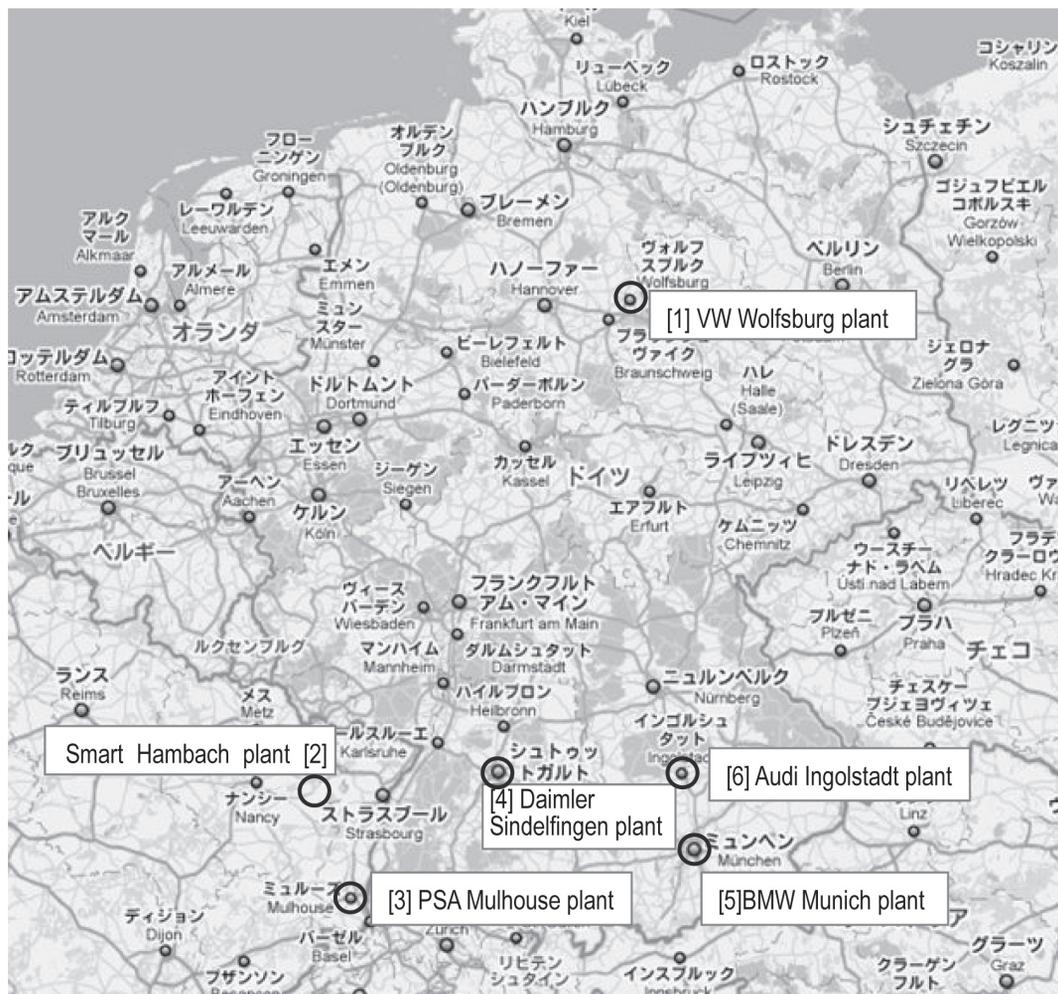
したがって、欧州自動車メーカーのモジュール戦略とはいっても、欧州という単位で一つにくくるべきではなく、一つ一つの工場を丹念に、また時間の経過を追って調査・分析すべきである。こうした考えのもと、2009年時点における欧州メーカーのモジュール戦略の現状について調査を行った。表1は本調査の概要を、図1は訪問先の位置関係を示している。

表1 調査の概要

	月 日	訪 問 先
[1]	2009年 9月17日	VW Wolfsburg工場 (ドイツ)
[2]	9月21日	Smart Hambach工場 (フランス)
[3]	9月22日	PSA Mulhouse工場 (フランス)
[4]	9月23日	Daimler Sindelfingen工場 (ドイツ)
[5]	9月24日	BMW Munich工場 (ドイツ)
[6]	9月25日	Audi Ingolstadt工場 (ドイツ)

1) 本稿は平成21年度科学研究費補助金 (若手研究 (B)) [課題番号20730257] の研究成果の一部である。

図1 訪問先の立地



(出所) Google Mapの画像より筆者作成

## 2. VW Wolfsburg工場

### (1) 工場の概要

本工場の設立は1938年にまで遡る。表2にWolfsburg工場の概要を示す。生産車種は、VWの主力小型車GolfおよびGolf Plus, そしてSUVのTouaregとTiguanである。プレスショップ, ボディショップ, 組立てがすべて同じ屋根の下にある。Wolfsburgは本社工場であるため、VWブランドのすべての車種の開発をここでやっている。

今回の調査で見学したのは、GolfおよびGolf Plusのプレス, ボディ, 組立ラインである。

## プレス工程

1 シフト当たり600名が勤務している。プレス工程で加工された車体部品は、検査を経てボディショップへ搬送される。加工した部品の半分は本工場で使用するが、残りはスペインのSEATやチェコのSkodaなどに送られる。プレス部品のストックヤードには3日分の在庫を保管している。なお、プレスショップの自動化率は97%である。

## ボディ溶接工程

1 シフト当たり950名が勤務している。溶接ロボット数は1,630台であり、自動化率は98%である。レーザー溶接機、スポット溶接機が導入されている。ロボット溶接の公差は0.2mmとなっている。溶接ロボットの納入メーカーはKUKA社である。

## 品質検査工程

ボディショップから送られてくる車両をここでチェックし、問題があれば手直し工程へと送られる。

## 組立工程

従業者数は約5,000名(3シフト)である。組立工程の作業者は25～35名のチームに分けられる。チーム単位で様々な工程をローテーションする体制となっている。ただし、どの程度多能工化しているかは不明であった。

Wolfsburg工場では1ライン1モデルの生産を行っており、混流生産ではない。プレスから組立終了までの所要時間は約20時間である。

表2 VW Wolfsburg工場の概要

設 立	1938年
生産車種	Golf, Golf Plus, Touareg, Tiguan
生産台数	3,450台/日
従業員数	4,800名(生産部門が50%)
勤務体制	月曜日から金曜日まで週5日 24時間操業 3シフト
敷地面積	6.5km <sup>2</sup>
建屋面積	1.6km <sup>2</sup>

## (2) モジュール生産体制

本工場では5種類のモジュールを導入している。表3にその概要を示す。

フロントエンドモジュール (FEM) およびサンルーフモジュール (SRM) は外製である。FEMは完成品のモジュールがJIT納入されている<sup>2)</sup>。SRMも同様に完成品が外部からJIT納入されている<sup>3)</sup>。

コックピットモジュール (CPM) は、構成部品は外部からの購入、樹脂部品はVW工場内で成形、CPMの組立はVWが行っている。構成部品はJIS (Just in Sequence) で納入されている。最終組立ラインにおけるCPMの組み付けは、フロントドアのスペースからロボットで挿入され、車体への締結もロボットがすべて行っている。

ドアモジュールは、内製である。ドアシェルは内部でプレス成形→溶接→塗装後、車体から取り外され、ドア組立の別ラインに回される。ドアモジュールの構成部品 (ウインドレギュレータ、モータ、スピーカ等) は購入品である。ただし、その組み立ても内部かは不明であった。完成DMの車体への組み付けは、VW社員が行う。

ドライブユニットのおもな構成は、エンジン、トランスミッション、アクスル、サスペンションである。エンジン、トランスミッション、アクスルはVWの他の工場で生産され、Wolfsburg工場に供給されている。サスペンションは外部からの購入である。ドライブユニットは最終ラインのあるフロアの下階で組み立てられる。組立ラインのMarriage Pointと呼ばれる工程でアップボディと結合される。ボディの下からドライブユニットを持ち上げ、ロボットがボルト締結する。

表3 VW Wolfsburg工場のモジュール

モジュール	導入	内/外製	備考
Front End Module	○	外製	仏サプライヤー (恐らくFaurecia) から完成品を購入
Cockpit Module	○	部品外注 組立内製	樹脂部品は内部で成形 構成部品は外部から購入で、JITもしくはJIS納入 CPM組立は工場内
Door Module	○	内製	ドアシェルは内部でプレス、完成DMのライン組み付けもVW社員。ただし、DM内部の構成部品 (ウインドレギュレータやモータ、スピーカなど) は購入品であろうが、その組立も内部かは不明。
Drive Unit	○	内製	エンジン、トランスミッション、アクスルはVWの他工場生産。サスペンションは購入。組立は下の階で行う。
Sun Roof Module	○	外製	完成品を購入。ラインではネジで留めるだけ。 サプライヤーは不明 (ベバスト?)

(出所) 現地取材により筆者作成

2) サプライヤーはフランスのメーカー (Faurecia ?) との話であったが、確証はない。

3) サプライヤーはベバストと推察されるが、これも確証はなく確認が必要である。

### (3) 小括

Wolfsburg工場は、VWで最も歴史のある工場である。敷地内には建物が密集し拡張可能性はほとんどない。また工場周辺も住宅地が混在し、大規模なサプライヤーパークの建設は困難である。そのため、モジュールを含む購入部品はトラック等でJIT納入し、VWによって構内で組み立てられる比率が高くなっている。

## 3. Smart Hambach工場

### (1) 工場の概要

Smartの前身は、ダイムラーとスイスの時計メーカーSWATCHの合弁会社として1994年に設立されたMCC (Micro Car Corporation) である。2000年、ダイムラーがSWATCHの保有株式をすべて買い取り100%所有子会社とした。2002年には、社名もMCCからSmartに変更した。

Smartは車両の製造を担当し、研究開発、製品開発、マーケティングはダイムラーが担っている。2人乗りのシティーコミュータSmartを生産するHambach工場は1998年に操業を開始した。Smartは大胆なモジュール構造を導入している。7社のシステムパートナーと呼ばれる部品メーカーが工場の敷地内に立地し、部品の生産、モジュールの組み立てを行い、完成したモジュールを部品工場と完成車工場とをつなぐコンベアブリッジを通じてJIS納入している。なお、システムパートナーが入居している建物・施設はSmartの所有となっている。表4にHambach工場の概要、図2に工場の全体図を示す。

表4 Smart Hambach工場の概要

操業	1998年
生産車種	Smart
生産台数	約12万台／年 (2008年)
従業員数	1,600名 (うちSmartが800名, 残りはシステムパートナーの従業員)
敷地面積	68ヘクタール
建屋面積	145,000m <sup>2</sup>

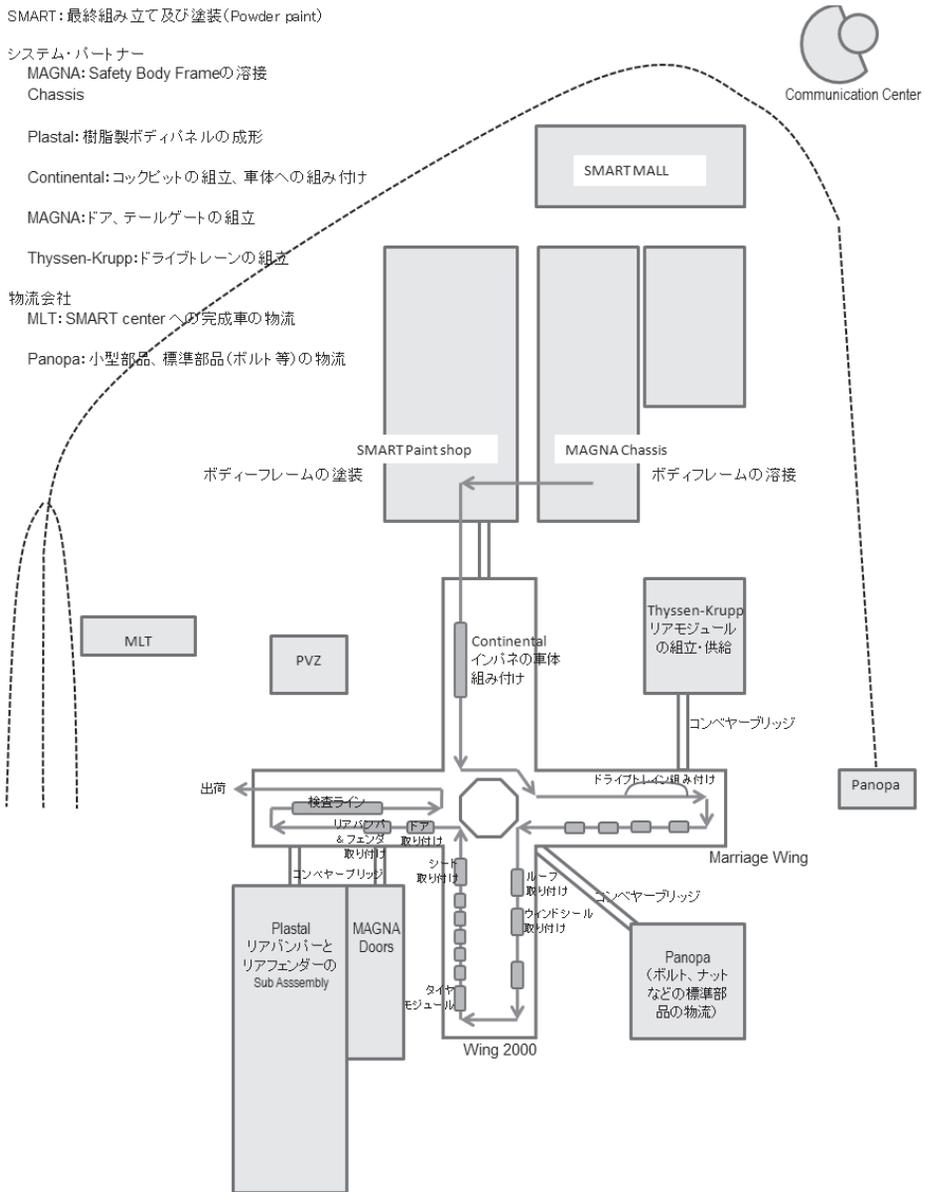
### (2) モジュール生産体制

Hambach工場の最終組立ラインは独特の十字架構造をしている。十字架の中央部は、管理棟および補修スペースとなっている。最終組立ラインを取り囲むようにシステムサプライヤーが立地している。組立ステーションは約120カ所あり、組立所要時間は約3時間／台である。

システムパートナーのMagna Chassisがボディフレームを溶接したのち、Smartのペイントショップにて塗装を行う。なお、工場設立当時は、塗装はシステムパートナー Surtema

Eisenmannが構内外注型<sup>4)</sup>にて行っていた。塗装の終了したホワイトボディは、車体組立ラインへと搬入される。ここでシステムサプライヤーのContinentalによってCPMが車体に組み付けられる。

図2 MCC Hambach工場の全体図



(出所) Smart提供資料および筆者現地調査により作成

4) 構内外注型についての説明は第8節を参照されたい。

続いて、Marriage Wingと呼ばれる東側につきだした組立棟にコンベアーにより車体が搬送され、ドライブトレインやリアモジュール、燃料タンク等を組み付けられる。この組立棟の作業はすべてSmartの従業員によって行われる。リアモジュールは、敷地内に立地するシステムサプライヤー（Thyssen-Krupp）によって組み立てられ、コンベアーブリッジを通じてラインサイドまでJISで納入される。

次に、南側のWing 2000へと車体が搬送され、ルーフ、ウィンドシール（フロント、リア）、アンダーカバー、ホイール&タイヤ、内装トリム、ランプ、ワイパー、ドアシール材、エンジンカバー、シートが組み付けられる。ルーフおよびウィンドシールは、組立ステーション近くのデリバリードッグにJIT納入される。なお、ルーフのサプライヤーはベバストである。ホイール&タイヤ・モジュールのサプライヤーは、ラットシステム社でSmart敷地外にある工場からトラック輸送され、ラインサイドのデリバリードッグに納入される。シートモジュールのサプライヤーは、Maganaであり、Smart敷地外の工場で生産したシートをトラックにてJIT納入している。

また、フロントエンドは、旧モデルではモジュール化されていたが、現在生産中のモデルでは、モジュール構造ではなく、個別の部品をバラで組み付ける方式に変化している。

シートを取り付けられた車体は、ベルトコンベアーにより西側に突き出した最終組立ラインへと搬送される。ここで、左右のドア、リアバンパー&フェンダが取り付けられる。ドアモジュールは、スチールの構造体にプラスチックのドアパネルを合わせた構造になっている。プラスチックパネルは、システムサプライヤーのPlastalが工場敷地内の樹脂成形工場で生産し、ドア構造体をつくるMagna Doorに供給される。そこでMagnaによりパネルがドア構造体に組み付けられた後、コンベアーブリッジを通じて、ラインサイドに供給される。また、Plastalはリアバンパーとリアフェンダーの加工も行っており、ドアとは別のコンベアーブリッジによりラインサイドへとJIT納入されている。

組立が終了した車両は、その後、エンジン点火、ライトとタイヤの調整、ダイナミックテストなどの最終検査が行われる。検査をパスした車両は出荷ヤードへと搬送されるが、修理・調整が必要な車両は補修工程へ持ち込まれる。

### (3) システムパートナー

Hambach工場の大きな特徴の一つは、システムパートナーと呼ばれる部品メーカーが工場敷地内に立地している点である。各システムパートナーの生産品目と工場内の配置は図2を参照されたい。

今回の調査では、表5に示す通り、いくつかのシステムパートナーに変更があった。この内、コックピットと樹脂パネルのシステムパートナーの変化は、企業買収によるものである。CPMのサプライヤーは、従来Siemens VDOであったが、ContinentalがSiemensの自動車部門を2007年12月に買収したことから、システムパートナーが変更となった<sup>5)</sup>。Dynamite Nobelも同様に2005

5) 2007年7月25日発表のContinental AGプレスリリースより。(2009年11月4日検索)

年11月にPlastalに買収されたことから、システムパートナー名が変更となった<sup>6)</sup>。また、かつてBoschがフロントパワートレイン、ブレーキ、ランプを生産していた棟（図2の右下）には、現在ボルト、ナット等の標準部品を供給するPanopaが入居している。

表5 システムパートナーの変化

	旧	新
車体塗装	Surtema Eisenmann	Smart内製
コックピットモジュール	Siemens VDO	Continental
樹脂パネル	Dynamite Nobel	Plastal
部品物流	Schenker Logistics	Panopa
フロントパワートレイン	Bosch	?

(注) 新旧は、岩城・目代（2007）との比較による。

(出所) 調査結果による

#### (4) 小括

Hambach工場は、欧州で最も大胆にモジュール生産方式を導入している工場である。今回の欧州調査により、フロントエンドがモジュールからバラ組みに戻されていることが分かった。また、システムパートナーにも変化が見られた。工場敷地内に部品メーカーが生産設備まで据え付けて入居する方式は、設備に根が生え部品調達先を変更しにくくなるリスクを抱えている。しかし、欧州の部品業界のダイナミックな企業再編を反映して、企業（ないし部門）の買収によりシステムパートナーの変更が実現していた。

他方、地元における失業率の高さ（約9%）を考慮して、組立作業の自動化率を下げ、手作業の工程を意識的に多くしていた。自動車工場は、地元経済へのインパクトも大きく、工場操業にも政治的な配慮が求められることが改めて浮き彫りになった。

## 4. PSA Mulhouse工場

### (1) 工場の概要

ミュールーズ工場は、1962年に設立され、トランスミッションの生産を開始した。1971年に自動車の生産を開始した。本工場は、生産台数、従業員数、敷地面積においてPSAの主力生産拠点に当たる。表6にミュールーズ工場の概要、図3に同工場の見取り図を示す。

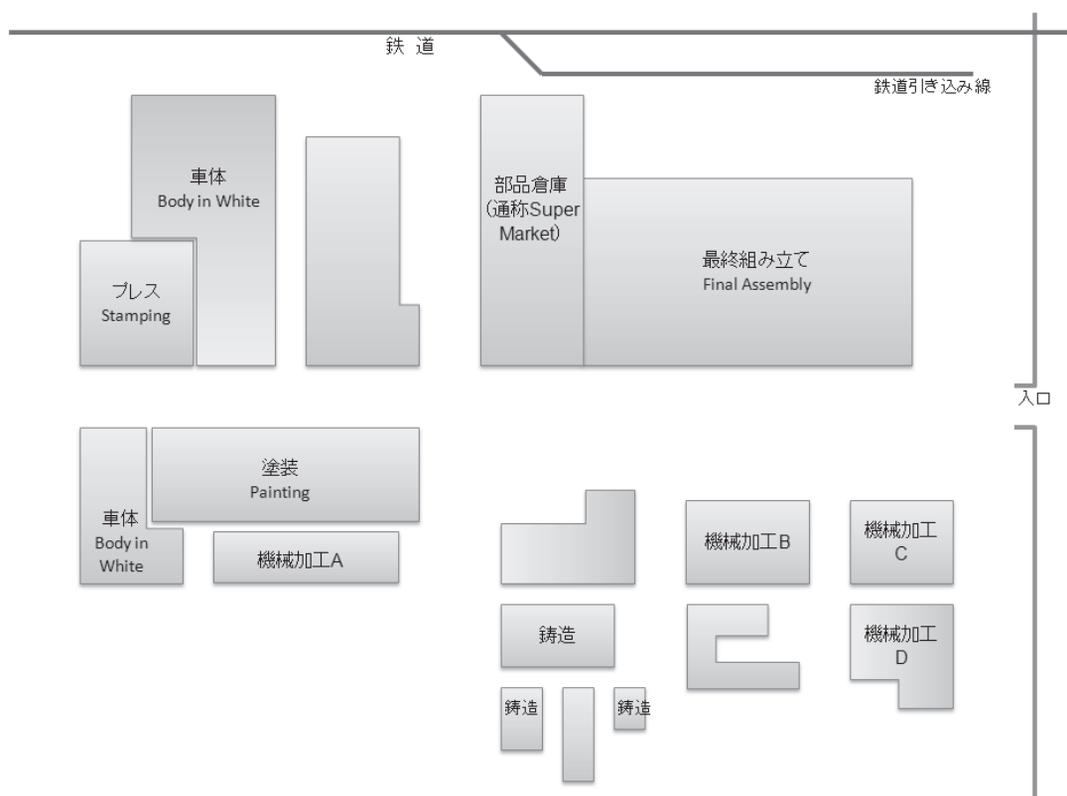
本工場の組立ラインは2本ある。プジョー 206 Plusおよび306用、そしてシトロエンC4要である。ラインの長さは1.8kmである。この3車種のプラットフォームは共通化しているため、技術的には混流生産することは可能である。しかし、各車種の生産数量が十分に多いために、専用ラインで生産の方が効率が良いようである。

6) 2005年11月8日発表のPlastal Industri ABプレスリリースより。(2009年11月4日検索)

表6 PSA Mulhouse工場の概要

操業	1962年
生産車種	プジョー 206 Plus, プジョー 308, シトロエンC4
生産台数	1,500台/日
従業員数	9,500名
勤務体制	組立ライン3シフト/日, エンジンおよび鋳造部門は5シフト/日
敷地面積	320ヘクタール
建屋面積	95ヘクタール

図3 PSA Mulhouse工場の見取り図



(出所) PSA資料および聞き取り調査により筆者作成

また組立工場の一角に巨大な部品ストックスペースがあり、“Supermarket”と呼ばれていた。このスペースには工場ですべての部品を集積しており、必要に応じて部品がカートでラインサイドに供給される仕組みとなっている。

本工場は、リーン生産方式の導入に取り組んでいる。これは15カ年計画であり、訪問調査の時点では計画の5～6年目ということであった。リーン生産方式のマザー工場となっているのは、同社がトヨタとの合弁工場であるチェコのコリーン工場（Kolin plant）である。

PSAの意味するリーン生産方式の考え方や中身について詳細は分からなかった。ラインサイドにおけるラインストップ紐やアンドンの導入、ラインサイドへの部品箱による必要な量だけの供給など、リーン生産方式＝トヨタ生産方式の片鱗は見る事ができた。しかし、Supermarketにおける大量の部品のストックなどトヨタ方式との大きな相違も見られる。これは、サプライヤーが広範な地域に分散し、遠距離から部品を供給する欧州の部品供給事情によるものであろうが、本当にそのためのものはチェコのコリーン工場を調査する必要がある。

なお、部品調達先は606社であり、うち142社が地元（アルザス、フランス＝コンテ地方）のサプライヤーである。

## (2) モジュール生産体制

ミュールーズ工場におけるモジュール生産の導入度合いは比較的低い。確認できたモジュールは、コックピットモジュール（PSAの呼び方ではダッシュボード）やドアモジュール、ドライブトレイン（シャシ）程度であった。

ダッシュボード（モジュール）の構成部品は、サプライヤーから納入される。モジュールへの組み上げはミュールーズ工場内でPSAによって行われる。ただし、ダッシュボードのサブラインは、車両組立ラインとは離れた場所にあり、接続していない。

ドアモジュールは、スチールシェル（アウターとインナー）を溶接した簡素な構造である。インナー側に大きな開放部があり、中身は空洞である。モジュールキャリアのようなものは採用されておらず、ウィンドギュレータやモータ、ワイヤーハーネス、スピーカといった構成部品はバラ組みされているようであった<sup>7)</sup>。一般的なドア組立方法と同様、塗装後、ドアシェルはホワイトボディから取り外され、ドア組立ラインに回され、構成部品が組み付けられたのち、車両組み立てラインに供給される形となっている。

フロントエンドはモジュール化されておらず、構成部品は車体にバラ組みされる。ラジエータシュラウドは樹脂製で、サプライヤーが自社の生産拠点で成形したものを納入している。

## (3) 小活

日本と比べ広大な敷地を誇る同工場では、工場内のスペース節約やライン短縮の必要性が相対的に小さく認知されているのか、モジュール生産の導入の程度は低いものであった。また、モジュールの組み立てもPSA内製であり、サプライヤーの役割は構成部品の供給にとどまっていた。モジュール生産の方式としては、小規模なJIT型に当たると判断できる。

7) その点では、あえてドアモジュールとは呼ぶべきではないかもしれない。

## 5. Daimler Sindelfingen工場

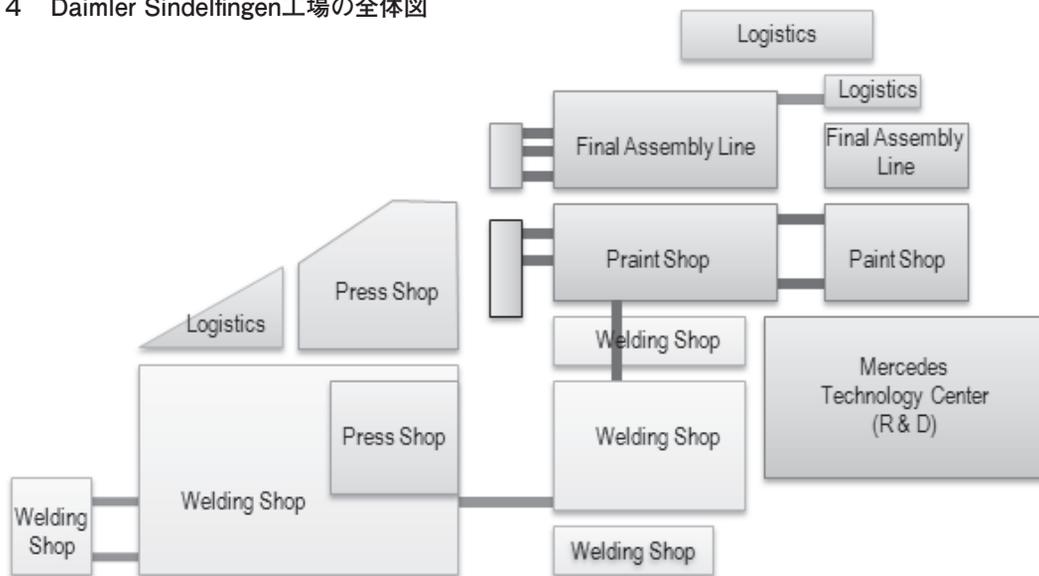
### (1) 工場の概要

本工場はダイムラーの本社工場であり、最大の生産拠点である。工場の設立は1915年に遡る。敷地内には研究開発拠点も含まれる。表7に工場の概要、図4に工場の全体像を示す。

表7 Daimler Sindelfingen工場の概要

操業	1915年
生産車種	C-class, New E-class, CLS-class, CL-class, S-class, Mybach
生産台数	2,100台/日
従業員数	36,000名（うち9,000名の研究開発人員, その他の間接部門を含む総数）
勤務体制	2シフト/日（組立工程）
敷地面積	2.9km <sup>2</sup>

図4 Daimler Sindelfingen工場の全体図



(出所) Daimler会社説明より作成

車両の最終組立工程のラインスピードは、3m/分であり、タクトタイムはC-classの場合72秒である。S-classはこれよりやや遅くなっている。

S-classのライン延長は2.1kmで5～6本に分割されている。ラインでは2,260名のワーカーが

働いている。1台の組み立てに要する所要時間は約20時間であり、生産能力は550台／日である。JIT納入される部品は、Head liner, Center console, Rear window shelf, Seats, Door fittings, Window parts, Wiring harness, Bumper, Tires, Wheels, Exhaust system, Engineである。これらのJIT納入される部品の比率は全体の10%にあたる。

## (2) モジュール生産体制

Sindelfingen工場において導入されているモジュールは、フロントエンドモジュール、リアエンドモジュール、ダッシュボードモジュール（コックピットモジュール）、ドアモジュール、シートモジュールである。これらはすべてダイムラー内製である。シートについては、表皮やフレームも内製している。なお、ブレーメン工場およびラスタット工場では、シートはLear社に外注している。

ダッシュボードモジュールは、最終ラインの下の階で組み立てられる。組立は人手である。ダッシュボードモジュールの生産リードタイム（おそらく生産指示から組立完了まで）は2.5時間で、組立そのものの所要時間は38分である。

完成したダッシュボードモジュールは、下階からリフトで組立ラインのあるフロアにJITに供給される。車体への組み付けはロボットにより行われ、ドアを取り外したスペースから社内に挿入され、自動でボルト締結される。仕様の違いにより、ダッシュボードモジュールのバリエーションはおよそ4,000種類に及ぶ。

フロントエンドモジュールは、ラジエータ、コンデンサ、ヘッドランプ、バンパー、シュラウド、レインフォースメント等によって構成される。FEMのラインへの組み付け工程は見ることができなかった。

ルーフは、スチール、サンルーフ、グラスルーフの3タイプある。これらはサブアッセンブリされたものが最終ラインに供給されているという点では、モジュール的であるが、ダイムラーの説明ではモジュールに含まれていない。なお、スチールルーフとサンルーフはダイムラー内製であり、グラスルーフはベバスタが供給している。

この他のモジュールについては詳細をつかむことはできなかった。

Sindelfingen工場の北へ1～2km離れた場所に、部品サプライヤーが入居する工業団地（名称、Boblingen-Hulb）があり、そこで生産された部品はトラックでSindelfingen工場へ納品されている。

## (3) 小活

本工場は、ダイムラーの主力車種を量産する工場であり、同社の生産哲学を体現している。プレス工程では加工品がマイスターにより全品チェックされ、彼には不良が生じた場合には、ラインをストップする権限が与えられていた。また、組立工程では、ラインがすべて同一フロア上にあり、組立中の車両がリフトで持ち上げられ床面から離れるようなことはなかった。一般に、敷地の狭い工場では、スペースを有効に（立体的に）活用するため、組立中の車両がリフトで上へ

下へと移動されることがしばしばある。しかし、Sindelfingen工場では、そのような車両の移動を最小限に抑えることで、組立精度の狂いを抑えようとしているように推察された。

同工場の内製率は高く、構成部品は外部から購入するにしても、モジュールの組立はすべてダイムラー内製であった。部品メーカーの入居する工業団地をダイムラーは「サプライヤーパーク」と呼んでいたが、車両組み立て工場と工業団地はコンベアブリッジなどで直結されているわけではなく、JIT方式の変形と見るほうが自然であろう。

## 6. BMW Munich工場

### (1) 工場の概要

本工場は、BMWの本社工場であり、設立は1960年である。生産車種は、3シリーズで、年間生産台数は20万台である。エンジン工場も併設しており、年産30万基である。敷地内には、プレス部門、車体溶接部門、塗装部門、ツーリング部門、組立部門、実験部門からなる。工場は5階建てであり、最終組立ラインは2階に、その他の階にはサブ組み立てラインがある。完成車の72%は工場の敷地内に引き込んだ鉄道により出荷される。多くの市民が住むミュンヘン市街地に工場が立地することから、できるだけトラック輸送を避けるための措置である。表8に工場の概要を示す。

表8 BMW Munich工場の概要

操業	1960年
生産車種	3シリーズ
生産台数	20万台/年 (完成車) 30万基/年 (エンジン)
従業員数	9,000名
勤務体制	2シフト/日 (組立ライン), 3シフト/日 (プレスライン)
敷地面積	500,000m <sup>2</sup>

### (2) モジュール生産体制

本調査で確認できたモジュールは、コックピットモジュール、シートモジュール、燃料タンクモジュール、ドライブトレイン (シャシ) である。

コックピットモジュールは外注であり、サプライヤーがPre-assemblyした完成品をJIT納入している。

シートは内製している。骨格材、ヒーティング、ウレタン、ヘッドレスト、表皮、エアバッグ(シート側面に搭載、エアバッグセンサーを含む)などの構成部品をサブラインで組み立てる。組み立てられたシートは、車両1台分のシート(フロント/リアシート)をセットで専用のハンガーに

吊り下げ、頭上のレールにぶら下げられた状態で、ラインサイドにJIS納入される。

ドライブトレインは、フロントアクスル、リアアクスル、トランスミッションが下階で組み立てられたのち、リフトで持ち上げられ最終組立ラインに供給される。Marriage sectionでは、ドライブトレインが下から持ち上げられ、車体（トップハット）とドッキングする。まず、最初のステップで15cmほどドライブトレインとトップハットを離してセットし、次のステップでサスペンションのspringsを抑えながら、正確な位置決めを行う。その次のステップで、ロボットが全自動でボルト締結する。トルクデータはコンピュータに全て記録される。

なお、BMWでは受注分のみを生産する方針としている。ディーラーでの受注を起点に生産指示が出され、これが組立ラインへと伝えられる。また、この生産指示の時点でサプライヤーへも部品生産指示が出される。そのため、部品メーカーは、全てミュンヘン工場の半径600km以内に立地することが条件となっている。外注品目は約700点である。サプライヤーパークはない。

### (3) 小活

ミュンヘン工場は、BMWの本社工場であるが、市街地にあり欧州メーカーの生産拠点としては手狭である。そのため工場も立体的であり、メイン組立ラインとサブラインとが別の階に分かれている。メイン組立ラインのあるフロアもラインが立体的に交錯し、ダイムラーのSindelfingen工場とは対照的に、組立中の車両が頻繁に持ち上げられたり、反転されたりしている。

今回の訪問では、次世代の環境対応車の開発戦略について調査時間を多く割いたため、モジュール生産体制については詳細を知ることはできなかった。しかし、一見したところ、VWやSmartほどにはモジュール構造を取り入れている様子はなかった。コックピットモジュールやシートなどの一部の大型モジュールのみが導入されていた。フロントエンドがモジュール化されているかは不明であった。

モジュールの供給体制は、近隣のサプライヤーからのJIT納入型である。工場内が手狭であることから、ライン短縮や部品在庫スペース節約のニーズは大きいと推測されるが、メインラインとサブラインのフロアが上下に分かれているため、完成したモジュールをリフト等で供給するポイントは固定的で、ライン再編の柔軟性には制約があると思われる。

BMWとしての理想の工場づくりはLeipzig工場で追及しているとのことであり、機会があれば次回はLeipzig工場を訪問したい。

## 7. Audi Ingolstadt工場

### (1) 工場の概要

本工場の設立は1958年で、Audiの本社工場である。工場に隣接してサプライヤーパーク（敷地面積75ヘクタール）が併設されており、部品サプライヤーが入居している。表9に工場の概要を示す。

工場は、車体部品のプレスショッップ、ボディショッップ(車体溶接)、ペイントショッップ(車体塗装)、最終組立ラインからなる。プレスショッップの全長は890mで、ロボット数は1,648台、自動化率は98%となっている。ボディショッップにおけるスポット溶接数は約5,000点(A4の場合)である。最終組立ラインは3本あり、A3は1本のライン、A4は2本のラインで生産している。各ラインはさらに5本に分割されており、さらに検査ラインが続く構成となっている。1本のラインの最大生産台数は860台/日である。なお、タクトタイムは調査時点で88秒である。

工場は2階建てとなっており、1階は大型部品の組立ライン、2階に最終組立ラインがある。小型の部品は、サプライヤーから最終組立ラインのある2階に直接JIS納入される。また、ライン間のスペースに一時的な部品集積所(“Supermarket”と呼んでいる)が数カ所設けられている。置かれているのは標準的な部品でJIT納入の必要の少ないものである。

表9 Audi Ingolstadt工場の概要

操業	1958年
生産車種	A3, A4, A5, Q5
生産台数	55万台/年
従業員数	約30,000名
敷地面積	1,993,000m <sup>2</sup>
建屋面積	858,609m <sup>2</sup>

## (2) モジュール生産体制

AudiはVWグループとして共通のモジュールコンセプトを導入している。モジュールの基本的な考え方は車種間で共通である。モジュールを最終組立ラインでの複雑性やバリエーション、部品点数を削減する手段の一つとして位置付けている。モジュールの内外製区分は、コストを優先する部品なのか、戦略的に重要な部品なのかといった観点から決定している。

Audi Ingolstadt工場で導入されているモジュールは、コックピットモジュール(CPM)、フロントエンドモジュール(FEM)、ドアモジュール(DM)、燃料タンクモジュール(FTM)、天井モジュール(CM)、ドライブトレインである。表10は同工場におけるモジュール導入状況の概要である。

CPMの組み立てはAudi内製である。1階のサブアッセンブリスペースにて、CPMが組み立てられる。構成部品はサプライヤーから供給される。例えば、ダッシュボードの樹脂成型部品は工場のデリバリードッグにトラック輸送される。

FEMの主な構成部品は、ラジエータ、ファンシュラウド、ランプ、スチールレインフォースメント、ワイヤーハーネスである。FEMの構造体は、樹脂にスチールをインサートしたハイブリッド材を使用している。これは前面衝突に対する安全要件のため高い剛性が必要であること、さらにランプなどのフロントエンドの先端に取り付けられる部品(Hanging parts)の振動を抑える

ために、現時点では樹脂の構造体では剛性が不足するとの判断による。

FEMはIngolstadt工場に隣接するサプライヤーパーク（SP）においてモジュールサプライヤー（仏Faurecia社）によって組み立てられ、SPと工場をつなぐブリッジを通じてJIS納入される。90分ぶんのFEMがラインサイドに置かれている。また、バンパーはFEMには含まれておらず、SPから電動トローリーによりJIS納入される。FEMを車体に取り付けた後でバンパーが取り付けられる。なお、フロントエンドの車体側の構造はオープンエンドとなっており、これはエンジンスペース内の作業を容易にするためのものである。

パワートレインは、組立ラインと同じフロア（2階）で組み立てられる。ここでは、治具にパワートレインの上部の部品から組み付けていき、最後に天地をひっくり返して完成する。このサブラインは車両組立ラインと同じフロアにあるが、ライン同士は繋がっていない。

表10 Audiのモジュール導入状況

モジュール名	導入	内外製区分	備考
CPM	○	内製	1階でCPMをPre-assembleして、2階の最終ラインで組み付け
FEM	○	外注	全ての車種向けにFaureciaが隣接するサプライヤーパーク（SP）からJISで供給。SPと工場をつなぐブリッジから電動カートで納品。
DM	○	内製／外注	ドアシェルは他社と同様、塗装後に取り外される。ドアキャリアモジュールあり。 色や内装などバリエーションの多い部品は内部で組み、少ない部品は外注。
FTM	○	外注	SPにてタンクに配管で取り付け、工場に供給
CM	○	内製	以前は外注していたが、現在は内製
Power Train	○	内製	Fr/Rrアクスル、GearBox、エンジンのセット 最終組立ラインと同じフロアでPre-assemble

（出所）現地調査により筆者作成

### （3）小括

Audiは、VWグループの一員として、VWやSkodaと共通のモジュール戦略を採用している。同じ車格のモデルにおいては、ブランドを超えて同じモジュール構造を採用している。VWグループはかつてプラットフォーム共通化戦略を推進したが、プラットフォームはクルマの走りを決定づけるため、ブランド間の差異化に支障を生じた。そこで、もう一段小さなレベル、すなわち部品ユニット（＝モジュール）レベルでの共通化へと方針を転換した。特にAudiはプレミアムメーカーであり、VWとのいたずらなプラットフォーム共通化戦略は商品の差別化の観点から難があるとの発言があり、この方針は、調査の時点でも継続していることが確認された。

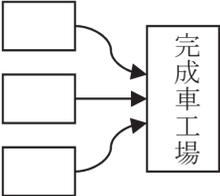
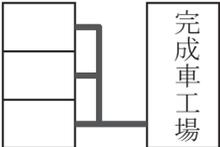
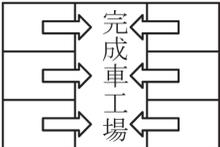
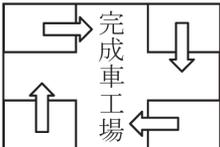
前回の調査（2005年）と比較して、工場内におけるモジュール生産方式自体には大きな変化は

見受けられなかった。モジュールなどの大物部品は、工場の1階のサブラインおよび隣接するサプライヤーパークにおいて組み立て、最終組立ラインにJIS納入される。小物部品はトラック等で納入されている。大きくてかさばるもの、バリエーションの多いものはできるだけ最終工程の近くで組み立てるという考えであろう。

## 8. 調査工場のモジュール生産方式の位置付け

今回の現地調査では、欧州の主要メーカー6社の主力工場を見学する機会を得た。図5は、各工場のモジュール生産方式の位置付けである。

図5 調査工場のモジュール生産方式の位置付け

作業方式	概要	調査工場の位置付け
<b>JIT型</b> 	完成車工場の近くのモジュール工場からジャストインタイムにトラックで搬送	VW Wolfsburg工場 PSA Mulhouse工場 Daimler Sindelfingen工場 BMW Munich工場
<b>サプライヤーパーク型</b> 	完成車工場に隣接したサプライヤーパークのモジュール工場からコンベヤで搬送	Audi Ingolstadt工場
<b>構内外注型</b> 	完成車工場の中でサプライヤーがモジュールを組み立て モジュールの車体組み付けは完成車メーカー	該当なし
<b>構内同居型</b> 	完成車工場の中にサプライヤーがテナントとして入り部品からモジュールまで一貫生産	Smart Hambach工場

(出所) 岩城・目代(2007)をベースに、調査結果を追加。

JIT方式に分類した4工場（VW Wolfsburg工場、PSA Mulhouse工場、Daimler Sindelfingen工場、BMW Munich工場）では、サプライヤーが近隣の工場を組み立てた完成モジュールをトラック輸送するか、サプライヤーから構成部品を完成車工場にJIT納入し、完成車メーカーによりモジュール組立が行われていた。これらの4工場に共通するのは、長い歴史を誇る本社工場ないし主力工場という点である。工場の立地は市街地に近く、敷地の拡張可能性は低い。また、敷地内においても各種の工場や施設が立ち並び、スペースの余裕も小さい。そのため、モジュール生産方式の導入においても、大幅な工場レイアウトやモジュールの物流システムの改変への制約が大きい。また、多くの部品メーカーも近隣に集積している。これらのことが、JIT型のモジュール生産を選択している背景にあると考えられる。

サプライヤーパーク型を採用していたのは、Audi Ingolstadt工場であった。同工場は、上記の4工場と比べ周囲に利用可能な土地が多い点の特徴である。同工場では、トラックによるモジュールのJIT納入も併用している。サプライヤーパーク（通称GVZ）はインゴルシュタット市によって建設・所有されている。

モジュールは複数の部品によって構成され、仕様の違いによりモジュールのバリエーションは非常に大きくなる傾向がある。SP型の狙いは、納入部品のバリエーションをサプライチェーンの最も下流で吸収することとされている。ただし、Ingolstadt工場では、サプライヤーパークでサプライヤーが組み立てるモジュール（フロントエンドモジュール、燃料タンクモジュール）と工場内でAudiが組み立てるモジュール（コックピットモジュール、天井モジュール、パワートレイン）が併存している。天井モジュールは外注から内製に戻されていた。

サプライヤーパークと内製の使い分けにあたってIngolstadt工場ではどのような要因を考慮しているかは注目に値する。バリエーションへの対応がサプライヤーパークの狙いと上に述べたが、バリエーションがある一定水準を超えると工場内組み立てとなるのかもしれない。FEM（サプライヤーパーク）とCPM（内製）では一般に後者の方がバリエーションが大きい。また、ドアモジュールは、色や内装などのバリエーションの多い部品は工場内部で組み、少ない部品は外注しているとしている。しかし、これ以外にも考慮すべき要素は多々考えられ、サプライヤーパークと内製との使い分けの判断基準については今後の課題である。

Smart Hambach工場は、構内同居型である。これは操業開始当時から変わりが無い。Smartの商品コンセプトが斬新であるばかりでなく、もともと自動車生産及び部品生産の拠点がなかったグリーンフィールドに建設された工場ということもあり、大胆な生産体制が敷かれた。7社のシステムパートナー（うち2社は物流会社）が敷地内において部品生産からモジュール組み立てまで行っている。外注比率が高く、最終組立時間を画的に短縮することに成功した。他方で、入居するサプライヤーが生産設備などを敷地内に備え付け生産活動をすることから、サプライヤーの入れ替えに制約が生じ、長期的にはサプライヤー政策の柔軟性を低めると懸念されていた（池田、2004；岩城・目代、2007）。今回、M&Aにより2つのシステムパートナーの入れ替えが果たされた。欧州の部品業界におけるダイナミックな企業再編の結果である。Hambach工場

内で働く従業員や設備は、旧会社から引き継がれていると説明されたが、マネジメントが変わったことで工場経営に変化が生じる可能性もある。ただし、構内同居型のモジュール生産に伴う構造的な制約は不変であり、今後の動向が注目される。

また、Hambach工場では地元の失業率の高さ（9%超）に配慮して、手作業の工程を多く配置していた。この他にもサプライヤーパークの多くは地元政府投資して整備しており、完成車メーカーはその恩恵を受けている。このことが完成車メーカーの工場編成やサプライヤー政策を決定する際の制約条件となる可能性が指摘できる。

## 9. おわりに

2000年代に入りモジュール生産方式の導入状況は世界的に一段落ついた感がある。今回の欧州調査でも、前回（2005年）の現地調査から大幅な改編は見られなかった。ただし、今回の調査で確認できたのは、ブラウンフィールドに立地する本社工場の動向であり、新興国に立地するグリーンフィールドについてはさらなる追加調査が必要である。また、昨年からの世界的な自動車危機の影響も割り引いて考える必要がある。

より長期的あるいは構造的な影響要因として、ハイブリッド車、電気自動車へのシフトの動きがある。欧州メーカーは、当面ディーゼルエンジン車を主軸とする方針を堅持しているが、一方で一部の欧州メーカーは開発に出遅れたハイブリッドカーを飛び越え、電気自動車の市場投入に戦略の舵を切りつつあるようにも見える。電気自動車は製品アーキテクチャがよりモジュラー的になる可能性があり、モジュール生産方式にも本質的な変化を与える可能性がある。

とはいえ、これまで積み重ねてきた自動車生産体制（サプライヤーシステムを含む）が経路依存的に電気自動車の生産システムにも影響あるいは制約を与えることも考えられる。その意味でも、成熟期を迎えつつあるモジュール生産方式について、より一層体系的な実証分析を継続的に進める必要がある。

【参考文献】

- [1] 池田正孝 (2004) 「欧州におけるモジュール化の新しい動き」『豊橋創造大学紀要』 8, 19-41.
- [2] 池田正孝 (2005) 「欧州自動車メーカーにおける新しい部品政策の展開とサプライヤーの対応」池田正孝, 中川洋一郎 編著『環境激変に立ち向かう日本自動車産業』中央大学出版部.
- [3] 岩城富士大, 目代武史 (2007) 「自動車産業におけるモジュール戦略の成果と課題：欧米を中心とした比較研究」『赤門マネジメントレビュー』 6巻12号
- [4] Sako, M. (2003). *Governing supplier parks: Implications for firm boundaries and clusters*. Paper presented at the Auto Industry Symposium: The 2003 RIETI - HOSEI - MIT IMVP Meeting. Retrieved April 3, 2004, from <http://www.rieti.go.jp/jp/events/03091201/report.html>
- [5] Sako, M. (2005). *Governing automotive supplier parks: Leveraging the benefits of outsourcing and co-location?* (Working Paper, May). *International Motor Vehicle Program*. Retrieved June 12, 2006, from, <http://imvp.mit.edu/pub05.htm>
- [6] 下川浩一, 武石彰 (2001a) 「世界的業界再編の渦中にある欧州自動車産業の基本動向とその実態調査」『経営志林』 第37巻 4号
- [7] 下川浩一, 武石彰 (2001b) 「21世紀を迎えた欧州自動車産業の新動向調査：VW, ルノー, コンチネンタル, PSAを中心に」『経営志林』 第38巻 3号
- [8] 下川浩一, 藤本隆宏, 近能善範, 折橋伸哉, 具承桓 (2003a) 「グローバル戦略と環境戦略の強化を図る欧州自動車産業の戦略動向と日経自動車メーカー・部品メーカーの欧州戦略と工場の実態調査 (1)」『経営志林』 第39巻 4号
- [9] 下川浩一, 藤本隆宏, 近能善範, 折橋伸哉, 具承桓 (2003b) 「グローバル戦略と環境戦略の強化を図る欧州自動車産業の戦略動向と日経自動車メーカー・部品メーカーの欧州戦略と工場の実態調査 (2)」『経営志林』 第40巻 1号
- [10] 下川浩一, 藤本隆宏, 松尾隆, 折橋伸哉, 加藤寛之, 葛東昇 (2004) 「グローバルブランド戦略の強化と生産システム改革に乗り出した欧州自動車メーカーの動向と, 中東欧戦略の強化をはかる日本自動車メーカーと部品メーカーの動向についての実態調査 (2003年3月実施) (1)」『経営志林』 第40巻 4号
- [11] Wilhelm, B. (1997). Platform and modular concepts at Volkswagen: Their effects on the assembly process. In K. Shimokawa, U. Jürgens & T. Fujimoto (Eds.), *Transforming Automobile Assembly: Experience in Automation and Work Organization* (pp. 146-156). Berlin: Springer.

## 執筆者紹介

岩本由輝 (本学教授)

高橋志朗 (本学教授)

泉正樹 (本学専任講師)

目代武史 (本学准教授)

第170号所載

〔論 文〕

2000年代の山形県における全通労働運動(2)……………岩 本 由 輝( 1 )

構成犯罪学の研究

—犯罪発生の因果関係についてのポスト・モダニストのアプローチ—

……………増 田 周 二( 41 )

第171号所載

〔論 文〕

2000年代の山形県における全通労働運動(3)……………岩 本 由 輝( 1 )

わが国法人税の発達

—法人税の誕生から『シャウブ勸告』発表前夜まで—……………高 橋 志 朗( 35 )

純粹資本主義論における一般的価値形態の成立

—市場の成り立ちに関する一試論—……………泉 正 樹( 45 )

東北学院大学学術研究会

会 長 星 宮 望  
評 議 員 長 吉 田 信 彌  
編 集 委 員 長  
評 議 員  
文学部 遠 藤 裕 一 (会計)  
北 博 (編集)  
辻 秀 人 (編集)  
経済学部 越 智 洋 三 (会計)  
細 谷 圭 (編集)  
郭 基 煥 (編集)  
経営学部 菅 山 真 次 (庶務)  
目 代 武 史 (編集)  
折 橋 伸 哉 (編集)  
法学部 黒 田 秀 治 (編集)  
白 井 培 嗣 (編集)  
羽 田 さ ゆ り (庶務)  
教養学部 吉 田 信 彌 (評議員長・編集委員長)  
野 村 信 (編集)  
柳 井 雅 也 (編集)

東北学院大学経済学論集 第 172 号

2009年12月4日 印 刷 (非売品)  
2009年12月10日 発 行

編集兼 吉 田 信 彌  
発行人 針 生 英 一  
印刷者  
印刷所 ハリウ コミュニケーションズ株式会社  
発行所 東北学院大学学術研究会  
〒980-8511  
仙台市青葉区土樋 一丁目3番1号東北学院大学内

# TOHOKU GAKUIN UNIVERSITY ECONOMIC REVIEW

---

No.172

December 2009

---

## Articles

- The Labor Movement of the Japan Postal Workers Union (Zentei)  
in Yamagata Prefecture in the 2000s (4) .....*Yoshiteru Iwamoto* ( 1 )
- The Development of Tax Accounting during the Late Showa Era and the Heisei Era  
—From the Growth Period until the Turning Point—.....*Shiro Takahashi* ( 23 )
- Marx's Commentary on the Theory of Money-of-Account.....*Masaki Izumi* ( 39 )
- A Study of the Module Strategies of European Automotive Makers :  
VW, Smart, PSA, Daimler, BMW, and Audi.....*Takefumi Mokudai* ( 61 )

---

The Research Association  
Tohoku Gakuin University  
Sendai, Japan